北谷町一般廃棄物処理基本計画

平成30年3月

北谷町

第1章 一般廃棄物処理基本計画について

1.	計画策定の法的根拠	1
2.		
3.	一般廃棄物処理の基本理念	5
4.		6
	第2章 ごみ処理基本計画	
1.	ごみ処理の状況	8
3.		
4.	減量化目標の設定	39
5.	ごみの排出抑制のための方策	43
6.	ごみの分別区分	48
7.	収集運搬計画	49
8.	中間処理計画	49
9.	最終処分計画	50
Ο.	大規模災害時の廃棄物処理について	51
	第3章 生活排水処理基本計画	
1.	し尿処理の状況	55
2.	生活排水処理の将来量について	62
3.	生活排水処理対策	63
4.	し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	65
	資料編	
Ι	北谷町の概要	68
Ι	第五次北谷町総合計画 基本構想・後期基本計画	79
\mathbb{I}	関係法令	80
V	沖縄県内の一般廃棄物処理状況1	10
V	不法投棄の現状と取組1	22
Л	用語集1	32
	2.3.4. 1.2.3.4.5.6.7.8.9.0. 1.2.3.4. IIIIV	 ごみ処理の状況 ごみ見の予測 減量化目標の設定 ごみの排出抑制のための方策 ごみの分別区分 収集運搬計画 中間処理計画 大規模災害時の廃棄物処理について 第3章 生活排水処理基本計画 し尿処理の状況 生活排水処理の将来量について 生活排水処理が第 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画 単名 単名 資料編 北谷町の概要 第五次北谷町総合計画 基本構想・後期基本計画 関係法令 ア法投棄の現状と取組 イス法投棄の現状と取組

第1章 一般廃棄物処理基本計画について

1. 計画策定の法的根拠

一般廃棄物処理基本計画(以下、基本計画という。)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する基本的な事項について定めるものとして、市町村に策定が義務づけられている計画です。

なお、基本計画の策定にあたっては、「ごみ処理基本計画策定指針」及び「生活排水処理 基本計画策定指針」が示されており、これらの指針に沿って策定が行われます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋、基本計画に関係する条項)

- 第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。
- 2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ー 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
 - 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
 - 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
 - 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
 - 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の 一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保 つよう努めなければならない。
- 4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

2. 一般廃棄物処理基本計画の概要

2-1 計画の適用範囲

(1) 対象地域

市町村は、当該市町村の区域内全域について、一般廃棄物処理計画を定めなければならないとされています。

(2) 対象となる廃棄物

一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の統括的な処理責任を負う市町村がその区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画であり、市町村が自ら処理、あるいは市町村以外の者に委託して処理する一般廃棄物だけでなく、廃棄物処理法第6条の2第5項に規定する多量排出事業者に指示して処理させる一般廃棄物や市町村以外の者が処理する一般廃棄物等も含め、当該市町村で発生するすべての一般廃棄物について対象としなければなりません。

また、市町村は、対象となる一般廃棄物について、減量化や再生利用に係る具体的な 推進方策や目標値を明記する必要があります。

2-2 一般廃棄物処理計画の構成

一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画(一般廃棄物処理基本計画)及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画(一般廃棄物処理実施計画)から構成されています。

また、それぞれ、ごみに関する部分(ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画)と生活 排水に関する部分(生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画)とから構成されて います。

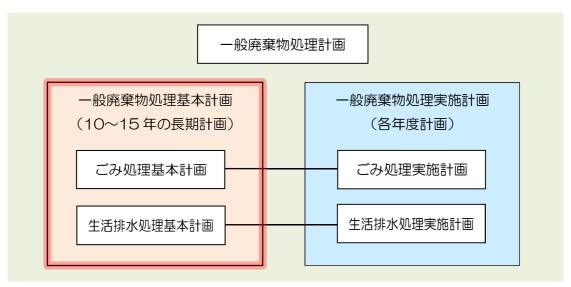


図 1-1 一般廃棄物処理計画の構成

2-3 一般廃棄物処理計画策定の時期

(1) 基本計画

一般廃棄物処理基本計画は、目標年次をおおむね 10 年から 15 年先において、おおむね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切とされています。

(2) 実施計画

一般廃棄物処理実施計画は、毎年度末までに、次年度に関するごみ及び生活排水の処理について策定する必要があります。

2-4 廃棄物処理基本計画の位置づけ

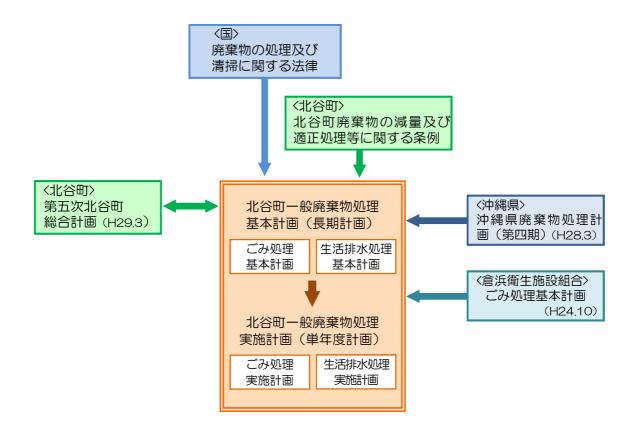


図 1-2 北谷町一般廃棄物処理基本計画の関係法令・計画との関係

2-5 計画の目標年度

本計画は 2018 (平成 30) 年度を初年度とし 10 年後の 2027 年度を目標年度とします。

2027年度における本町と周辺地域の将来の姿を想定し、地域の特性を活かしつつ、目標年度に理想とする一般廃棄物処理行政の確立を目指します。

なお、本計画は、計画期間において、おおむね5年ごとに見直すほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直します。

2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024年度	2025年度	2026 年度	2027年度
(1年目)	(2年目)	(3年目)	(4年目)	(5年目)	(6年目)	(7年目)	(8年目)	(9年目)	(10年目)
基本計画の初年度				基本計画の改定					計画目標年度
	が提条件に は見直しを9		があった						

図 1-3 北谷町一般廃棄物処理基本計画の計画目標年度

3. 一般廃棄物処理の基本理念

本町の一般廃棄物処理に係る基本理念は、ごみ処理が、"循環型社会の構築"と設定し、 生活排水処理が、"環境が保全された快適で安全・安心なまち"と設定します。

循環型社会とは、ごみをなるべく出さずに、ごみをできるだけ資源として有効利用し、 どうしても利用が難しいものはきちんと処理・処分を行うことで、天然資源の消費を減ら し、環境への負荷をできるだけ減らす社会のことです。本町では、このような社会の構築 に向け取り組んでいきます。

生活排水処理については、良好な生活環境や自然環境保全を図るために、生活排水の適 正処理に努め、人と自然が共生できる快適で安全・安心なまちづくりを行います。

4. 基本方針

4-1 ごみ処理の基本方針

本町では、ごみ処理の基本理念として、前項で示した"循環型社会の構築"を設定し、 ごみ減量やリサイクルの推進、不法投棄の防止に取り組むものとします。

循環型社会の構築に向け、住民、事業者及び行政の3者の協働により、ごみとなるものは断り(リフューズ)、ごみの発生を抑制し(リデュース)、製品等の再使用(リユース)に努め、資源として再生可能なものについては再生利用(リサイクル)を図る4Rを推進します。

《ごみ処理の基本方針》

基本方針1 ごみの排出抑制の推進

住民・事業者・行政の3者が協働し、それぞれの責任と役割分担の下に、ごみの排出抑制に取り組みます。

基本方針2 ごみの資源化の推進

分別の徹底を呼びかけ、更なるリサイクルに努めます。

基本方針3 ごみの適正処理

循環的利用が困難なごみについては、適正な処理・処分を行います。 また、不法投棄や野焼きなどのごみの不適正処理の防止に努めます。

基本方針4 ごみに関する普及・啓発

ごみ問題やリサイクルなどに関する情報を発信し、ごみの排出抑制やリサイクルの推進、不法投棄防止の徹底、環境美化などに関する普及・啓発を推進します。

基本方針5 関係市との連携

北谷町、沖縄市、宜野湾市は、倉浜衛生施設組合を設立し、ごみ処理・処分などに関する連携体制を確立しています。

また、倉浜衛生施設組合では 2012 (平成 24) 年 10 月に「ごみ処理基本計画」を策定し、ごみ排出量の抑制目標や施策などが設定されています。

これらの目標や施策との整合を図り、関係市と連携し、効率的な処理体制の確立に努めます。

4-2 生活排水処理の基本方針

本町では、生活排水処理の基本理念として、前項で示した"環境が保全された快適で安全・安心なまち"を設定し、生活環境の向上と自然環境の保全を図るため、下水道施設の適切な維持管理に取り組み、衛生的なまちづくりを進めるものとします。

公共下水道の整備推進と下水道への接続を促進し、下水道の整備が困難な地域(下水道 処理区域外の地域)については、合併処理浄化槽の普及を促進します。また、浄化槽世帯 に対しては、浄化槽を適正に管理して頂くように周知を図ります。

《生活排水処理の基本方針》

基本方針1 公共下水道への接続の推進

公共下水道の整備済地域については、下水道への接続を促進します。

基本方針2 合併処理浄化槽の普及推進

公共下水道の未整備地域については、各家庭への合併処理浄化槽の普及を促進します。

基本方針3 浄化槽の適正管理の啓発

浄化槽設備の適正管理を設置者に啓発します。

第2章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の状況

1-1 ごみ処理体制

本町のごみの収集・運搬は、一般家庭より排出される生活系ごみについては委託業者により行われており、事業所やスーパーマーケットなどから排出される事業系ごみについては許可業者による収集となっています。

本町のごみの処理は、本町、沖縄市及び宜野湾市の3市町で構成されている倉浜衛生施設組合の廃棄物処理施設、並びに北谷町草木類資源化処理施設にて、中間処理、最終処分、 資源化が行われています。

ごみの中間処理は、倉浜衛生施設組合のエコトピア池原(熱回収施設)において、燃やせるごみの溶融焼却処理を行い、溶融残渣などについては同組合のエコボウル倉浜(最終処分場)にて埋立処分を行っています。また、同組合のエコループ池原(リサイクルセンター)において、燃やせないごみ及び不燃性粗大ごみの破砕・選別処理、缶の選別・圧縮処理、びんの選別処理、ペットボトル及び古紙類の圧縮梱包処理を行い、資源ごみのリサイクルを行っています。

庭木の剪定などから発生する草木類については、北谷町草木類資源化処理施設において、 チップ化による減量及び堆肥化を行っています。また、公園や街路樹の維持管理、行政区 や学校での一斉清掃により発生した草木類についても、合わせて処理を行っています。

学校給食センターから発生する食品残渣については、飼料化も行っています。

収集・運搬の概要

収集区域:北谷町内全域(米軍施設内は除く)

収集業者:生活系ごみ ……… 委託業者

事業系ごみ ……… 許可業者

収集方式:各戸収集方式(生活系ごみ)

分別種類:生活系ごみ ……… 燃やせるごみ、燃やせないごみ、有害ごみ、粗大ごみ、

資源ごみ(5種分別)

事業系ごみ …… 燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ(3種分別)

※「資源ごみ」は、缶、びん、ペットボトル、古紙類、草木類(申込み制)に分類されます。

※基地外居住の軍人・軍属から排出される廃棄物については、「事業系ごみ」として 許可業者による収集が行われています。

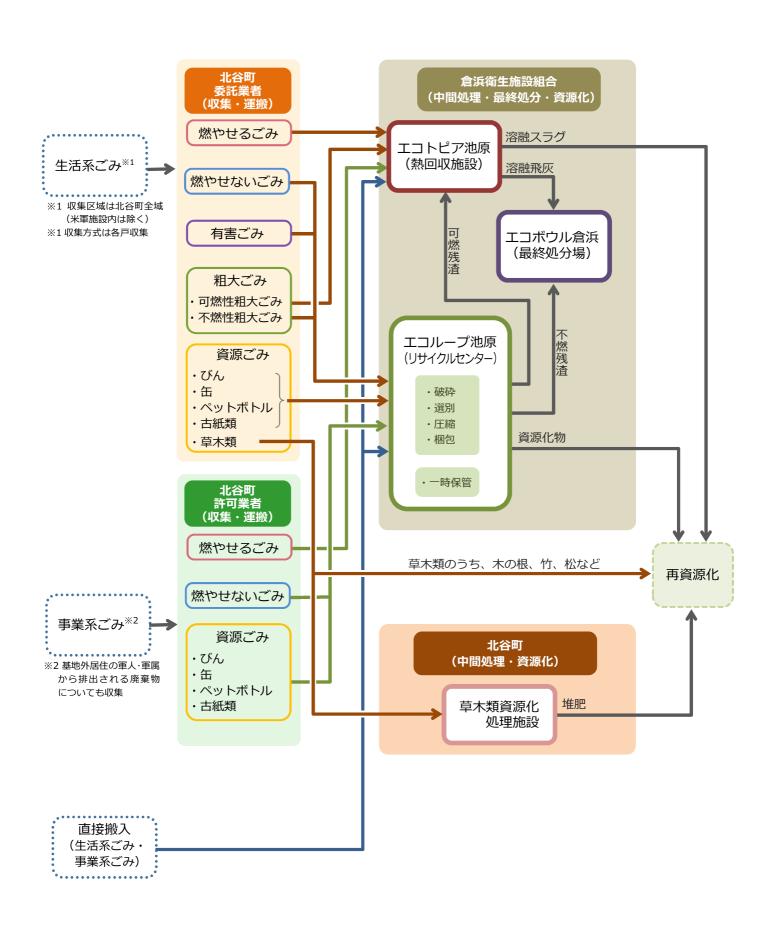


図 2-1 ごみ処理の流れ

(1) ごみの分別種類

本町のごみの分別種類は、生活系ごみが燃やせるごみ、燃やせないごみ、有害ごみ、 粗大ごみ及び資源ごみの5種分別となっており、事業系ごみは燃やせるごみ、燃やせないごみ及び資源ごみの3種分別となっています。



図 2-2 生活系ごみの分別ポスター

(2) 収集•運搬体制

本町のごみの収集・運搬は、一般家庭から排出される生活系ごみは委託業者によって 行われ、事業所などから排出される事業系ごみは許可業者によって行われています。

①収集区域

本町には、自家処理区域はなく、町内全域(軍施設内は除く)が収集区域となっています。

②収集方式

生活系ごみの収集方式は、門口収集により行っています。

事業系ごみは、事業者と許可業者との契約により収集が行われるため、特に収集方式は定めていません。

(3) 中間処理体制

本町の中間処理は、本町、沖縄市及び宜野湾市の3市町で構成されている倉浜衛生施設組合のエコトピア池原(熱回収施設)及びエコループ池原(リサイクルセンター)、並びに本町の北谷町草木類資源化処理施設にて行われています。

以下に本町のごみ処理を行っている各施設の概要を示します。

①熱回収施設及びリサイクルセンター

倉浜衛生施設組合のエコトピア池原(熱回収施設)では、主に燃やせるごみの溶融焼 却処理が行われています。

また、エコループ池原(リサイクルセンター)では、資源ごみの選別・圧縮処理を行い、再生資源化業者に引き渡すまでの間、一時保管を行います。

なお、本施設の耐用年数は、建物が50年間、設備が15年間となっています。



図 2-3 エコトピア池原及びエコループ池原の外観

表 2-1 エコトピア池原及びエコループ池原の概要

施設名称	エコトピア池原(熱回収施設)				
所在地	沖縄市字池原 3394 番地				
施設規模	309 t/日(103t/24h×3炉)				
溶融焼却設備	流動床式ガス化溶融炉				
余熱利用設備	蒸気タービン発電及び蒸気利用方式 (最大出力 6,000kW)				
建築面積	5,059,55m ²				
延床面積	9,425.85m ²				
構造	鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート及び 鉄筋コンクリート造、地下1階、地上4階				
竣工	2010 (平成 22) 年 3 月				

資料: 倉浜衛生施設組合ホームページ

施設名称	エコループ池原(リサイクルセンター)				
所 在 地	沖縄市字池原 3394 番地				
施設規模	82 t/日 (5h)				
建築面積	3,195.33m ²				
延床面積	5,480.57m ²				
構造	鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート及び 鉄筋コンクリート造、地上4階				
竣工	2010 (平成 22) 年 3 月				

②草木類資源化施設

本町内で発生した草木類については、本施設においてチップ化を行い、堆肥として資源化を行っています。





図 2-4 北谷町草木類資源化処理施設

表 2-2 北谷町草木類資源化処理施設の概要

施設名称	北谷町草木類資源化処理施設				
所 在 地	北谷町字上勢頭 846 番地 2				
施設規模 (敷地面積)	1, 390m²				
処理方法	剪定枝葉・剪定木のチップ化処理、草については堆積処理				
竣工	2004 (平成 16) 年 4 月				

(4) 最終処分体制

倉浜衛生施設組合のエコボウル倉浜(最終処分場)では、エコトピア池原(熱回収施設)から発生する溶融飛灰やエコループ池原から発生する資源化不適な処理残渣の埋立処分を行っています。

なお、本施設の2017 (平成29) 年3月31日における埋立残余容量は215,595 m³となっています。



図 2-5 エコボウル倉浜(最終処分場)

表 2-3 エコボウル倉浜(最終処分場)の概要

施設名称	エコボウル倉浜(最終処分場)						
所 在 地	沖縄市字倉敷 111 番地						
施設規模	埋 立 処 分 場:埋立面積 38,000m²、埋立容量 400,000m³ 浸出水処理施設:処理能力 140m³/日						
処理方式	埋 立 処 分 場:準好気性埋立・サンドイッチ工法 浸出水処理施設:接触ばっ気生物処理+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着						
埋立残余容量	215,595m³ (2017 (平成 29) 年 3 月 31 日現在)						
竣工	1996 (平成8) 年12月						

資料: 倉浜衛生施設組合ホームページ、一般廃棄物最終処分場パンフレット

1-2 ごみ処理の実績

(1) ごみ処理状況

①ごみの総排出量

本町における 2016 (平成 28) 年度のごみ総排出量は 12,184 トンであり、1人 1日当たりの量に換算すると 1,141 グラムとなります。これは、2015 (平成 27) 年度の全国平均値 (939 グラム) よりも約 200 グラム大きく、また、同年度の沖縄 県平均値 (841 グラム) よりも約 300 グラム大きい値となっています。

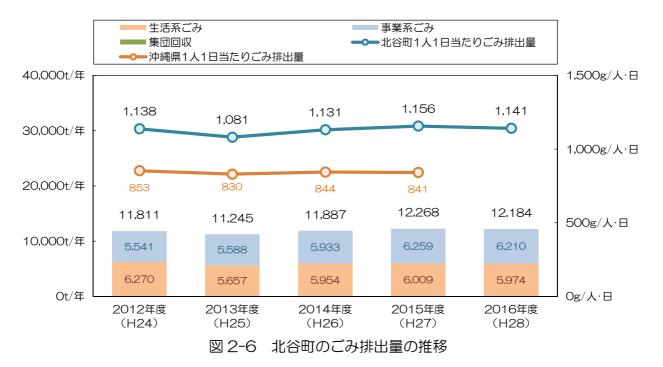


表 2-4 北谷町のごみ排出量の推移

項目	人口		ごみ排出量	fl (t/年)		1人1日当たりごみ排出量(g/人·日)			
年度	(人)	生活系	事業系	集団回収	総排出量	北谷町	沖縄県	全国平均	
2012年度 (H24)	28,447	6,270 (53.1%)	5,541 (46.9%)	O (0%)	11,811 (100%)	1,138	853	964	
2013年度 (H25)	28,505	5,657 (50.3%)	5,588 (49.7%)	O (0%)	11,245 (100%)	1,081	830	958	
2014年度 (H26)	28,805	5,954 (50.1%)	5,933 (49.9%)	O (0%)	11,887 (100%)	1,131	844	947	
2015年度 (H27)	28,996	0,000	6,259 (51.0%)	O (0%)	12,268 (100%)	1,156	841	939	
2016年度 (H28)	29,266	0,017	6,210 (51.0%)	O (0%)	12,184 (100%)	1,141	_	_	

^{※()}内の構成割合は、四捨五入しているため合計が100%にならないことがあります。

資料:「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省、北谷町)

^{※2016 (}平成 28) 年度の沖縄県及び全国平均の1人1日当たりごみ排出量は、2018 (平成 30) 年3 月現在公表されていないため「一」としています。

[※]本町は、他市町村と比較して事業系ごみが多くなっています。この事業系ごみが多くなっている一因としては、数千人といわれる町内に居住する米軍の軍人・軍属から排出されるごみの多くが事業系ごみとして収集されていることによると考えられています。

②ごみの種類別排出量

本町におけるごみの種類別排出量の推移を以下に示します。

ごみの種類別排出量では、燃やせるごみが最も多く、全体の約9割を占めています。

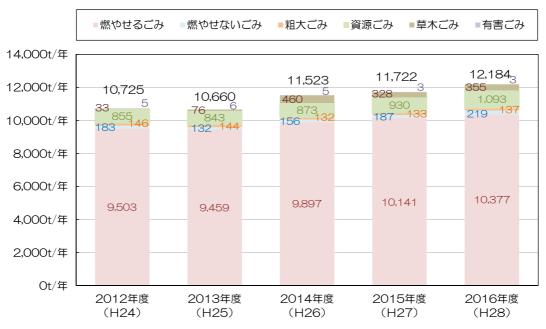


図 2-7 北谷町のごみの種類別排出量の推移

単位: t/年

表 2-5 北谷町のごみの種類別排出量の推移

年 度	燃やせる ごみ	燃やせない ごみ	粗大ごみ	資源ごみ	草木ごみ	有害ごみ	合 計
2012年度	9,503	183	146	855	33	5	10,725
(H24)	(88.6%)	(1.7%)	(1.4%)	(8.0%)	(0.3%)	(0.05%)	(100%)
2013年度 (H25)	9,459 (88.7%)	132 (1,2%)	144 (1.4%)	843 (7.9%)	76 (0.7%)	6 (0.06%)	10,660 (100%)
2014年度	9,897	156	132	873	460	5	11,523
(H26)	(85.9%)	(1.4%)	(1.1%)	(7.6%)	(4.0%)	(0.04%)	(100%)
2015年度	10,141	187	133	930	328	3 (0.03%)	11,722
(H27)	(86.5%)	(1.6%)	(1.1%)	(7.9%)	(2.8%)		(100%)
2016年度	10,377	219	137	1,093	355	3 (0.02%)	12,184
(H28)	(85.2%)	(1.8%)	(1.1%)	(9.0%)	(2.9%)		(100%)

※()内の構成割合は、四捨五入しているため合計が100%にならないことがあります。

資料: 倉浜衛生施設組合資料

③ごみの処理状況

本町におけるごみの処理状況の推移を以下に示します。 ごみの処理状況は、直接焼却量が最も多く、全体の約9割を占めています。



図 2-8 北谷町のごみ処理状況の推移

単位: t/年

表 2-6 北谷町のごみの処理状況の推移

K Z G Miliano Cop ob Carlo (Miliano) E p								
年 度	直接焼却量	焼却以外の 中間処理量	合 計					
2012 年度	9,692	1,409	11,101					
(H24)	(87.3%)	(12.7%)	(100%)					
2013年度	9,581	1,168	10,749					
(H25)	(89.1%)	(10.9%)	(100%)					
2014年度	9,811	1,511	11,322					
(H26)	(86.7%)	(13.3%)	(100%)					
2015年度	10,563	1,411	11,974					
(H27)	(88.2%)	(11.8%)	(100%)					
2016年度	10,690	1,687	12,377					
(H28)	(86.4%)	(13.6%)	(100%)					

※()内の構成割合は、四捨五入しているため合計が100%にならないことがあります。

資料:「一般廃棄物処理事業実態調查」(環境省)、倉浜衛生施設組合資料等

④資源化の状況

本町における資源化の状況の推移を以下に示します。

2016(平成28)年度における資源化量は、ガラス類が最も多く、以下、肥料、金属類、溶融スラグ等の順となっています。

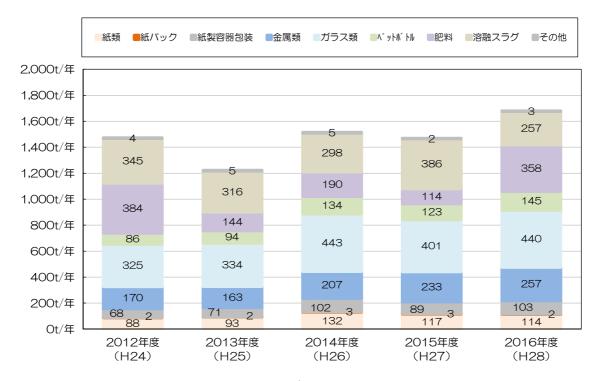


図 2-9 北谷町のごみの資源化量の推移

単位: t/年

表 2-7 北谷町の資源化量の推移

年度	紙類	紙パック	紙製容器 包装	金属類	ガラス類	ペット ボトル	肥料	溶融 スラグ	その他	合計
2012年度 (H24)	88 (6.0%)	2 (0.1%)	68 (4.6%)	170 (11.5%)	325 (22.1%)	86 (5.8%)	384 (26.1%)	345 (23.4%)	4 (0.3%)	1,472 (100%)
2013年度 (H25)	93 (7.6%)	2 (0.2%)	71 (5.8%)	163 (13.3%)	334 (27.3%)	94 (7.7%)	144 (11.8%)	316 (25.9%)	5 (0.4%)	1,222 (100%)
2014年度 (H26)	132 (8.7%)	3 (0.2%)	102 (6.7%)	207 (13.7%)	443 (29.3%)	134 (8.9%)	190 (12.5%)	298 (19.7%)	5 (0.3%)	1,514 (100%)
2015年度 (H27)	117 (8.0%)	3 (0.2%)	89 (6.1%)	233 (15.9%)	401 (27.3%)	123 (8.4%)	114 (7.8%)	386 (26.3%)	2 (0.1%)	1,468 (100%)
2016年度 (H28)	114 (6.8%)	2 (0.2%)	103 (6.1%)	257 (15.3%)	440 (26,2%)	145 (8.6%)	358 (21.3%)	257 (15.3%)	3 (0.2%)	1,679 (100%)

※()内の構成割合は、四捨五入しているため合計が100%にならないことがあります。

資料:「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)、倉浜衛生施設組合資料等

⑤可燃ごみの性状

本町のごみ処理を実施している倉浜衛生施設組合における可燃ごみのごみ質の推移を以下に示します。

2016 (平成 28) 年度における可燃ごみの性状は、木・竹・わらが最も多く、次いで、ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類、紙・布となっています。

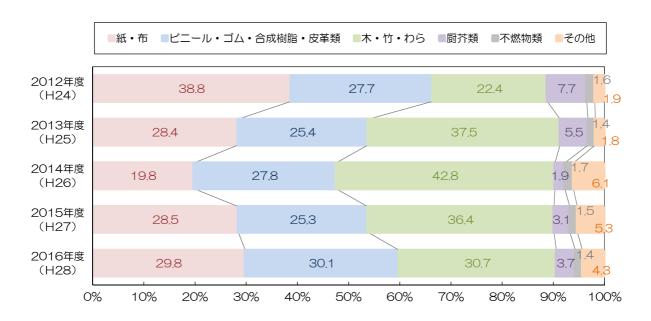


図 2-10 倉浜衛生施設組合における可燃ごみの性状

表 2-8 倉浜衛生施設組合における可燃ごみの性状

	項目	2012年度 (H24)	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016 年度 (H28)
	紙•布	38.8 %	28.4 %	19.8 %	28.5 %	29.8 %
	ビニール・ゴム・ 合成樹脂・皮革類	27.7 %	25.4 %	27.8 %	25.3 %	30.1 %
種類	木・竹・わら	22.4 %	37.5 %	42.8 %	36.4 %	30.7 %
組組	厨芥類	7.7 %	5.5 %	1.9 %	3.1 %	3.7 %
成	不燃物類	1.6 %	1.4 %	1.7 %	1.5 %	1.4 %
	その他	1.9 %	1.8 %	6.1 %	5.3 %	4.3 %
	計	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	水 分	36.2 %	35.5 %	31.4 %	29.5 %	29.4 %
三成分	灰 分	5.9 %	4.7 %	5.7 %	5.8 %	6.1 %
分	可燃分	57.9 %	59.8 %	63.0 %	64.7 %	64.5 %
	計	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
低	位発熱量 実測値 (kJ/kg)	11,555	12,358	12,750	13,408	13,508

資料:倉浜衛生施設組合資料

1-3 ごみ処理の評価

(1) 国・沖縄県・沖縄県内市町村の実績値との比較

2015 (平成 27) 年度及び 2016 (平成 28) 年度における本町のごみ処理の実績値と国及び沖縄県の実績値との比較を表 2-9 に示します。

2015 (平成 27) 年度における 1 人 1 日当たりのごみ量は、本町が 1,156 グラム/人・日となっており、国(939 グラム/人・日)及び沖縄県(841 グラム/人・日)の値を上回っています。

リサイクル率(ごみ処理量に対する資源化量の割合)は、本町が12.3%となっており、 国(20.4%)及び沖縄県(14.7%)の値を下回っています。

最終処分率は、本町が5.2%となっており、国(9.5%)及び沖縄県(6.0%)の値を下回っています。

表 2-9 国・沖縄県の実績値との比較

TE D	国	沖縄県	北谷町		
項目	(2015年度)	(2015年度)	2015 年度	2016 年度	
1人1日当たりのごみ量	939 g/人·日	841 g/人·日	1,156 g/人·日	1,141 g/人·日	
リサイクル率	20.4 %	14.7 %	12.3 %	13.6 %	
最終処分率	9.5 %	6.0 %	5.2 %	6.5 %	

%1 人 1 日当たりのごみ量 $(g/ \text{人} \cdot \text{日}) =$ ごみ総排出量 $(t/\text{年}) \div \text{人} \text{口} (\text{人}) \div 365$ または 366 日 $\times 1,000,000$ ※リサイクル率(%) =総資源化量(t/年) ÷ [ごみ処理量(t/年) +集団回収量(t/年)] $\times 100$

※最終処分率 (%) = 最終処分量 (t/年) ÷ごみ総排出量 (t/年) ×100

資料:「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)、倉浜衛生施設組合資料等

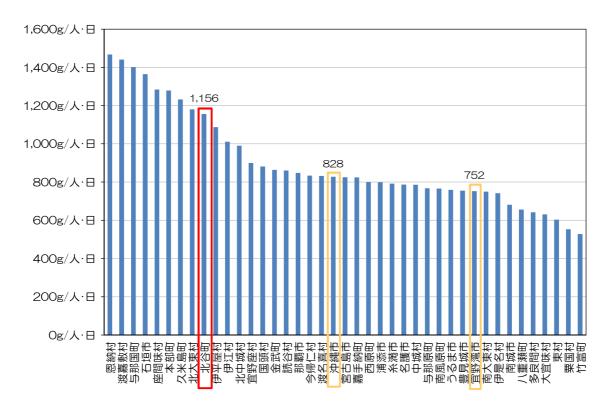
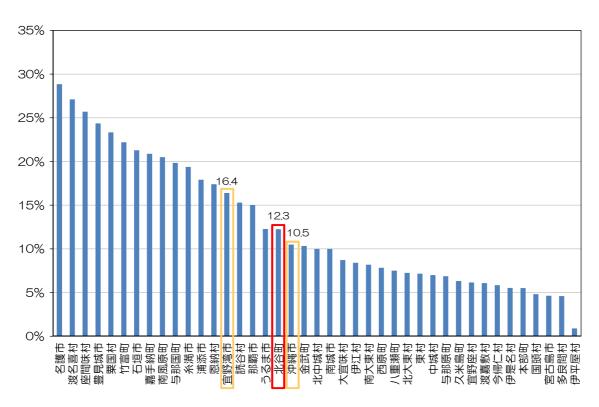
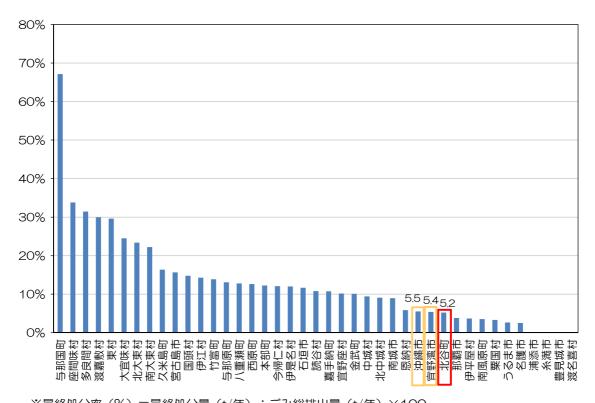


図 2-11 沖縄県内市町村の 1 人 1 日当たりのごみ量(2015(平成 27)年度)



※リサイクル率(%) = 総資源化量(t/年)÷ [ごみ処理量(t/年)+集団回収量(t/年)]×100 図 2-12 沖縄県内市町村のリサイクル率(2015(平成27)年度)



※最終処分率(%)=最終処分量(t/年)÷ごみ総排出量(t/年) $\times 100$

図 2-13 沖縄県内市町村の最終処分率(2015(平成27)年度)

(2) 国・沖縄県の目標値との比較

国及び沖縄県のごみの減量化に係る目標値の概要を表 2-10 に示し、国及び沖縄県の目標値と本町の実績値(2015(平成27)年度)との比較を表 2-11 に示します。

1人1日当たりのごみ排出量及び再生利用量は、国、沖縄県の目標を達成していませんが、最終処分量は国、沖縄県の目標を達成しています。

表 2-10 国・沖縄県の目標値の概要

項目	国	沖縄県
目標年次	2015(平成 27)年度	2015(平成 27)年度
排出量	2007 (平成 19) 年度の排出量に 対し年間排出量を約 5%削減する (1人1日当たりごみ排出量換算値 996g/人・日)	2008 (平成 20) 年度の排出量 425 千トンと同程度に抑制する (1 人 1 日当たりのごみ排出量は 2008 (平成 20) 年度に対し 26 g/ 人・日削減し、805 g/人・日とする)
再生利用量	排出量の約 25%に増加させる	排出量の 22%
最終処分量	2007 (平成 19) 年度の最終処分量に対し年間最終処分量を約 22%削減する (排出量に対する割合として約11%)	排出量の 8%

[※]再生利用量の欄の割合は、ごみ総排出量に対する資源化量の割合であり、前出のリサイクル率とは異なる (リサイクル率は"ごみ処理量"に対する資源化量の割合)。

資料: <国> 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成13年5月環境省告示34号、平成22年改正)

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(平成19年6月(平成25年4月改訂))

<沖縄県>「沖縄県廃棄物処理計画(第三期)」(平成23年3月)

表 2-11 国・沖縄県の目標値との比較

項目	国の目標値 2015 年度 (H27)	沖縄県の目標値 2015 年度 (H27)	北谷町の実績値 2015 年度 (H27)	国の目標値 に対する評価	沖縄県の目標値 に対する評価
1人1日当たり ごみ排出量	996g/人·日	805g/人·日	1,156g/人·日	×	×
再生利用量	約 25%	22%	12.0%	×	×
最終処分量	約 11%	8%	5.2%	0	0

(3) 2012 (平成 24) 年度策定の北谷町一般廃棄物処理基本計画の目標との比較

「北谷町一般廃棄物処理基本計画」(平成 25 年 3 月) における中間目標値(2017 (平成 29) 年度) と実績値(2016 (平成 28) 年度) を以下に示します。

2016(平成28)年度時点では、生活系ごみの排出量は目標を達成しているが、事業系ごみの排出量及び再生利用量においては、目標を達成していません。

事業系ごみの排出量が目標を達成できていないのは、事業所の大型化により、1 事業 所から排出されるごみ量が目標値の 1.4倍に達したことが考えられます。

また、再生利用量については、古紙類や金属類の有価で取り引きされる資源ごみ(生活系ごみ)の無断持ち去りが行われており、再生利用量の伸びが鈍化していることも要因と考えられます。

表 2-12 「北谷町一般廃棄物処理基本計画」(平成 25 年 3 月)の目標値との比較

項目	北谷町 中間目標値 (2017 (平成29)年度) (北谷町一般廃棄物処理基本計画(H25.3))	(2010 (平成20) 平度 <i>)</i> 	中間目標値に 対する評価
生活系ごみ	1人1日当たりのごみ量 582.9g/人·日 (6,868 t /年、32,283人)	1人1日当たりのごみ量 559.3g/人·日 (5,974 t /年、29,266人)	0
事業系ごみ	1事業所当たり年間ごみ量 3.07 t /年 (5,130 t /年、1,671事業所)	1事業所当たり年間ごみ量 4.43 t /年 (6,210 t /年、1,403事業所)	×
再生利用量(排出量に対する割合)	2,640 t /年 (約 22%)	1,679 t /年 (約 14%)	×

^{※1} 人 1 日当たりのごみ量 $(g/人\cdot H)$ = ごみ総排出量 $(t/H) \div J$ (人) $\div 365$ 日または 366 日×1,000,000 ※2016 (平成 28) 年度の 1 事業所当たり年間ごみ量については、「平成 28 年経済センサスー活動調査」の「全産業 (公務を除く)」の事業所数に基づき算出しています。

(4) 倉浜衛生施設組合構成市との比較

2016 (平成 28) 年度の本町のごみ排出量の内訳では、生活系ごみと事業系ごみの割合は 49.0%と 51.0%となっており、沖縄市、宜野湾市及び沖縄県平均と比較して、事業系ごみの割合が高くなっています。

表 2-13 北谷町、沖縄市及び宜野湾市のごみ排出量の内訳

	北谷町			沖縄市			宜野湾市					
年度	生活系	事業系	集団回収	ごみ総 排出量	生活系	事業系	集団	ごみ総 排出量	生活系	事業系	集団回収	ごみ総 排出量
2012	6,270	5,541	О	11,811	28,097	14,241	0	42,338	17,852	8,321	0	26,173
(H24)	(53.0%)	(47.0%)	(0%)	(100%)	(66.4%)	(33.6%)	(0%)	(100%)	(68.2%)	(31.8%)	(0%)	(100%)
2013	5,657	5,588	0	11,245	28,034	13,616	0	41,650	16,299	8,383	0	24,682
(H25)	(50.3%)	(49.7%)	(0%)	(100%)	(67.3%)	(32.7%)	(0%)	(100%)	(66.0%)	(34.0%)	(0%)	(100%)
2014	5,954	5,933	0	11,887	28,445	13,763	0	42,208	17,787	8,560	0	26,347
(H26)	(50.0%)	(50.0%)	(0%)	(100%)	(67.4%)	(32.6%)	(0%)	(100%)	(67.5%)	(32.5%)	(0%)	(100%)
2015	6,009	6,259	0	12,268	27,622	14,741	0	42,363	17,890	8,633	0	26,523
(H27)	(49.0%)	(51.0%)	(0%)	(100%)	(65.2%)	(34.8%)	(0%)	(100%)	(67.5%)	(32.5%)	(0%)	(100%)
2016	5,974	6,210	0	12,184	28,171	14,611	0	42,782	18,240	8,740	0	26,980
(H28)		(51.0%)	(0%)	(100%)	(65.8%)	(34.2%)	(0%)	(100%)	(67.6%)	(32.4%)	(0%)	(100%)

※()は、構成割合

資料:「一般廃棄物処理事業実態調查」(環境省)、倉浜衛生施設組合資料等

表 2-14 沖縄県のごみ排出量の内訳

単位: t/年

	+ <u> </u>							
	沖縄県							
年度	生活系	事業系	集団回収	ごみ総 排出量				
2012	293,376	153,709	436	447,521				
(H24)	(65.6%)	(34.3%)	(0.10%)	(100%)				
2013	281,535	154,419	474	436,428				
(H25)	(64.5%)	(35.4%)	(O.11%)	(100%)				
2014	291,951	154,067	443	446,461				
(H26)	(65.4%)	(34.5%)	(0.10%)	(100%)				
2015	290,207	157,820	505	448,532				
(H27)	(64.7%)	(35.2%)	(O.11%)	(100%)				

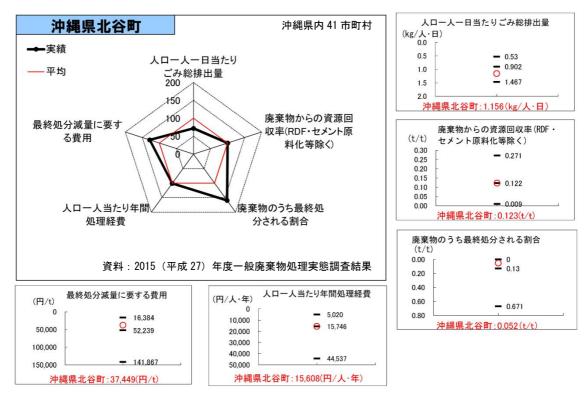
※()は、構成割合

資料:「一般廃棄物処理事業実態調査」 (環境省)

□生活系 □事業系 ■集団回収 50,000t/年 42,782 40,000t/年 14,611 30,000t/年 26,980 8,740 20,000t/年 12,184 28,171 10,000t/年 6,210 18,240 5,974 Ot/年 北谷町 沖縄市 宜野湾市

単位: t/年

図 2-14 2016 (平成 28) 年度ごみ排出量の内訳



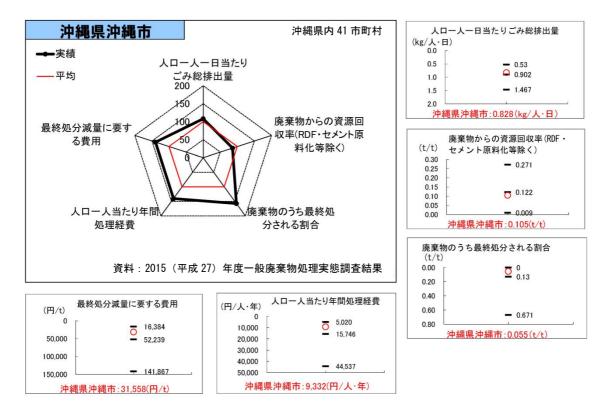
※沖縄県内市町村の平均を 100 (赤色の実線) とした場合の北谷町の実績 (指数値) を黒色の実線で示します。 平均値 (赤色の実線) の外側に飛び出している指標は、沖縄県内市町村より優れていることを示しています。

図 2-15 北谷町の標準的な指標のレーダーチャート(2015(平成27)年度)

表 2-15 北谷町及び沖縄県内市町村における標準的な指標(2015(平成27)年度)

標準的な指標	人ロー人一日当た りごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメ ント原料化等除く) (t / t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人ロー人当たり 年間処理経費 (円/人·年)	最終処分減量に 要する費用** (円/t)
北谷町実績 (指数値)	1.156 (71.8)	0.123 (100.5)	0.052 (159.7)	15,608 (100,9)	37,449 (128,3)
沖縄県内平均	0.902	0.122	0.130	15,746	52,239
沖縄県内最大	1.467	0.271	0.671	44,537	141,867
沖縄県内最小	0.530	0.009	0	5,020	16,384
標準偏差	0,248	0.068	0.123	10,015	35,830

[※]ごみの中間処理(溶融焼却処理、破砕、選別等)により、最終処分量を減量するのに要した費用です。



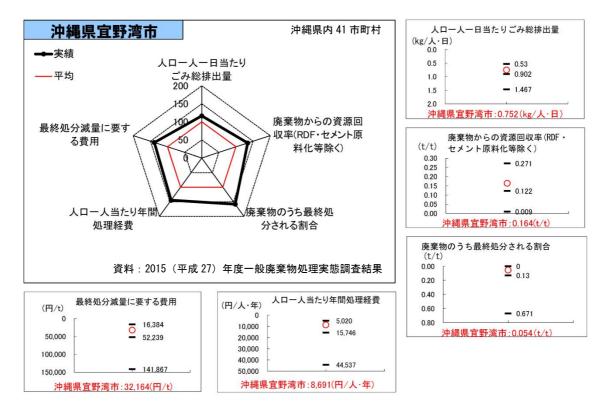
※沖縄県内市町村の平均を 100 (赤色の実線) とした場合の沖縄市の実績 (指数値) を黒色の実線で示します。 平均値 (赤色の実線) の外側に飛び出している指標は、沖縄県内市町村より優れていることを示しています。

図 2-16 沖縄市の標準的指標のレーダーチャート(2015(平成 27)年度)

表 2-16 沖縄市及び沖縄県内市町村における標準的な指標(2015(平成27)年度)

標準的な指標	人口一人一日当た りごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源 回収率 (RDF・セメ ント原料化等除く) (t / t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人·年)	最終処分減量に 要する費用** (円/t)
沖縄市実績 (指数値)	0.828 (108.2)	0.105 (86.0)	0.055 (157.4)	9,332 (140.7)	31,558 (139.6)
沖縄県内平均	0.902	0.122	0.130	15,746	52,239
沖縄県内最大	1.467	0.271	0.671	44,537	141,867
沖縄県内最小	0.530	0.009	0	5,020	16,384
標準偏差	0.248	0.068	0.123	10,015	35,830

※ごみの中間処理(溶融焼却処理、破砕、選別等)により、最終処分量を減量するのに要した費用です。



※沖縄県内市町村の平均を 100 (赤色の実線) とした場合の宜野湾市の実績 (指数値) を黒色の実線で示します。 平均値 (赤色の実線) の外側に飛び出している指標は、沖縄県内市町村より優れていることを示しています。

図 2-17 宜野湾市の標準的指標のレーダーチャート(2015(平成27)年度)

表 2-17 官野湾市及び沖縄県内市町村における標準的な指標(2015(平成27)年度)

人口一人一日当た りごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメ ント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人·年)	最終処分減量に 要する費用** (円/t)
0.752 (116.6)	0.164 (134.3)	0.054 (158.4)	8,691 (144.8)	32,164 (138.4)
0.902	0.122	0.130	15,746	52,239
1.467	0.271	0.671	44,537	141,867
0.530	0.009	0	5,020	16,384
0,248	0.068	0.123	10,015	35,830
	りごみ総排出量 (kg/人・日) 0.752 (116.6) 0.902 1.467 0.530	グロー人 - 日当た りごみ総排出量 (kg/人・日) 回収率(RDF・セメ ント原料化等除く) (t/t) 0.752 0.164 (116.6) (134.3) 0.902 0.122 1.467 0.271 0.530 0.009	グロー人 - 日当た りごみ総排出量 (kg/人・日)	グロー人 - 日当たりごみ総排出量 (kg/人・日) 回収率(RDF・セメント原料化等除く) (t/t) 処分される割合 (円/人・年) 年間処理経費 (円/人・年) 0.752 0.164 0.054 8,691 (116.6) (134.3) (158.4) (144.8) 0.902 0.122 0.130 15,746 1.467 0.271 0.671 44,537 0.530 0.009 0 5,020

※ごみの中間処理(溶融焼却処理、破砕、選別等)により、最終処分量を減量するのに要した費用です。

1-4 ごみ処理の課題

(1) 排出抑制に係る課題

本町においては、資源ごみの分別収集、生活系ごみの有料化、生ごみ処理器(機)などの購入助成など、様々な排出抑制施策を実施しています。

しかし、本町の1人1日当たりのごみ量は、2016(平成28)年度において1,141グラム(生活系・事業系の合計)であり、2015(平成27)年度の沖縄県平均の841グラム(生活系・事業系の合計)を上回る値となっています。特に事業系ごみについては、沖縄県平均の296グラムに対し、北谷町は590グラムと約2倍の排出量となっており、沖縄県平均を大幅に上回っています。

今後は、ごみの排出抑制に関する意識啓発や環境教育、事業系ごみの分別排出の徹底、 近年関心が高まっている食品ロス(食べられるのに捨てられている食べ物)の削減対策 などを推進し、ごみの排出抑制を図っていく必要があります。

(2) 収集・運搬に係る課題

収集・運搬については、ペットボトルやびんに異物の混入や、キャップがついたまま となっていたり、古紙類が雨の日に排出されていたりする場合がみられ、排出時のルー ルが十分に浸透していない状況にあります。

今後は、これらの排出時のルールが守られていないごみについて、収集を拒否するなどの指導の徹底や排出方法を分かりやすく示した広報を配布するなど対策が必要となります。

また、アルミなどの高価な資源ごみについては、町の委託業者による収集・運搬が行われる前に、個人的に回収を行ういわゆる資源ごみの無断持ち去りが行われていることが見受けられます。

資源ごみの無断持ち去りは、その収集・運搬量が金属類などの取引市場に左右され、 収集・運搬体制の不安定要因になることも考えられます。

また、本来、資源ごみの販売収益は町のごみ処理費用にあてられるものであり、現状 においては、これが流出していることになり、今後は、無断持ち去りの実態把握や防止 対策が必要となります。

(3) 中間処理に係る課題

本町のごみの中間処理は、倉浜衛生施設組合のエコトピア池原(熱回収施設)において、燃やせるごみの溶融焼却処理、同組合のエコループ池原(リサイクルセンター)において、燃やせないごみ及び不燃性粗大ごみの破砕・選別処理、缶の選別・圧縮処理、びんの選別処理、ペットボトル及び古紙類の圧縮梱包処理を行い、資源ごみのリサイクルなどを行っています。

庭木の剪定などから発生する草木類については、北谷町草木類資源化処理施設において、チップ化による減量及び堆肥化を行っています。

今後は、既存の廃棄物処理施設を有効に利用し、施設の長寿命化を推進することが必要です。

(4) 最終処分に係る課題

本町から排出されるごみは、倉浜衛生施設組合のエコトピア池原(熱回収施設)及び エコループ池原(リサイクルセンター)にて処理され、溶融飛灰等は同組合のエコボウ ル倉浜(最終処分場)にて埋立処分を行っています。

今後は、ごみの分別排出の徹底や適正処理を推進し、埋立廃棄物の減量を図り、埋立 処分地施設の延命化を推進する必要があります。

(5) 不法投棄に係る課題

本町では、空き地などの人目に付きにくい場所に粗大ごみや廃家電などの不法投棄が 散見されます。

年々不法投棄方法が悪質化しているため、パトロールの質とともに回数も増強し、さらに、不法投棄防止看板に記載する内容を変更しながら不法投棄対策を行っています。

今後は、これまでの不法投棄対策を継続的に実施していくとともに、他市町村の事例 なども参考にしながら、より効果的な不法投棄対策の検討を行っていく必要があります。

(6) 大規模災害時における課題

台風や地震などの大規模災害の発生時には、日常発生する廃棄物とは別に多量に災害 廃棄物が発生することが想定されます。

このような災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を図るため、収集・運搬体制や処理体制、 各種関係機関との連絡体制などの確立、及び災害廃棄物を一時的に仮置きするための仮 置場の確保などを図る必要があります。

2. ごみ処理行政の動向

現行の「北谷町一般廃棄物処理基本計画」(以下、「現行基本計画」という。)は 2013 (平成 25)年3月に策定されており、現行基本計画における計画の見直し年度及び計画策定後の 2013 (平成 25)年度以降における廃棄物行政の動向は以下に示すとおりとなっています。

2-1 現行の「北谷町一般廃棄物処理基本計画」(平成 25 年 3 月) における見直し年度 2013(平成 25) 年 3 月に策定した現行基本計画は、2013(平成 25) 年度を初年 度とし、2022 年度を目標年度とする計画となっています。

環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」(平成 28 年 9 月) において、計画策定の時期について、「目標年次をおおむね 10 年から 15 年先において、おおむね 5 年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である」とされています。また、現行基本計画においても、計画の改定年を5 年目の 2017 (平成 29) 年度に行うものとしています。

したがって、2017 (平成 29) 年度において、現行基本計画の見直しを行うものとします。

2-2 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」等の施行(平成25年4月)

2013 (平成25) 年4月に小型家電リサイクル法が施行されています。

当該法律は、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための法律です。

当該法律における市町村の責務として、使用済小型家電の分別収集や業者への引き渡しが定められています。

2-3 「循環型社会形成推進基本計画」の改定(平成25年5月閣議決定)

2013 (平成 25) 年 5 月に「循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されています。

当該計画は、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものであり、新たな目標値の設定や質にも着目した循環型社会の形成、国際的取組の推進などを新たな政策の柱としています。

当該計画において市町村は、地域循環圏の形成等、住民の生活に密着した基礎的自治体としての役割を果たすこと、さらに相互に緊密に連携して協力していくことが求められています。

2-4 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(以下、「基本方針」という。)の変更(平成28年1月)

2016 (平成28) 年 1 月に廃棄物処理法に基づく基本方針を変更しています。

この変更は、2016(平成 28)年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を定めることが必要であることや2015(平成 27)年7月に公布された「廃棄物処理法及び災害対策基本法の一部を改正する法律」により非常災害時に関する事項を追加することとされたこと等を踏まえて、必要な変更が行われています。

市町村は、当該基本方針を踏まえて、一般廃棄物処理計画を策定することが適当です。

<国の基本方針における一般廃棄物の減量化の目標量>

一般廃棄物については、現状(2012(平成24)年度)に対し、2020年度において、排出量を約12%削減し、再生利用量を約21%から約27%に増加させるとともに、最終処分量を約14%削減する。

また、2020年度において、一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を500グラムとする。

2-5 「地球温暖化対策計画」の策定(平成28年5月閣議決定)

2016 (平成 28) 年5月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されています。

当該計画は、COP21 で採択されたパリ協定や前年の7月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

廃棄物処理に係る地球温暖化対策としては、3Rの推進による廃棄物量の減量、熱回収施設等によるエネルギー回収の推進、廃棄物処理施設等における省エネルギー対策等が示されています。

2-6 「沖縄県廃棄物処理計画」の改定(平成28年3月)

2016 (平成 28) 年 3 月に沖縄県において「沖縄県廃棄物処理計画(第四期)」が策定されています。

廃棄物処理法では、都道府県は廃棄物処理法の基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画を定めなければならないとされています。

都道府県の策定する廃棄物処理計画と市町村が策定する一般廃棄物処理計画との関係については、法令上は直接関係を有するものではないですが、都道府県が廃棄物処理計画を策定する際には、関係市町村の意見を聴くこととされており、両計画は整合性の取れたものとすることが適当です。

<沖縄県廃棄物処理計画(第四期)における一般廃棄物(ごみ)の減量化目標>

<2020年度>

- ○排出量を現状(2013(平成25)年度)に対し、2.5%削減します。
- 〇1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を現状(2013(平成25)年度)に対し、2.5%削減します。
- 〇再生利用量を排出量の22%とします。
- 〇最終処分量を排出量の5%とします。

表 2-18 沖縄県廃棄物処理計画(第四期)における一般廃棄物(ごみ)の減量化目標値

	年度	2013 年度 (H25)	2020 年度			
項目		実績値	予測値	目標値		
人口 (千人)		1,441	1,4	-40		
排出量	(千t)	436 (830g/人·日)	466 (888g/人·日)	425 (809g/人·日)		
1人1日当たりの ごみ排出量(g/2		472	487	460		
再生利用量	(千t)	67 (15%)	71 (15%)	94 (22%)		
最終処分量	(千t)	26 (6%)	29 (6%)	21 (5%)		

^{※1} 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量=(「生活系ごみ」-「集団回収量」-「計画収集量のうちの資源ごみ」 - 「直接搬入量のうちの資源ごみ」) ÷総人口(外国人を含む) ÷365 日又は 366 日

3. ごみ量の予測

3-1 北谷町の将来人口

本町の将来人口は、「北谷町人口ビジョン 北谷町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成 28 年 3 月)に基づき、表 2-19 及び図 2-18 に示すとおりとします。なお、当該資料では 5 年ごとの推計値が示されていますが、その他の年度の人口は均等に増減するように補間しました。

表 2-19	北谷町の人口の将来展望	(単位:人)
1 人 乙二 1 3	れつ叫いハロい付木成主	(半四・八

年度	実績値 又は 推計値	補間値
2012 (H24)	_	28,377
2013 (H25)	_	28,583
2014 (H26)	I	28,790
2015 (H27)	28,996	_
2016 (H28)	I	29,170
2017 (H29)	_	29,344
2018 (H30)	_	29,518
2019 (H31)	_	29,692
2020	29,866	_
2021	I	30,020
2022	ı	30,174
2023	I	30,329
2024	_	30,483
2025	30,637	
2026		30,775
2027	_	30,913

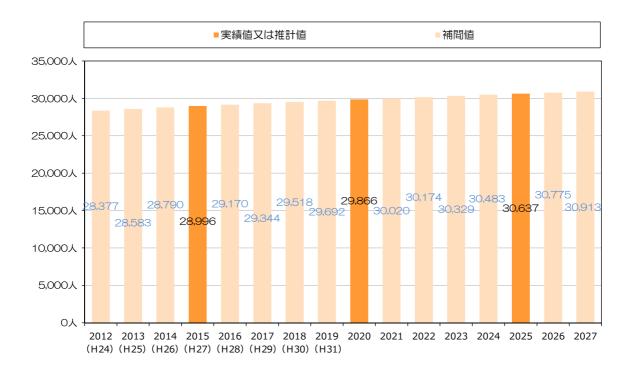


図 2-18 北谷町の人口の将来展望

3-2 北谷町の事業所数の予測

本町の将来の事業所数については、「経済センサス」による事業所数実績に基づき、ト レンド法による予測を行いました。

予測結果は、近年の増加傾向を踏まえ、増加傾向を示す一次傾向線、一次指数曲線及び べき曲線の予測結果の平均値を採用しました。また、「経済センサス」が実施されていな い 2013 (平成 25) 年度及び 2015 (平成 27) 年度については、実績値が均等に増減 するように補間しました。

表 2-20 北谷町の事業所の将来予測結果

表 2-20	表 2-20 北谷町の事業所の将来予測結果 (単位:								
					トレンド法			採用値	
年度	実績値	補間値	1)	2	3	4	5	(1, 3, 4)	
			一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線	べき曲線	ロジスティック曲線	の平均)	
2012 (H24)	1,331	_	_	-	_	_	_	_	
2013 (H25)	ı	1,362	_	<u> </u>	_	_	_	l	
2014 (H26)	1,393	_	_	<u> </u>	_	_	_	1	
2015 (H27)	I	1,398	_	<u> </u>	_	_	_	1	
2016 (H28)	1,403	_	_	<u> </u>	_	_	_	1	
2017 (H29)	_	_	1,421	1,389	1,421	1,406	1,402	1,416	
2018 (H30)	ı	_	1,434	1,362	1,435	1,408	1,402	1,426	
2019 (H31)	_	_	1,447	1,323	1,448	1,410	1,402	1,435	
2020	_	_	1,459	1,271	1,461	1,412	1,402	1,444	
2021	1	_	1,472	1,206	1,475	1,414	1,402	1,454	
2022	1	_	1,485	1,128	1,489	1,415	1,402	1,463	
2023	1	_	1,498	1,036	1,503	1,417	1,402	1,472	
2024	_	_	1,511	932	1,517	1,418	1,402	1,482	
2025		_	1,523	815	1,531	1,419	1,402	1,491	
2026	_	_	1,536	685	1,545	1,421	1,402	1,501	
2027	_	_	1,549	542	1,559	1,422	1,402	1,510	

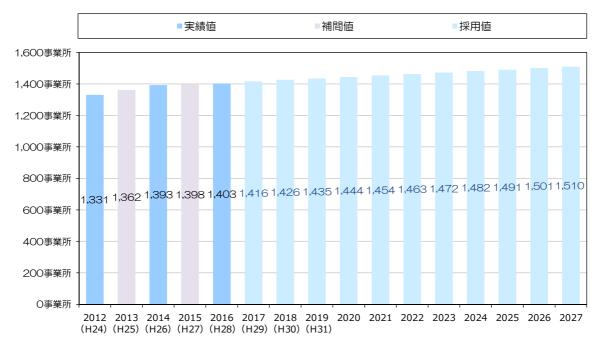


図 2-19 北谷町の事業所の将来予測結果

3-3 生活系ごみの排出原単位の予測

本町の生活系ごみの排出原単位については、生活系ごみの排出実績に基づき、トレンド 法による予測を行いました。

予測は、2012(平成24)年度から2013(平成25)年度にかけて大きく減少していることから、2012(平成24)年度実績値を除外し、2013(平成25)年度から2016(平成28)年度の4年間の実績値に基づき算出しました。結果は、近年の増加傾向を踏まえ、増加傾向を示す一次傾向線及び一次指数曲線の予測結果の平均値を採用しました。

表 2-21 生活系ごみ排出原単位の将来予測結果 (単位:g/人・日)

				トレンド法			採用値
年度	実績値	1	2	3	4	5	(1), 3 <i>o</i>
		一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線	べき曲線	ロジスティック曲線	平均)
2012 (H24)	604	_	_	_	_	<u> </u>	_
2013 (H25)	544	ı	_	_	_	<u> </u>	_
2014 (H26)	566	l	_	_	_	_	_
2015 (H27)	566	_	_	_	_	_	_
2016 (H28)	559	ı	_	_	_	_	_
2017 (H29)	_	570	534	570	559	562	570
2018 (H30)	_	575	495	575	558	563	575
2019 (H31)	_	579	441	580	557	563	579
2020	1	583	373	584	557	563	584
2021	1	588	291	589	556	563	589
2022	1	592	194	594	556	563	593
2023	1	597	82	599	555	563	598
2024		601	-44	604	555	563	603
2025		606	-184	609	555	563	607
2026		610	-339	614	554	563	612
2027	_	615	-509	619	554	563	617

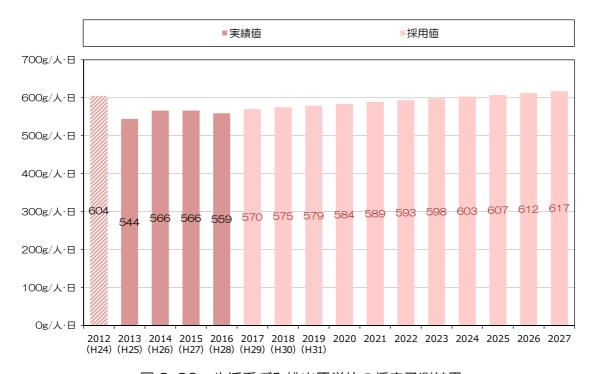


図 2-20 生活系ごみ排出原単位の将来予測結果

3-4 事業系ごみの排出原単位の予測

本町の事業系ごみの排出原単位については、事業系ごみの排出実績に基づき、トレンド 法による予測を行いました。

予測は、生活系ごみの排出原単位と同様に、2012(平成24)年度から2013(平成25)年度にかけて減少がみられることから、2012(平成24)年度実績値を除外し、2013(平成25)年度から2016(平成28)年度の4年間の実績値に基づき算出しました。結果は、近年の増加傾向を踏まえ、増加傾向を示す一次傾向線及び一次指数曲線の予測結果の平均値を採用しました。

表 2-22 事業系ごみ排出原単位の将来予測結果

(単位	:	t/年)
-----	---	------

		トレンド法					
年度	実績値	1	2	3	4	5	(1), 3 <i>o</i>
		一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線	べき曲線	ロジスティック曲線	平均)
2012 (H24)	4.16	_	_	_	_	<u> </u>	_
2013 (H25)	4.10	_	_	_	_	<u> </u>	_
2014 (H26)	4.26	_	_	_	_	_	_
2015 (H27)	4.48	_	_	_	_	<u> </u>	_
2016 (H28)	4.43	-	_	_	_	_	_
2017 (H29)	_	4.62	4.36	4.63	4.58	4.46	4.61
2018 (H30)		4.74	4.16	4.76	4.66	4.47	4.72
2019 (H31)		4.86	3.86	4.90	4.74	4.47	4.84
2020		4.98	3.46	5.04	4.82	4.47	4.95
2021		5.10	2.95	5.18	4.89	4.47	5.06
2022		5.23	2.34	5.33	4.96	4.47	5.17
2023	_	5.35	1.62	5.49	5.03	4.47	5.29
2024		5.47	0.79	5.64	5.10	4.47	5.40
2025	_	5.59	-0.13	5.81	5.16	4.47	5.52
2026		5.71	-1.17	5.97	5.23	4.47	5.64
2027	_	5.83	-2.31	6.14	5.29	4.47	5.75



図 2-21 事業系ごみ排出原単位の将来予測結果

3-5 北谷町の将来ごみ量の予測結果

本町において、現状のごみの減量化対策を継続した場合のごみ量予測結果を表 2-23 及び図 2-22 に示します。

10 年後の 2027 年度には、2016 (平成 28) 年度実績値(12,183 トン/年) の約3 割増の 15,700 トン/年程度になると推計されます。

表 2-23 現状対策時の北谷町の将来ごみ量推計結果

		生活系ごみの排出量		事業	系ごみの排む	出量	生田同心	ごみ総排出量		
	年度	人口	排出原単位	年間排出量	事業所数	排出原単位	年間排出量	集団回収 (t/年)	排出原単位	年間排出量
		(人)	(g/人·日)	(t/年)	(事業所)	(t/事業所)	(t/年)	(1/4/	(g/人·日)	(t/年)
	2012 (H24)	28,447	604	6,270	1,331	4.16	5,541	0	1,138	11,811
ی ا	2013 (H25)	28,505	544	5,657	1,362	4.10	5,588	0	1,081	11,245
実績	2014 (H26)	28,805	566	5,954	1,393	4.26	5,933	0	1,131	11,887
ייעיוו	2015 (H27)	28,996	566	6,009	1,398	4.48	6,259	0	1,156	12,268
	2016 (H28)	29,266	559	5,973	1,403	4.43	6,210	0	1,141	12,183
	2017 (H29)	29,344	570	6,105	1,416	4.61	6,528	0	1,179	12,633
	2018 (H30)	29,518	575	6,195	1,426	4.72	6,731	0	1,200	12,926
	2019 (H31)	29,692	579	6,292	1,435	4.84	6,945	0	1,218	13,237
	2020	29,866	584	6,366	1,444	4.95	7,148	0	1,240	13,514
将	2021	30,020	589	6,454	1,454	5.06	7,357	0	1,260	13,811
将来予	2022	30,174	593	6,531	1,463	5.17	7,564	0	1,280	14,095
測	2023	30,329	598	6,638	1,472	5.29	7,787	0	1,300	14,425
	2024	30,483	603	6,709	1,482	5.40	8,003	0	1,322	14,712
	2025	30,637	607	6,788	1,491	5.52	8,230	0	1,343	15,018
	2026	30,775	612	6,875	1,501	5.64	8,466	0	1,366	15,341
	2027	30,913	617	6,981	1,510	5.75	8,683	0	1,384	15,664

※2012 (平成 24) 年度の欄の灰色の網掛けはトレンド予測の際に除外された実績値です。

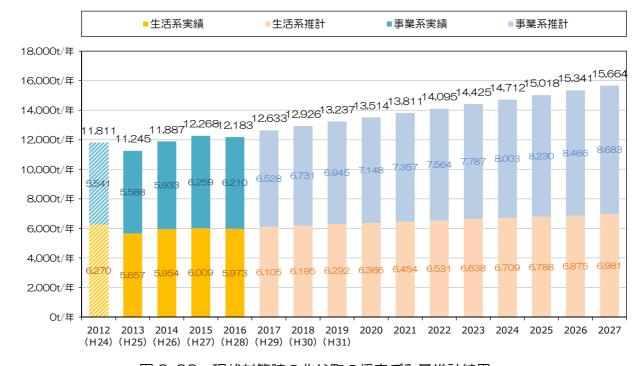


図 2-22 現状対策時の北谷町の将来ごみ量推計結果

4. 減量化目標値の設定

本町におけるごみの減量化目標は、国や沖縄県、倉浜衛生施設組合の減量化目標を参考とし、現状におけるごみの排出状況等に応じ、実現性等を考慮して設定します。

4-1 国の減量化目標

国は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を 図るための基本的な方針」(平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号、平成 28 年 1 月改正) において、減量化目標値を以下のとおり設定しています。

【 国のごみ減量化目標値 】

2012 (平成 24) 年度実績値に対し、2020 年度において、排出量を約 12%削減する。

					2012 (平成 24) 年度 実 績 値	\rightarrow	2020 年度 目 標 値	
J.	み	排	出	皇	45百万トン/年 (964 g/人・日)	\rightarrow	2012(平成24)年度比 約 12%削減	
1 /排	1 人 1 日当たり家庭系ごみ 排 出 量		-		500g/人·日			
再	生	利	用	制	9.3 百万トン/年 (排出量に対して 21%)	\rightarrow	排出量比 約27%に増加	
最	終	処	分	围	4.7 百万トン/年 (排出量に対して 10.3%)	\rightarrow	2012(平成 24)年度比 約 14%削減	

※家庭系ごみ:生活系ごみから資源ごみを除いたごみのことです。

4-2 沖縄県の減量化目標

沖縄県は、「沖縄県廃棄物処理計画(第四期)」(平成28年3月)において、ごみの減量化目標値を以下のとおり設定しています。

【 沖縄県のごみ減量化目標値 】

2013 (平成 25) 年度実績値に対し、2020 年度における排出量を2.5%削減する。

				2013 (平成 25) 年度 実績値	\rightarrow	2020 年度 目 標 値
ご み	⊁ 排	出	量	436千トン/年 (830 g/人・日)	\rightarrow	425千トン/年 (809 g/人・日)
1 人 1 排	日当たり出	家庭系	ごみ量	472 g/人·⊟	\rightarrow	460 g/人·目
再生	E 利	用		67 千トン/年 (排出量に対して 15%)	\rightarrow	94 千トン/年 (排出量に対して約 22%)
最 終	坠 処	分		26 千トン/年 (排出量に対して 6%)	\rightarrow	21 千トン/年 (排出量に対して約5%)

※家庭系ごみ:生活系ごみから資源ごみを除いたごみのことです。

4-3 倉浜衛生施設組合の減量化目標

倉浜衛生施設組合は、「ごみ処理基本計画」(平成 24 年 10 月) において、ごみの減量 化目標値を以下のとおり設定しています。

【 倉浜衛生施設組合のごみ減量化目標値 】

2015 (平成27) 年度の生活系ごみ、事業系ごみの排出原単位を2008 (平成20) 年度と同程度に抑制する。

	2008(平成20)年度 北谷町実績値
ごみ排出量	生活系: 590.5 g/人·日 事業系: 3.56 t/事業所
再生利用量(排出量に対する割合)	約13%

•	2015(平成27)年度中間目標値	2026 年度 目 標 値				
	生活系: 590.5 g/人·日 事業系: 3.56 t/事業所	生活系: 590.5 g/人·日 事業系: 3.56 t/事業所				
•	22%	23%				

4-4 北谷町の減量化目標

本町のごみの減量化目標は、倉浜衛生施設組合のごみ減量化目標に準じ設定します。ただし、同組合の目標値は、生活系ごみ及び事業系ごみのそれぞれの排出原単位等を 2008 (平成 20) 年度実績値程度まで削減するものと設定していますが、事業系ごみについては、2016 (平成 28) 年度実績値が 2008 (平成 20) 年度と比較して大幅に増加しているため、同程度のごみ量まで削減することは非現実的であると考えられます。

そこで、本計画の減量化目標としては、全体のごみ排出原単位について、2020年度において、1,112g/人·日(2008(平成20)年度実績値)まで削減するものと設定します。なお、目標年は、国や沖縄県のごみ減量化目標に準じて、2020年度としました。

生活系ごみ及び事業系ごみの減量化目標値としては、全体のごみ排出原単位を1,112g/人・日まで削減することは、2016(平成28)年度実績値に対し2.5%削減した値となることから、生活系ごみについても同率の削減を行うものとし、559g/人・日(2016(平成28)年度生活系ごみ排出実績値)から、2020年度には545g/人・日まで削減(2.5%削減)するものとします。事業系ごみについては、全体のごみ減量化目標値から生活系ごみの減量化目標値を除いた残りのごみ量とします。そうすると事業系ごみの減量化目標値は、4.43t/事業所(2016(平成28)年度事業系ごみ排出実績値)から4.28t/事業所まで削減するものとします。

なお、2021 年度以降は、2020 年度の生活系ごみ及び事業系ごみの排出原単位を一定に維持するものとします。

また、1人1日当たり家庭系ごみ排出量については、446グラムから420グラムに削減し、再生利用量は全体のごみ排出量に対して22%まで増加させることを目標とします。

【 北谷町のごみ減量化目標値 】

2020年度の排出原単位(生活系と事業系の合計)を2008(平成20)年度と同程度に抑制する。

	2008 (平成 20) 年度 実 績 値
ごみ排出量	1,112 g/人·日 (11,163 トン/年) 生活系ごみ:590 g/人·日 事業系ごみ:3.56 トン/事業所·年
1 人1日当たり家庭系ごみ排 出 量*	446 g/人·日
再生利用量	排出量に対して約13%

>	2020 年度 目 標 値						
÷	1,112 g/人・日 (12,122 トン/年) 生活系ごみ: 545 g/人・日 事業系ごみ: 4.28 トン/事業所・年						
>	420 g/人·日						
>	排出量に対して約 22%						

※家庭系ごみ排出量とは、生活系ごみのうち、資源ごみを除いた量です。

表 2-24 倉浜衛生施設組合ごみ処理基本計画における目標達成後のごみ量推計結果

		生活系ごみの排出量		事業系ごみの排出量			#555	ごみ総排出量		
	年度	人)	排出原単位 (g/人·日)	年間排出量 (t/年)	事業所数 (事業所)	排出原単位 (t/事業所)	年間排出量 (t/年)	集団回収 (t/年)	排出原単位 (g/人·日)	年間排出量 (t/年)
	2012 (H24)	28,447	604	6,270	1,331	4.16	5,541	0	1,138	11,811
	2013 (H25)	28,505	544	5,657	1,362	4.10	5,588	0	1,081	11,245
実績	2014 (H26)	28,805	566	5,954	1,393	4.26	5,933	0	1,131	11,887
1150	2015 (H27)	28,996	566	6,009	1,398	4.48	6,259	0	1,156	12,268
	2016 (H28)	29,266	559	5,973	1,403	4.43	6,210	0	1,141	12,183
	2017 (H29)	29,344	556	5,955	1,416	4.37	6,191	0	1,134	12,146
	2018 (H30)	29,518	552	5,947	1,426	4.34	6,195	0	1,127	12,142
	2019 (H31)	29,692	549	5,966	1,435	4.32	6,194	0	1,119	12,160
	2020	29,866	545	5,941	1,444	4.28	6,181	0	1,112	12,122
減量	2021	30,020	545	5,972	1,454	4.28	6,224	0	1,113	12,196
化	2022	30,174	545	6,002	1,463	4.28	6,262	0	1,114	12,264
目標	2023	30,329	545	6,050	1,472	4.28	6,301	0	1,113	12,351
123.	2024	30,483	545	6,064	1,482	4.28	6,344	0	1,115	12,408
	2025	30,637	545	6,094	1,491	4.28	6,382	0	1,116	12,476
	2026	30,775	545	6,122	1,501	4.28	6,425	0	1,117	12,547
	2027	30,913	545	6,166	1,510	4.28	6,464	0	1,116	12,630

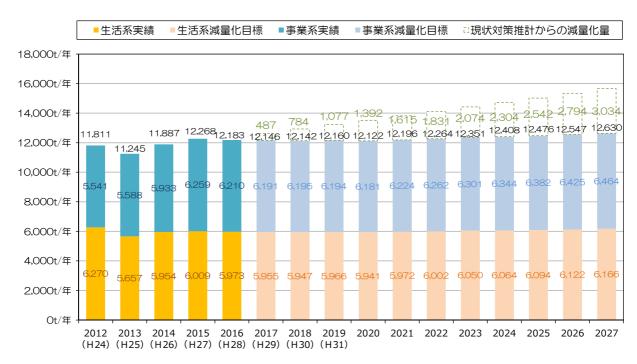


図 2-23 倉浜衛生施設組合ごみ処理基本計画における目標達成後のごみ量推計結果

5. ごみの排出抑制のための方策

ごみの排出抑制にあたっては、住民、事業者及び行政のそれぞれが主体的に適切な役割を担い実行していくことが必要となります。

5-1 行政の役割

本町は、一般廃棄物の処理責任者として本計画に定めた各種施策を実施していくととも に、住民、事業者との協働体制の構築に努める必要があります。

また、自ら一事業者として、一般廃棄物の排出抑制に努め、再生品利用(グリーン購入)などに率先して取り組む必要があります。

具体的には以下のような事項に取り組む必要があります。

北谷町における取組

【ごみの排出抑制に関する取組】

- ①ごみ減量化・リサイクル促進の意識啓発の広報活動 (ポスター・パンフレットなどの作成、配布)
- ②住民、販売業者などに対するマイバッグ運動の普及啓発
- ③住民に対する食品トレイなどの店頭回収利用の普及啓発
- ④販売業者などに対する食品トレイなどの店頭回収実施の普及啓発
- ⑤集合住宅などの管理者に対し、分別排出の指導
- ⑥住民への指定ごみ袋などの適正使用の指導
- (7) 多量排出事業者への「廃棄物減量計画(仮称)」の作成などの指導
- ⑧ごみのリサイクル、分別などに関する講演会などの開催
- ⑨小学校及び中学校における環境教育の推進
- ⑩クリーン指導員の組織活動の強化
- ⑪指定ごみ袋の料金について、周辺市町村との均衡、社会情勢等を踏まえ、適宜見 直しを検討
- ②事業所へのごみ減量に係る説明会開催、ごみ減量マニュアルの配布等
- 13事業系指定ごみ袋導入の検討
- 仰分別排出、排出日及び時間の厳守の周知徹底
- (⑤広報などにごみ排出量や資源化量などを掲載する(ごみ処理状況の「見える化」)
- ⑩食品ロス・食品廃棄物の排出抑制の普及啓発
- ⑪粗大ごみのリユースの普及啓発
- 18不要となった衣類(子供服、学生服など)、日用品(子供用品など)のリユース(展示場等の拠点整備)

【ごみの資源化に関する取組】

- ①草木類の資源化の推進
- ②資源化物の分別排出徹底の指導
- ③集団回収の普及啓発
- ④新たな分別品目(資源化品目など)の検討
- ⑤生ごみ処理器(機)の購入助成制度の継続・強化
- ⑥生ごみ処理器(機)及び生ごみ堆肥化に関する情報提供(パンフレットなどの作成、配布)
- ⑦調理くず、残飯などからのエコフィードの利用促進

【その他の取組】

- ①町役場などの公共施設における再生品の使用促進(グリーン購入)
- ②ごみ不法投棄防止及び公害防止の普及啓発(看板設置・パトロールの強化)
- ③環境保全対策事業及びちゅら島環境美化清掃活動の推進
- ④放置自動車の適正処理の指導
- ⑤収集・運搬体制の効率化の検討
- ⑥町のイベント時に、ごみの排出抑制や資源化に関するコーナーを設置するなどの普及啓発活動を推進する
- ⑦事業系ごみの搬入検査の実施
- ⑧事業系ごみの受け入れに係る処理手数料の見直しの検討
- ⑨資源ごみの持ち去り対策(パトロール、条例制定等)の検討
- ⑩違法な不用品回収業者対策(普及啓発活動)

5-2 住民の役割

住民は、今までのライフスタイルを見直し、ごみの発生・排出抑制(リデュース・リフューズ)に努めるとともに、再使用(リユース)を積極的に行い、再利用(リサイクル)への取組(分別排出・回収、再生品の利用など)に協力することが必要となります。 具体的には、以下のような事項に取り組む必要があります。

住民における取組

【発生・排出抑制(リフューズ・リデュース)】

- ①商品(日用品)や食品などの購入時にはマイバッグを持参するなど、ごみの排出 を抑制する
- ②商品や食品などの購入に当たっては、必要な量を購入するなど計画的に行う
- ③過剰包装を断る
- ④商品などでよく利用するものは、使い捨て製品の使用・購入を控える
- ⑤再利用(詰め替え)可能な容器の製品を選定
- ⑥生ごみの水切り排出の実施
- ⑦食品トレイ等の店頭回収の利用

【再使用・再生利用(リユース・リサイクル)】

- ①日常で使用する製品などは、可能な限り再使用するとともに、環境配慮型製品を優先的に選択するなど、「グリーン購入」に努める
- ②再生資源を用いた製品の使用
- ③フリーマーケット、バザーなどの利活用
- ④生ごみの堆肥化の実施・生ごみ堆肥の積極活用

【その他の取組】

- ①草木類の適正排出の実施
- ②暴風警報発令時のごみの排出禁止、排出日・時間の厳守
- ③北谷町や沖縄県などの実施するごみ処理に関する各種施策への協力
- ④廃家電や粗大ごみなどを違法な不用品回収業者へ引き渡さない。

5-3 事業者の役割

事業者は、事業活動によるごみの発生抑制(リデュース)に努めるとともに、排出者責任(発生した廃棄物を排出者が適正に処理・リサイクルに関する責任を負うという考え方)及び拡大生産者責任(生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、それが使用され、廃棄物となった後まで一定の責任を負うという考え方)に基づき、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)を積極的に実践していくことが必要となります。

具体的には、以下のような事項に取り組む必要があります。

事業者における取組

【ごみの排出抑制に関する取組】

- ①無駄なコピー・印刷を行わない(事務処理のペーパーレス化)
- ②量り売りなどの推進
- ③食品ロス・食品廃棄物の抑制
- 4従業員の環境意識の向上や環境教育の充実
- ⑤「廃棄物減量計画(仮称)」の作成(多量排出事業者)
- ⑥ごみの分別排出の徹底

【ごみの資源化に関する取組】

- ①紙などの資源化物の分別排出
- ②再生紙などのリサイクル製品の使用
- ③食品ロス・食品廃棄物の資源化の実施

【環境経営などの取組】

- ①地域の環境活動に積極的に参加
- ②環境配慮型製品を優先的に選択(グリーン購入)

【製造段階でのごみの排出抑制への取組】

- ①設計・生産段階から商品の省資源化、長寿命化に配慮
- ②原材料の選択や生産工程を工夫し、廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物については再生利用を行うことにより、その減量に努める
- ③再生材料をできるだけ使用
- ④リサイクルが容易な商品の開発・製造

【販売段階でのごみの排出抑制への取組】

- ①販売時に過剰包装をしない
- ②環境にやさしい商品の表示など、消費者に対する意識啓発
- ③飲食店などでの使い捨て製品の使用を抑制
- ④食品トレイ、発泡スチロールなどの資源化物回収システムの整備
- ⑤家電リサイクル法・小型家電リサイクル法などの周知の促進
- ⑥食べきり運動への協力(小盛りメニュー設定など)

6. ごみの分別区分

ごみの分別区分については、現状の分別区分を維持することとします。

現状の分別区分において、資源ごみとして分別対象となっていない資源化できる可能性 のあるもの(紙パック・段ボール以外の紙製容器包装、プラスチック製容器包装、古布類、生ごみ、廃食油など)については、倉浜衛生施設組合及び関係市(沖縄市、宜野湾市)と 連携し、資源化を行う可能性について協議を行います。

表 2-25 生活系ごみの分別区分

分別区分	対象となるごみの主な品目	出し方
① 燃やせるごみ	野菜・残飯などの生ごみ、再生の効かない紙くず、玩具類、プラスチック類・カセットテープ・ビデオテープ、発泡スチロール、鞄・靴などの革・ゴム製品	指定ごみ袋 (有料)
② 燃やせないごみ	耐熱ガラス・薬品のびん、陶磁器・食器類、時計・眼鏡、刃物類、ハンガー、鍋・フライパン、傘、電池(マンガン・アルカリのみ)	指定ごみ袋 (有料)
③ 有害ごみ	蛍光灯、ライター(ガスは抜くこと)、体温計・ 温度計・血圧計など(水銀を使用したもの)	透明袋(無料)
④ 粗大ごみ	家具類(タンス・こたつ・食卓・机・イス・カーペット・じゅうたん・たたみ)、マットレス、 自転車	申し込み制 粗大ごみ処理券貼付 (有料)
⑤ 資源ごみ	缶、びん、ペットボトル、古紙類(紙パック、 新聞紙・チラシ、段ボール、雑誌、ざつ紙)、 草木類	透明袋 (無料) ※草木類は、申し込み制

表 2-26 事業系ごみの分別区分

分別区分	対象となるごみの主な品目			
① 燃やせるごみ	生ごみ、再生の効かない紙類、ペットボトルを除くプラスチック類			
② 燃やせないごみ	金属類、ガラス類、陶磁器類			
③ 資源ごみ	缶、びん、ペットボトル、古紙類(紙パック、新聞紙・チラシ、段ボール、雑誌、ざつ紙)			

7. 収集•運搬計画

7-1 収集・運搬の主体

ごみの収集・運搬については、一般家庭から排出される生活系ごみは、委託業者により 行っており、事業所より排出される事業系ごみは、許可業者による収集・運搬を行ってい ます。

今後も、これまでの体制で、ごみの収集・運搬を行っていきます。

7-2 収集対象区域

収集対象区域は、本町全域(米軍施設内は除く)とします。

7-3 収集方式

収集方式については、生活系ごみは門口収集方式により行っており、事業系ごみは事業者と許可業者との契約により収集を行っています。

今後もこれまでの収集方式により、適切な収集を行っていきます。

8. 中間処理計画

8-1 燃やせるごみの処理

燃やせるごみの処理は、倉浜衛生施設組合が処理主体となって行っています。

燃やせるごみは、同組合のエコトピア池原(熱回収施設)において溶融焼却処理が行われています。

今後も、現体制を維持し、倉浜衛生施設組合による処理を継続します。

8-2 燃やせないごみ、有害ごみ、粗大ごみの処理

燃やせないごみ、有害ごみ、粗大ごみの処理は、倉浜衛生施設組合が処理主体となって行っています。

燃やせないごみ、有害ごみ、粗大ごみは、同組合のエコループ池原(リサイクルセンター)において破砕・選別処理などが行われています。

今後も、現体制を維持し、倉浜衛生施設組合による処理を継続します。

8-3 資源ごみの処理

資源ごみの処理は、本町及び倉浜衛生施設組合が処理主体となって行っています。

資源ごみのうち缶、びん、ペットボトル、古紙類は、同組合のエコループ池原(リサイクルセンター)において選別・圧縮処理が行われています。

草木類については、北谷町草木類資源化処理施設において、減量及び堆肥化が行われています。

今後も、現体制を維持し、本町及び倉浜衛生施設組合による処理を継続します。

9. 最終処分計画

中間処理により発生する溶融飛灰及び破砕残渣は、倉浜衛生施設組合のエコボウル倉浜(最処分場)にて埋立処分が行われています。

今後も、エコボウル倉浜(最終処分場)において最終処分を継続します。

当該施設の延命化(埋立容量の確保)のために、特に燃やさないごみ、粗大ごみについて有価物などのリユース(再使用)、リサイクル(再資源化)を推進し、埋立対象物の減量化に努めていきます。

10. 大規模災害時の廃棄物処理について

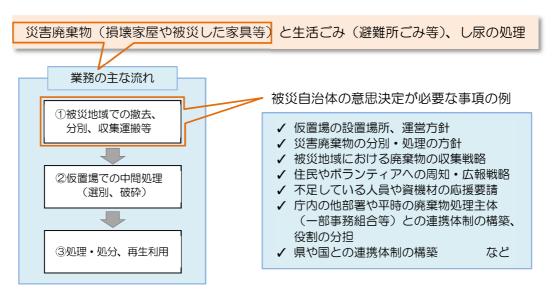
災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することは、災害発生後の住民の生活環境を守り、公衆衛生の悪化を防止するための重要な業務です。以下に、「災害廃棄物対策の基礎」 (平成 28 年環境省 災害廃棄物対策チーム)に掲載されている災害廃棄物対策に係る重要事項を示します。

なお、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、「北谷町地域防災計画」に基づき、沖縄県や他市町村の動向を勘案しつつ、「災害廃棄物処理計画(仮称)」の策定を検討します。

10-1 リーダーシップの重要性

災害廃棄物は一般廃棄物に区分され、その処理責任は市町村にあります。

発災後に自治体職員が対応すべき主な事項には、廃棄物処理はもちろん、被害者からの相談対応、避難所運営、管理インフラの復旧、罹災証明の発行等、さまざまです。これらを同時に実施する必要があります。



※資料を基に一部表現を修正しています。

資料:「災害廃棄物対策の基礎~過去の教訓に学ぶ~」(2016年3月、環境省)

図 2-24 災害廃棄物処理業務の流れと被災自治体の意思決定事項例

10-2 初動対応の重要性

仮置場の確保・開設・適切な運営、住民への広報及びボランティアの役割に応じた情報 提供等は、発災後にまず取り組まなければならない重要な業務です。

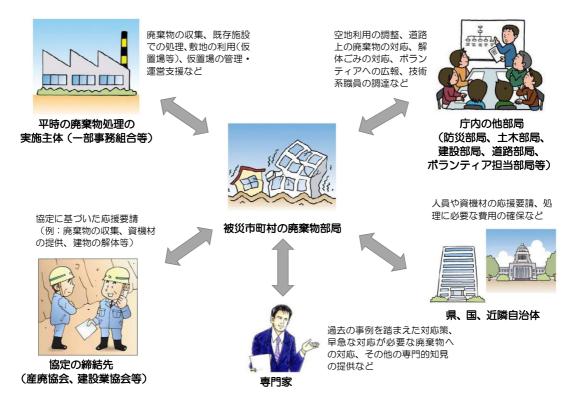
これらの初動対応が適切に行われないと、被害地域からの排出秩序が形成できず、処理 困難な大量の混合廃棄物を抱える事態になります。

発災後、迅速に対応すべき事項

- ①庁内、協定締結先、沖縄県、国等との連携・連絡体制の構築
- ②仮置場の確保・開設と、住民やボランティアへのルール周知
- ③仮置場の適切な運営(火災、悪臭、粉塵といった二次被害の防止)
- ④処理の見通しを立てるための災害廃棄物量の推計
- ⑤処理方針(スケジュールや実施体制)の検討

10-3 関係機関との連携の重要性

災害廃棄物の適切かつ迅速な処理のためには、普段の廃棄物処理を担っている倉浜衛生施設組合や委託事業者、庁内の他部局、国・県・近隣自治体、協定の締結先、専門機関等との密な連携が欠かせません。発災後、これらの関係者との連携体制が迅速に構築できるよう、平時から共に対応を協議しておくことが重要です。

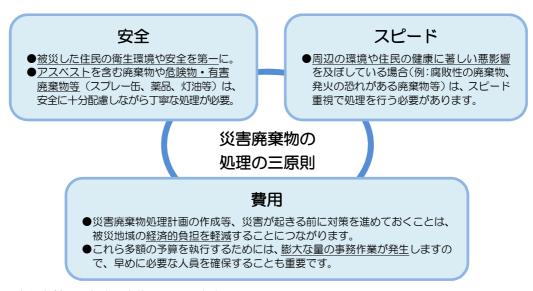


資料:「災害廃棄物対策の基礎~過去の教訓に学ぶ~」(2016年3月、環境省)

図 2-25 関係機関との連携例

10-4 災害廃棄物処理の三原則(安全、スピード、費用への配慮)

災害廃棄物の処理は、被災した住民の衛生環境や安全を第一とし、スピード感を持って 処理にあたることが重要です。また、適切な分別を行う等、費用にも配慮しなければ、処 理負担が自治体の財政を圧迫する事態にもなりかねません。



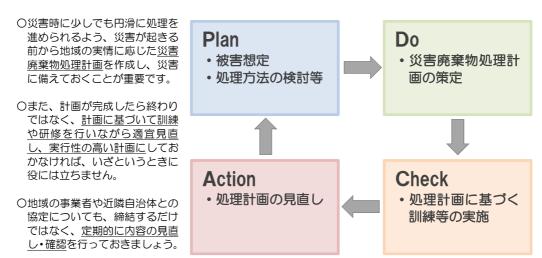
※資料を基に一部表現を修正しています。

資料:「災害廃棄物対策の基礎~過去の教訓に学ぶ~」(2016年3月、環境省)

図 2-26 災害廃棄物処理の三原則

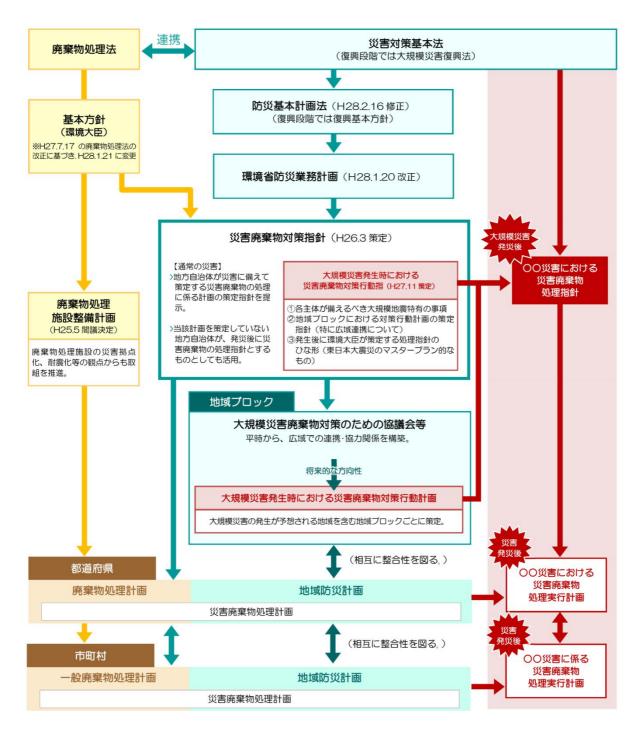
10-5 平時からの計画策定と継続的な取組の重要性

災害廃棄物処理に必要な全ての業務を災害後に実施しようとすると、対応が後手に回り、 適切な初動対応を実施することができません。事前の計画作成・見直しや、協定に基づく 訓練等を定期的に行うことで、組織や地域の災害対応力を高める取り組みが重要です。



資料:「災害廃棄物対策の基礎~過去の教訓に学ぶ~」(2016年3月、環境省)

図 2-27 災害廃棄物処理計画に係るPDCAサイクル



資料:「環境省 災害廃棄物対策指針情報ウェブサイト」(https://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/guideline/)

図 2-28 災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等関係図

第3章 生活排水処理基本計画

1. し尿処理の状況

1-1 し尿処理体制

生活排水は、各家庭の台所やお風呂などから排出される生活雑排水と、トイレから排出されるし尿排水に分けられます。

各家庭の台所等より排出される生活雑排水は、公共下水道接続世帯については、下水道により沖縄県のみずクリン宜野湾(宜野湾浄化センター)に運ばれ、適正に処理されています。また、合併処理浄化槽世帯については、浄化槽により処理されています。しかし、くみ取り世帯及び単独処理浄化槽世帯の生活雑排水は未処理のまま公共用水域に放流されており、河川や海域の水質汚濁の原因となっています。

くみ取り世帯から排出されるし尿及び浄化槽世帯から排出される浄化槽汚泥は、収集業者等により収集・運搬され、倉浜衛生施設組合の宜野湾清水苑(し尿処理場)にて適正に処理されています。また、公共下水道接続世帯から排出されるし尿は、下水道により沖縄県のみずクリン宜野湾(宜野湾浄化センター)に運ばれ、適正に処理されています。

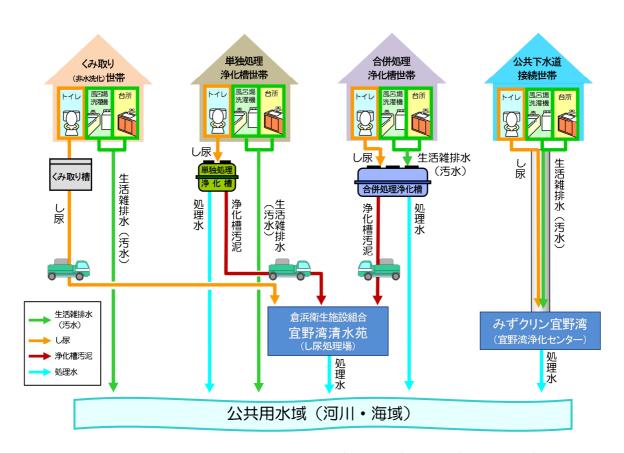


図 3-1 北谷町の生活排水の処理体制(2016(平成 28)年度現在)

1-2 施設整備状況

(1) し尿処理場

倉浜衛生施設組合の宜野湾清水苑(し尿処理場)では、本町から発生するし尿及び浄化槽汚泥の処理が行われています。



図 3-2 宜野湾清水苑(し尿処理場)

表 3-1 宜野湾清水苑(し尿処理場)の概要

施設名称	宜野湾清水苑(し尿処理場)
所 在 地	宜野湾市伊佐 4 丁目 9 番 6 号
施設規模	130 kL/⊟
処理方式	活性汚泥法、加圧浮上法、オゾン脱色法、ろ過処理
竣工	1977 (昭和 52) 年 2 月

資料:倉浜衛生施設組合ホームページ、宜野湾清水苑パンフレット

(2) 浄化センター(下水道)

沖縄県のみずクリン宜野湾(宜野湾浄化センター)では、本町の公共下水道により運 ばれる生活排水の処理が行われています。



図3-3 みずクリン宜野湾(宜野湾浄化センター)

表 3-2 みずクリン宜野湾(宜野湾浄化センター)の概要

施設名称	みずクリン宜野湾(宜野湾浄化センター)
所在地	宜野湾市伊佐 3 丁目 12 番 1 号
施設規模	最大 118,000 m ³ /日
処理方式	標準活性汚泥法、生物脱臭装置
処理開始	1970(昭和 45)年7月

資料:沖縄県 土木建築部 下水道管理事務所ホームページ

1-3 生活排水処理の状況

(1) 生活排水処理人口

2016 (平成 28) 年度の水洗化人口は、公共下水道人口が 27,795 人、浄化槽人口が 1,134 人の計 28,929 人となっており、非水洗化人口(くみ取り人口)は 286 人となっている。



図3-4 北谷町の生活排水処理人口の推移

表 3-3 北谷町の生活排水処理人口の推移

		水洗化人口	非水洗化人口			
年 度	公共下水道人口	浄化槽人口		計画収集人口	合計	
	ム共下が追入し		うち合併処理浄化槽人口			
2012 年度 (H24)	26,734 人	1,388人	(795人)	325人	28,447 人	
2013 年度 (H25)	27,161 人	1,024 人	(777人)	320人	28,505人	
2014 年度 (H26)	27,405人	1,095人	(40人)	305人	28,805 人	
2015年度 (H27)	27,647人	1,055人	(38人)	294 人	28,996 人	
2016年度 (H28)	27,795人	1,134人	(36人)	286人	29,215人	

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理量

2016 (平成 28) 年度のし尿処理量は、し尿が 112 キロリットル、浄化槽汚泥が 92 キロリットルとなっています。

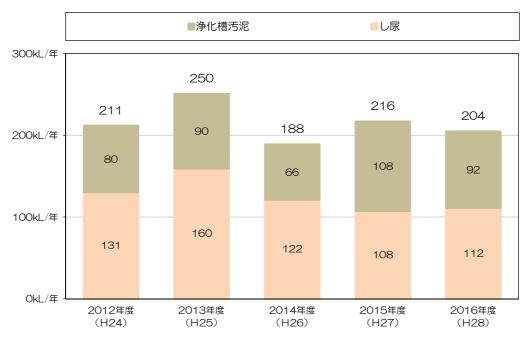


図 3-5 北谷町のし尿処理量の推移

表 3-4 北谷町のし尿処理量

年度	レ尿処理量	浄化槽汚泥処理量	合計
	(kL/年)	(kL/年)	(kL/年)
2012 年度	131	80	211
(H24)	(62%)	(38%)	(100%)
2013 年度	160	90	250
(H25)	(64%)	(36%)	(100%)
2014 年度	122	66	188
(H26)	(65%)	(35%)	(100%)
2015 年度	108	108	216
(H27)	(50%)	(50%)	(100%)
2016 年度	112	92	204
(H28)	(55%)	(45%)	(100%)

※()は、構成割合

資料:一般廃棄物処理事業実態調查(環境省、北谷町)

1-4 生活排水処理の課題

(1) 収集・運搬に係る課題

公共下水道の整備に伴い、水洗化人口が増加しており、今後はし尿及び浄化槽汚泥の 収集・運搬量は減少していくことが想定されます。

しかし、公共下水道の未整備地域については、今後も各家庭の合併処理浄化槽による 処理を行うものとすることから、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は当面必要となりま す。

今後は、し尿及び浄化槽汚泥の収集量の減少により、収集・運搬効率が低下することが想定されることから、収集・運搬体制の効率化について検討していくことが必要となります。

(2) 施設整備に係る課題

公共下水道の整備に伴い、水洗化人口が増加しており、今後はし尿及び浄化槽汚泥の排出量は減少していくことが想定されます。

しかし、公共下水道の未整備地域については、今後も各家庭の合併処理浄化槽などに よる処理を行うものとすることから、し尿及び浄化槽汚泥の処理は当面必要となります。

今後は、し尿及び浄化槽汚泥の排出量の減少により、倉浜衛生施設組合の宜野湾清水苑(し尿処理場)の処理効率の低下が想定されることから、当該施設の効率的な運転、維持管理について検討していくことが必要となります。

また、当該施設は、稼働から約40年が経過しており老朽化が進行していることから、 新たな施設整備計画を推進していく必要があります。

(3) 公共下水道に係る課題

公共下水道の整備済地域において、当該施設への接続を行っていないくみ取り世帯、 単独処理浄化槽世帯及び合併処理浄化槽世帯が存在します。

くみ取り世帯及び単独処理浄化槽世帯から排出される生活雑排水(台所、お風呂などの排水)については、汚水のまま河川などの公共用水域に排水され、水質汚濁の原因となっています。

今後は、公共下水道への未接続世帯については、意識啓発活動などにより、公共下水道への接続を働きかけていく必要があります。

(4) 合併処理浄化槽に係る課題

公共下水道の未整備地域において、くみ取り世帯や単独処理浄化槽世帯が存在します。 これらの家庭から排出される生活雑排水(台所、お風呂などの排水)については、汚水のまま河川などの公共用水域に排水され、水質汚濁の原因となっています。

今後は、このような家庭について、意識啓発活動などにより、合併処理浄化槽への転換を働きかけていく必要があります。

(5) 浄化槽の適正管理に係る課題

浄化槽の設置者において、浄化槽の保守点検や清掃、定期検査の維持管理が適正に実施されていない事例がみられます。

このような浄化槽については、生活排水を十分に浄化する能力を維持できていない可能性があり、その排水により公共用水域の水質汚濁の原因となっている可能性があります。

今後は、このような家庭について、意識啓発活動などにより、浄化槽の適正な維持管理の実施を働きかけていく必要があります。

(6)災害時のし尿処理に関する課題

災害時は、くみ取り便所の便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害で水没したり、槽内に雨水・土砂が流入したりするため、公衆衛生上の観点から被災後速やかにくみ取り、 清掃、周辺の消毒が必要となります。

災害時に迅速かつ適正な処理を図るため「北谷町地域防災計画」に基づき、収集・運搬体制や処理体制、各種関係機関との連絡体制の確立が必要となるため、「北谷町地域防災計画」を補完し、さらに具体的な災害廃棄物の処理について定める「災害廃棄物処理計画(仮称)」の策定が求められます。

以下に災害時のし尿処理に関する主な課題を示します。

<災害時のし尿処理に関する主な課題>

- 〇収集・運搬体制、各種関係機関との連携体制を確立する必要がある。
- ○「災害廃棄物処理計画(仮称)」を策定する必要がある。

2. 生活排水処理の将来量について

本町は、町内全域(米軍施設内は除く)が公共下水道の整備区域に指定されており、本町の下水道処理人口普及率(下水道を利用できる人口・総人口)は、98.5%(2016(平成 28)年度末)となっています。

今後は、公共下水道の整備済地域での未接続世帯への下水道接続促進、公共下水道の未整備地域への整備推進などにより、し尿及び浄化槽汚泥の排出量は減少していくと想定されます。

しかし、本町ではくみ取り世帯、単独処理浄化槽世帯及び合併処理浄化槽世帯について、 実態の把握が不十分であるため、生活排水処理量について将来予測を行うのが困難な状況 にあります。

今後は、公共下水道の整備済地域及び公共下水道の未整備地域におけるくみ取り世帯、 単独処理浄化槽世帯及び合併処理浄化槽世帯の詳細な実態調査を実施し、個々の地域特性 に応じた生活排水処理を推進していく必要があります。

くみ取り世帯からのし尿、単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽からの浄化槽汚泥の処理 は、し尿処理事業として、環境省が所管しており、本町では保健衛生課 環境衛生係が担当 しています。

また、公共下水道事業については、国土交通省が所管しており、本町では上下水道課 下 水道係が担当しています。

くみ取り世帯、単独処理浄化槽世帯及び合併処理浄化槽世帯の実態調査及び個々の地域 特性に応じた生活排水処理の推進は、し尿処理事業と公共下水道事業の密な連携が不可欠 であるため、各担当課間の連携を推進していく必要があります。

表 3-5 市町村別下水道処理人口普及率(下水道を利用できる人口・総人口)

(2016 (平成28) 年度末)

					<u> </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 /2 < 1 /
市町村名	普及率	市町村名	普及率	市町村名	普及率	市町村名	普及率
那覇市	98.1%	国 頭 村	_	北谷町	98.5%	北大東村	*
宜野湾市	96.1%	大宜味村	4.5%	北中城村	59.0%	伊平屋村	*
石垣市	32.2%	東村	*	中城村	53.7%	伊是名村	*
浦 添 市	97.0%	今帰仁村	*	西原町	40.5%	久米島町	62.9%
名 護 市	61.5%	本部町	63.8%	与那原町	81.2%	八重瀬町	_
糸 満 市	64.8%	恩 納 村	_	南風原町	67.2%	多良間村	*
沖縄市	97.2%	宜野座村	*	渡嘉敷村	33.4%	竹富町	8.2%
豊見城市	73.8%	金武町	*	座間味村	66.2%	与那国町	*
うるま市	67.7%	伊 江 村	*	粟国村	*		
宮古島市	16.1%	読 谷 村	24.2%	渡名喜村	*	沖縄県全体	71.5%
南城市	26.0%	嘉手納町	100.0%	南大東村	*		

※資料: 「汚水処理人口普及率が90%を突破しました!~汚水処理施設の末普及地域解消に向けて~」国土交通省 平成29年8月23日 報道発表資料

^{※「}一」は、下水道事業に未着手の市町村を示しています。

^{※「*」}は、下水道整備予定の無い市町村を示しています。

3. 生活排水処理対策

生活排水処理対策にあたっては、住民、事業者及び行政のそれぞれが主体的に適切な役割を担い実行していくことが必要になります。

具体的には、以下の様な事項に取り組む必要があります。

北谷町における取組

【生活排水の施設整備に関する取組】

- ① 非水洗化(くみ取り)世帯及び浄化槽使用(合併処理浄化槽・単独処理浄化槽) 世帯の実態調査
- ② 公共下水道の整備済地域での下水道未接続世帯への下水道接続促進
- ③ 公共下水道の整備推進

【生活排水の適正管理に関する取組】

- ① 浄化槽の適正管理指導
- ② 事業者への適正排水の指導及び監視

【生活排水に係る資源化に関する取組】

(1) 各種生活排水処理施設から発生する汚泥の堆肥などへの資源化の検討

【生活排水処理対策の啓発普及に関する取組】

- ① 町の広報、ホームページなどを活用した生活排水処理対策の啓発
- ② 生活排水処理対策の意識啓発の広報活動(ポスター・パンフレットなどの作成、配布)
- ③ 河川、排水路などの清掃活動の実施
- ④ 生活排水処理対策などに関する講演会などの開催
- ⑤ 水生生物観察会などの開催

住民における取組

【生活排水の施設整備に関する取組】

- ① 公共下水道への接続(公共下水道の整備済地域)
- ② 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換(公共下水道の未整備地域)

【生活排水の適正管理に関する取組】

- ① 調理くず・廃食用油の適正処理(排水として流さない)
- ② 米のとぎ汁を植木などへの散水へ利用する
- ③ アクリルたわしの利用
- ④ 洗剤、石鹸は適量を使用する
- ⑤ 洗濯排水などをベランダなどから排水しない
- ⑥ 無洗米の使用

【生活排水に係る資源化に関する取組】

- ① お風呂の残り湯を洗濯などに再利用する
- ② 雨水、中水の積極利用

【生活排水処理対策の啓発普及に関する取組】

(1) 町や沖縄県の実施する牛活排水処理に関する各種施策への協力

事業者における取組

【事業排水の施設整備に関する取組】

- ① 公共下水道への接続(公共下水道の整備済地域)
- ② 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換(公共下水道の未整備地域)

【事業排水の適正管理に関する取組】

- ① 適正な排水管理、処理(水質汚濁防止法の遵守)
- ② 調理くず・廃食用油の適正処理(排水として流さない)

【事業排水に係る資源化に関する取組】

① 雨水、中水の積極利用

4. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

4-1 収集•運搬計画

公共下水道などの整備に伴い、水洗化人口が増加する一方、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬量の減少が予想され、収集・運搬効率の低下が想定されます。

今後は、収集・運搬体制の効率化について検討していくことが必要となるものと考えられます。

(1) 収集・運搬の主体

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、許可業者による収集・運搬を行います。

(2) 収集対象区域

収集対象区域は、本町全域(米軍施設内は除く)とします。

(3) 収集・運搬の方法

本町における今後のし尿及び浄化槽汚泥の排出量は、減少していくことが想定されます。

これらより、当該排出量について常に把握しつつ、より合理的な収集・運搬体制を確立するため、適宜検討を行います。

4-2 中間処理計画

(1) 合併処理浄化槽

公共下水道の未整備地域では、単独処理浄化槽世帯に対し、合併処理浄化槽への転換 を推進します。

また、非水洗化(くみ取り)世帯に対しては合併処理浄化槽の設置の必要性について 意識啓発を行っていきます。

(2) 公共下水道

公共下水道の整備を推進し、また、当該整備済地域内の住民に対し、公共下水道への 接続を推進します。

(3) 汚泥等処理施設

本町では、くみ取り世帯及び浄化槽世帯から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、倉浜 衛生施設組合の宜野湾清水苑(し尿処理場)において処理を行っています。

今後も、当該施設による処理を継続していくものとします。

しかし、今後はし尿及び浄化槽汚泥の排出量の減少により、当該施設の処理効率の低下が想定されることから、当該施設の効率的な運転、適切な維持管理について検討を行います。

また、当該施設は老朽化が進行していることから、新たな施設整備計画を推進してい きます。

4-3 最終処分計画

し尿及び浄化槽汚泥の処理後の処理残渣(汚泥)は、倉浜衛生施設組合のエコトピア池原(熱回収施設)において、溶融焼却処理を行っています。

今後も、当該施設による処理を継続していくものとします。

資料編 目次

Ι	北谷町の概要
	1. 北谷町の自然条件
	2. 北谷町の社会条件 74
Π	第五次北谷町総合計画 基本構想・後期基本計画 79
Ш	関係法令 80
	1. 循環型社会の形成の推進に係る法令 80
	2. 水循環、水質保全に係る法令等 104
IV	沖縄県内の一般廃棄物処理状況
	1. ごみ処理状況
	2. し尿及び浄化槽汚泥処理状況
	3. 沖縄県内の一般廃棄物等処理施設整備状況
V	不法投棄の現状と取組
	1. 不法投棄の現状
	2. 不法投棄防止への取組
VI	用語集

Ⅰ 北谷町の概要

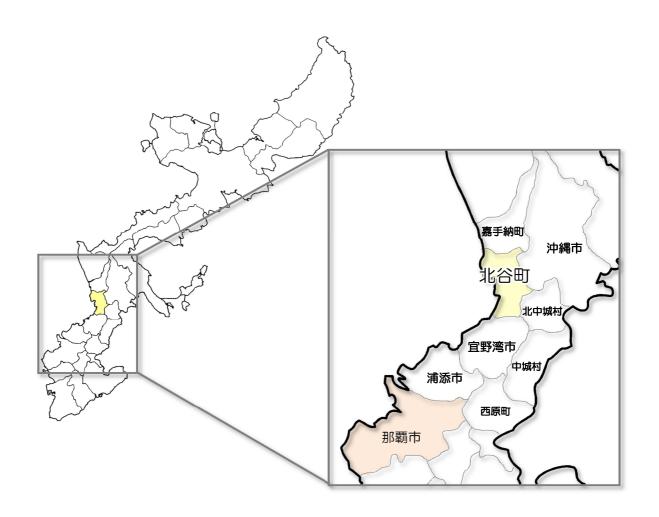
1. 北谷町の自然条件

(1) 北谷町の位置

本町は、沖縄本島の中部に位置し、県都である那覇市から北東へ約 16km に位置し、 面積は 13.93km² となっています。町の東部から中央部は丘陵地をなし、西部は平坦で 国道 58 号が南北に通過しています。

近年は、公有水面埋立や返還軍用地の跡地利用による西海岸一帯にて開発が進められているアメリカンビレッジの進展に伴い、沖縄県内でも"賑わいのあるエリア"となっています。

町境は、北側を嘉手納町、南側を宜野湾市、東側を沖縄市及び北中城村と接し、西側は東シナ海に面しています。



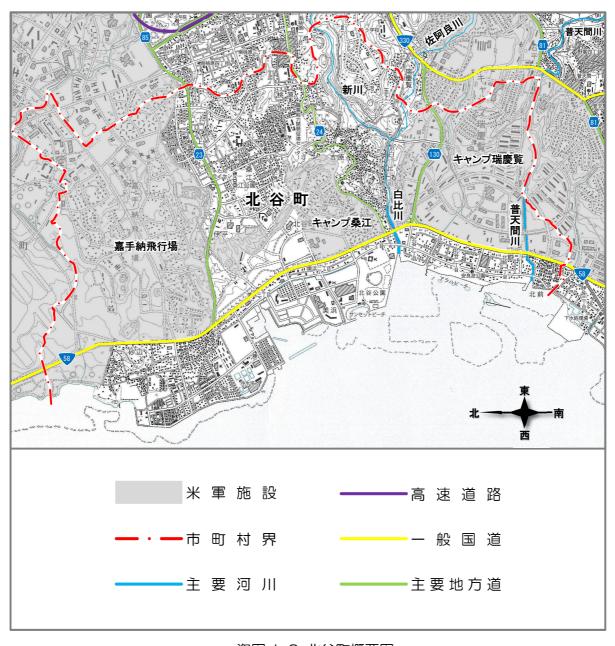
資図 1-1 北谷町の位置図

(2) 北谷町の地理的、地形的特性など

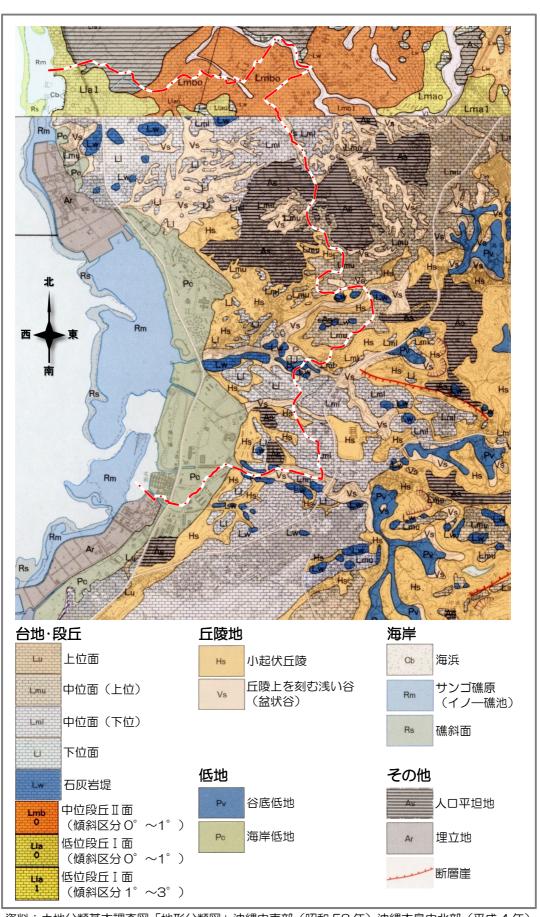
本町には、西海岸側に国道 58 号が南北に縦断しており、県道 23 号線、県道 24 号線 及び県道 130 号線が東西に横断しています。

本町の地形は、東シナ海に面した海岸低地、内陸部に広がる台地、丘陵地の3つに大 別されます。

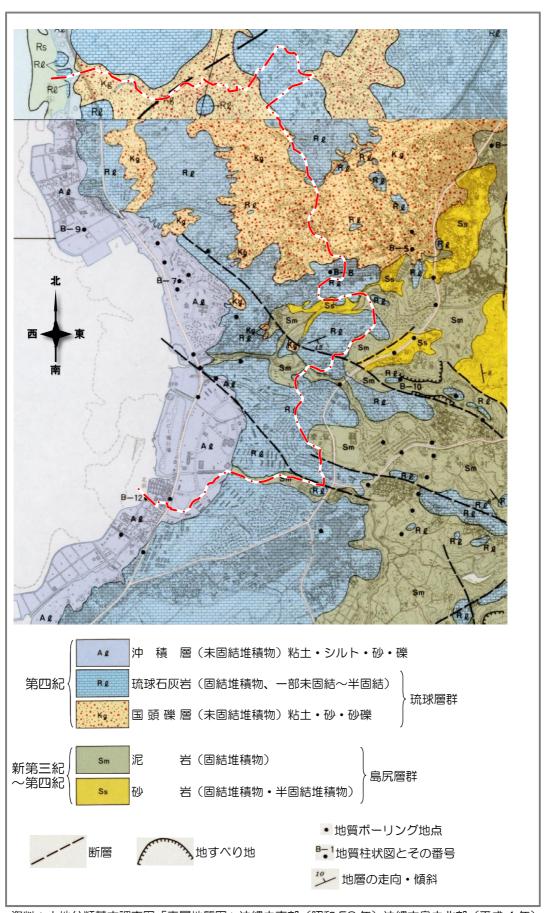
また、本町には、普天間川及び白比川の2つの二級河川が流れています。



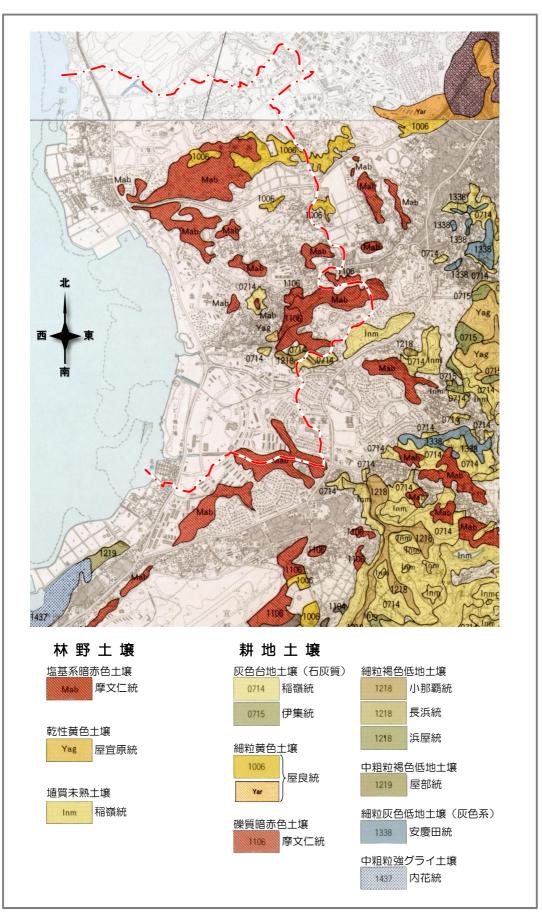
資図 1-2 北谷町概要図



資料:土地分類基本調查図「地形分類図」沖縄中南部(昭和58年)沖縄本島中北部(平成4年) 資図1-3 地形分類図



資料:土地分類基本調查図「表層地質図」沖縄中南部(昭和58年)沖縄本島中北部(平成4年) 資図 1-4 表層地質図

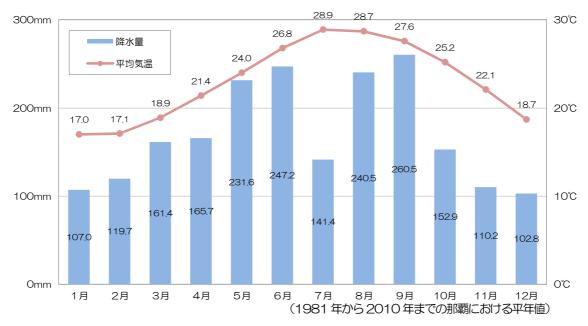


資料:土地分類基本調査図「土じょう図」沖縄中南部(昭和58年)沖縄本島中北部(平成4年) 資図 1-5 土壌図

(3) 北谷町の気象状況

本町の気象状況について、平均的な気候の状態を示す指標である平年値に基づいて以下に述べます。なお、この平年値は沖縄気象台(那覇)の観測データに基づくものです。 平均気温の平年値は、17.0℃から 28.9℃の範囲内にあり、1年を通して温暖な気候と言えます。

また、降水量の平年値は、年間を通して各月ともに 100mm を超えており、梅雨時期 の5~6月と台風の接近が多くなる8~9月には降水量が 200mm を超えています。



資図 1-6 北谷町地域の気象状況

資表 1-1 北谷町地域の気象状況(1981年から2010年までの那覇における平年値)

区分	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
気	最高	19.5	19.8	21.7	24.1	26.7	29.4	31.8	31.5	30.4	27.9	24.6	21.2	25.7
温	最低	14.6	14.8	16.5	19.0	21.8	24.8	26.8	26.6	25.5	23.1	19.9	16.3	20.8
Ĉ	平均	17.0	17.1	18.9	21.4	24.0	26.8	28.9	28.7	27.6	25.2	22.1	18.7	23.1
	水量 mm)	107.0	119.7	161.4	165.7	231.6	247.2	141.4	240.5	260.5	152.9	110.2	102.8	2,040.8
	】速 m/s)	5.4	5.3	5.2	5.1	5.0	5.4	5.3	5.2	5.4	5.4	5.5	5.2	5.3
	照時間 (h)	94.2	87.1	108.3	123.8	145.8	163.6	238.8	215	188.9	169.6	123	115.6	1,774.0

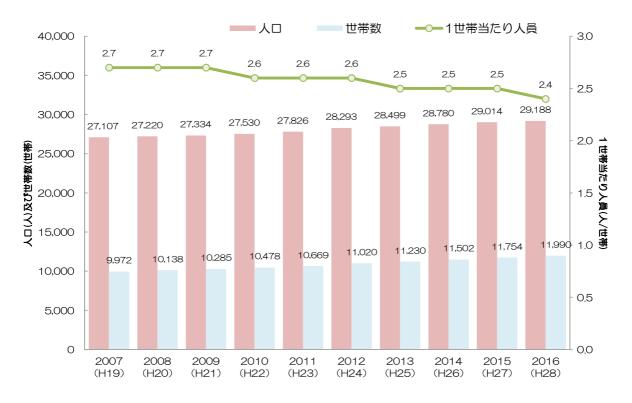
資料:気象庁ホームページ(http://www.jma.go.jp/jma/)

2. 北谷町の社会条件

(1) 北谷町の人口及び世帯数

本町の 2007 (平成 19) 年度から 2016 (平成 28) 年度の人口及び世帯数の推移を以下に示します。

本町の人口は増加傾向にあり、2016 (平成 28) 年度には 29,188 人となっています。



資図 1-7 北谷町の人口及び世帯数の推移

資表 1-2 北谷町の人口及び世帯数の推移

(各年12月末現在)

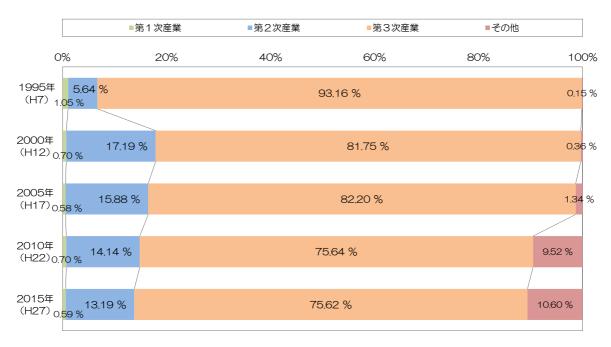
年度		人口	世帯数	1世帯当たり人員	
4 反	総人口(人)	男子(人)	女子(人)	(世帯)	(人/世帯)
2007 (H19) 年度	27,107	13,124	13,983	9,972	2.7
2008 (H20) 年度	27,220	13,148	14,072	10,138	2.7
2009 (H21) 年度	27,334	13,200	14,134	10,285	2.7
2010 (H22) 年度	27,530	13,300	14,230	10,478	2.6
2011 (H23) 年度	27,826	13,417	14,409	10,669	2.6
2012 (H24) 年度	28,293	13,668	14,625	11,020	2.6
2013 (H25) 年度	28,499	13,780	14,720	11,230	2.5
2014(H26)年度	28,780	13,885	14,895	11,502	2.5
2015 (H27) 年度	29,014	13,954	15,061	11,754	2.5
2016 (H28) 年度	29,188	14,032	15,157	11,990	2.4

資料:住民基本台帳法による世帯人口表(北谷町ホームページ http://www.chatan.jp/choseijoho/tokei/jinko.html)

(2) 北谷町の産業別就業者数

本町の 1995 (平成 7) 年から 2015 (平成 27) 年の産業別就業者数の推移を以下に示します。

産業別就業者数の構成比は、第 1 次産業は 1%前後でほぼ一定となっており、第 2 次産業は 2000(平成 12)年に大幅な増加を示し、その後は緩やかな減少傾向にあります。第 3 次産業は本町で最も大きな割合を占めており、全体の 8~9 割となっています。



資図 1-8 北谷町の産業別就業者数の推移

資表 1-3 北谷町の産業別就業者数(15歳以上の従業者)の推移

年別	年別		第2次産業	第3次産業	その他	総数
1995年	就業者数(人)	86	462	7,628	12	8,188
(H7)	構 成 比 (%)	1.05%	5.64%	93.16%	0.15%	100.0%
2000年	就業者数(人)	72	1,773	8,433	37	10,315
(H12)	構 成 比 (%)	0.70%	17.19%	81.75%	0.36%	100.0%
2005年	就業者数(人)	61	1,659	8,590	140	10,450
(H 17)	構 成 比 (%)	0.58%	15.88%	82.20%	1.34%	100.0%
2010年	就業者数(人)	75	1,515	8,106	1,020	10,716
(H 22)	構 成 比 (%)	0.70%	14.14%	75.64%	9.52%	100.0%
2015年	就業者数(人)	63	1,408	8,073	1,132	10,676
(H 27)	構 成 比 (%)	0.59%	13.19%	75.62%	10.60%	100.0%

※「その他」は分類不能の産業。

資料:北谷町統計書

(3) 北谷町の産業別事業所数

本町の産業別事業所数の推移を以下に示します。

事業所数は、2012(平成24)年から2016(平成28)年にかけて増加しています。2016(平成28)年における事業所数は、1,403事業所で、最も多い産業は「卸売業、小売業」となっており、次いで「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」等となっています。

資表 1-4 北谷町の産業別事業所数の推移

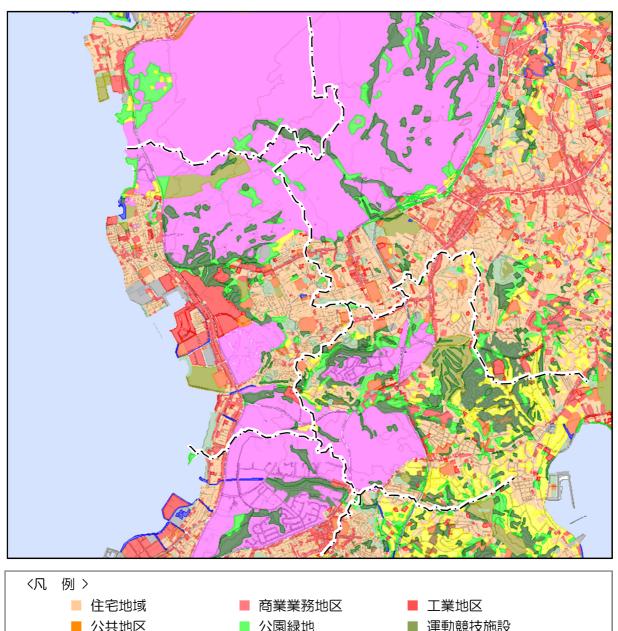
(単位:事業所)

	77120001112		(- I - 5 / (///
産業分類	2012年 (H24)	2014年 (H26)	2016年 (H28)
全産業	1,331	1,356	1,403
A 農業、林業	1	_	_
B 漁業		<u> </u>	<u> </u>
C 鉱業、採石業、砂利採取業	_	_	_
D 建設業	69	69	72
E製造業	22	26	20
F 電気・ガス・熱供給・水道業	_	_	_
G 情報通信業	15	10	8
H 運輸業、郵便業	19	15	15
卸売業、小売業	361	370	388
J 金融業、保険業	21	23	23
K 不動産業、物品賃貸業	147	131	125
L 学術研究、専門·技術サービス業	37	44	42
M 宿泊業、飲食サービス業	254	265	296
N 生活関連サービス業、娯楽業	169	172	182
O 教育、学習支援業	58	52	52
P 医療、福祉	79	100	98
Q 複合サービス事業	5	6	7
R サービス業(他に分類されないもの)	74	73	75
-			

資料:沖縄県統計年鑑(http://www.pref.okinawa.jp/toukeika/yearbook/yearbook_index.html)

(4) 北谷町の土地利用現況

本町の土地利用現況は、宅地や公共・公益用地等の都市的土地利用が約9割を占め、 農地や山林、水面等の自然的土地利用が約1割となっています。また、都市的土地利用 のうち、軍用地を含むその他の公益施設用地が町土の5割以上を占めています。





資料:「沖縄県地図情報システム」沖縄県(http://gis.pref.okinawa.jp/pref-okinawa/top/) 資図 1-9 北谷町の土地利用現況図

(5) 北谷町の主要道路

本町には、国道が1路線(国道58号)、主要地方道が1路線(沖縄北谷線)、一般県道が2路線(県道24号線、130号線)整備されています。

資表 1-5 北谷町の主要道路

777 TO NOT 37 EXCER								
道路種類	路線名	総延長 (m)	重用 (m)	未共用 (m)	実延長 (m)	簡易含 舗装率 (%)	改良済 延 長 (m)	未改良 延 長 (m)
国道	国道 58 号	5,915	0	0	5,915	100	5,915	0
主要地方道	沖縄北谷線	2,580	0	0	2,580	100	2,580	0
一般県道	県道 24 号線	2,698	40	0	2,658	100	2,658	0
一放宗坦	県道 130 号線	1,325	0	0	1,325	100	1,325	0

資料:「道路施設現況調書(平成27年度)」沖縄県土木建築部

Ⅱ 第五次北谷町総合計画 基本構想・後期基本計画

2017(平成 29) 年 3 月に策定された「第五次北谷町総合計画 基本構想・後期基本計画」に示されている廃棄物に関する施策等は、以下のとおりとなっています。

(第五次北谷町総合計画 基本構想・後期基本計画 115 ページより抜粋)

〇ごみの減量化・リサイクルの推進

ごみとなるものは断る Refuse (リフューズ)、ごみの発生を抑制する Reduce (リデュース)、製品等の再使用に努める Reuse (リユース)、資源として可能なものについては再生利用を図る Recycle (リサイクル)の「4R」を推進するとともに、住民、事業者、行政の三者の協働により、「循環型社会」の構築を目指します。

〇不法投棄及びポイ捨て対策の強化

自動車、家電、一般家庭ごみ等の不法 投棄を防止するため、クリーン指導員に よる地域監視体制の強化を図るととも に、適正な処分が実施されるよう分別方 法の周知と処理に関する助言指導を行い ます。

【施策に関連する主な取り組み】

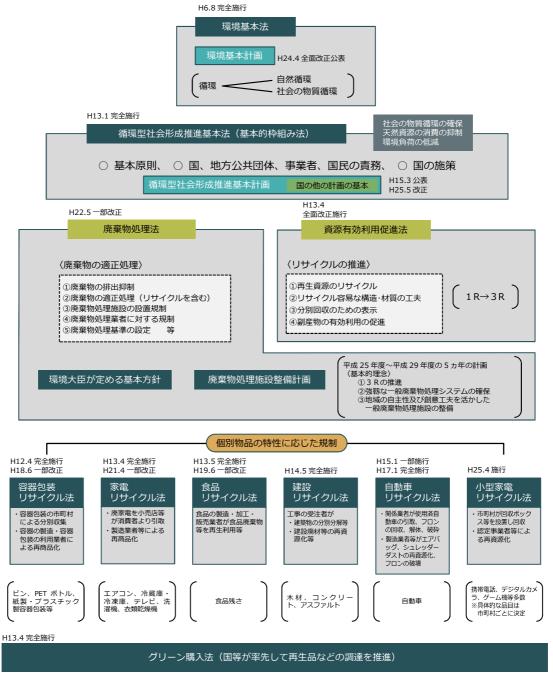
- ○ごみの排出抑制の推進
- ○ごみの資源化の推進
- ○ごみの適正処理
- ○ごみに関する普及、啓発

【施策に関連する主な取り組み】

- ○「北谷町放置自動車の発生の防止及び 適正な処理に関する条例」周知徹底
- ○「北谷町廃棄物の減量及び適正処理等 に関する条例」の周知徹底

Ⅲ 関係法令

1. 循環型社会の形成の推進に係る法令 循環型社会の形成を推進するため、以下に示す法令に基づき、各種施策が実施されています。



※「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書(平成23年度版)」(環境省)を基に一部変更を行っている。 資料:「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書(平成23年版)」環境省

資図3-1 循環型社会の形成の推進に係る法令

(1) 環境基本法

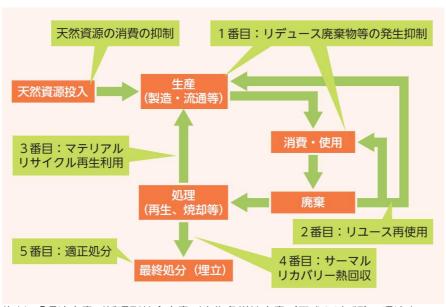
「環境基本法」は、幅広い環境政策の総合的な枠組みを定めるものとして 1993 (平成5)年に成立しており、従来の「公害対策基本法」に「自然環境保全法」の理念部分等を加えたものとなっています。

この法律では、環境の保全について基本理念を定め、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境保全に関する施策を推進するものとしています。また、同法に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱となる「環境基本計画」が策定されており、現在は 2012 (平成 24) 年 4 月に閣議決定した「第四次環境基本計画」に基づき、持続可能な社会として「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会を環境行政の究極目標として位置づけています。

(2) 循環型社会形成推進基本法

「循環型社会形成推進基本法」は、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会のあり方や、 国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成するため、 2000(平成12)年6月に公布され、2001(平成13)年1月に施行されています。

この法律では、対象物を有価・無価を問わず「廃棄物等」として一体的にとらえ、製品等が廃棄物等となることの抑制を図るべきこと、発生した廃棄物等についてはその有用性に着目して「循環資源」としてとらえ直し、その適正な循環的利用(再使用、再生利用、熱回収)を図るべきこと、循環的な利用が行われないものは適正に処分することを規定し、これにより「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」である「循環型社会」を実現することとしています。



資料:「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書(平成26年版)」環境省

資図 3-2 循環型社会の姿

循環型社会形成推進基本法の概要

1. 形成すべき「循環型社会」の姿を明確に提示

「循環型社会」とは、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、③適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

- 2. 法の対象となる廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義 法の対象となるものを有価・無価を問わず「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用 なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進。
- 3. 処理の「優先順位」を初めて法定化
 - ①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分 の優先順位。
- 4. 国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確化 循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民が全体で取り組んで いくため、これらの主体の責務を明確にする。
 - (1) 事業者・国民の「排出者責任」を明確化。
 - (2) 生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立。
- 5. 政府が「循環型社会形成推進基本計画」を策定

循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるため、政府は「循環型社会形成推進基本計画」を次のような仕組みで策定。

- (1)原案は、中央環境審議会が意見を述べる指針に即して、環境大臣が策定。
- (2) 計画の策定に当たっては、中央環境審議会の意見を聴取。
- (3)計画は、政府一丸となった取組みを確保するため、関係大臣と協議し、閣議決定により策定。
- (4) 計画の閣議決定があったときは、これを国会に報告。
- (5) 計画の策定期限、5年ごとの見直しを明記。
- (6) 国の他の計画は、循環型社会形成推進基本計画を基本とする。
- 6. 循環型社会の形成のための国の施策を明示
 - 廃棄物等の発生抑制のための措置
 - ○「排出者責任」の徹底のための規制等の措置
 - ○「拡大生産者責任」を踏まえた措置(製品等の引取り・循環的な利用の実施、製品等に関する事前評価)
 - 〇 再生品の使用の促進
 - 環境の保全上の支障が生じる場合、原因事業者にその原状回復等の費用を負担させる措置等

資料:環境省ホームページ(http://www.env.go.jp/)

(3) 廃棄物処理法

①廃棄物処理法の概要

正式な名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」といい、1970(昭和 45)年の第 64 回臨時国会(いわゆる「公害国会」)において、他の公害関係立法とともに成立しています。

法の目的は、法の成立時は廃棄物の適正処理や公衆衛生の向上が主なものでしたが、 現在では廃棄物の排出抑制や分別、再利用等を推進することの重要性を鑑み、これらの 概念についても目的として追加されています。

資表 3-2 廃棄物処理法の概要

目的	①廃棄物の排出抑制、②廃棄物の適正な処理(運搬 生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ること	段、処分、再生等)、③生活環境の清潔保持により、			
定義	廃棄物				
	○汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの(放射性物質等を除く)			
	一般廃棄物	産業廃棄物			
	○産業廃棄物以外の廃棄物	○事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え 殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等の廃棄物			
	〇爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境 に被害を生ずるおそれのある一般廃棄物	〇爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境 に被害を生ずるおそれのある産業廃棄物			
処 理 責 任 等	○市町村が自ら作成した一般廃棄物処理計画に 従って、生活環境の保全上の支障が生じないう ちに行う。	○事業者が、その責任において、自ら又は許可業 者への委託により行う			
処 理 業	○市町村長の許可制	○都道府県知事の許可制			
(収集運搬業 又は処分業)	〇施設及び申請者の能力が基準に適合し、申請内容が一般廃棄物処理計画に適合する場合に許可	○施設及び申請者の能力が基準に適合する場合等 に許可			
指導監督	○市町村長による報告徴収、立入検査、改善命 令、措置命令等	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善 命令、措置命令等			
処 理 施 設	○都道府県知事の許可制(ただし市町村が設置する場合は届出)	○都道府県知事の許可制			
	〇設置計画が構造基準に適合し、設置計画及び維持管理計画が周辺地域の生活環境の保全に適正 に配慮されたものである場合は許可	〇設置計画が構造基準に適合し、設置計画及び維持管理計画が周辺地域の生活環境の保全に適正 に配慮されたものである場合は許可			
指導監督	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善 命令等	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善 命令等			
	○都道府県知事による定期検査	○都道府県知事による定期検査			
輸出入規制	○国内処理原則により、輸出には環境大臣の確認 が必要	○国内処理原則により、輸出には環境大臣の確認 が必要			
		〇適正処理確保の観点から、輸入には環境大臣の 許可が必要			
再生利用に係	〇生活環境保全上支障のない一定の再生利用につ	〇生活環境保全上支障のない一定の再生利用につ			
る 特 例	いて環境大臣の確定を受けた場合には、処理業 及び処理施設の設置の許可は不要	いて環境大臣の認定を受けた場合には、処理業 及び処理施設の設置の許可は不要			
広域的処理に	〇一定の広域的な処理について環境大臣の認定を	〇一定の広域的な処理について環境大臣の認定を			
係る特例	受けた場合は、廃棄物処理業の許可は不要	受けた場合は、廃棄物処理業の許可は不要			
投棄禁止	〇何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない				
焼 却 禁 止	〇何人も、処理基準に従って行う場合等を除き、廃	棄物を焼却してはならない			
罰則	〇不法投棄・不法焼却の場合、5年以下の懲役若し (注人によるものは、3.億円以下の罰令)	くは 1,000 万円以下の罰金又はその併科			
	(法人によるものは、3億円以下の罰金)				

資料:「循環型社会白書(平成18年版)」環境省

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を 的 し、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る 廃棄物 汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの(放射性物質等を除く) 棄 物 一般廃棄物 産業廃棄物 0分類 産業廃棄物以外の廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等 (家庭から排出されるごみ等) ・ 基本方針の策定 ・施設基準の設定 国 あ • 廃棄物処理施設整備計画の策定 ・委託基準の設定 役 ・ 処理基準の設定 • 技術開発 • 情報収集 等 割 市町村 処理責任 排出事業者 処理責任 産業廃棄物を自ら処理し報告徴収及 ・区域内の一般廃棄物の処理に関する計 画(一般廃棄物処理計画)の策定 なければならない ・ 運搬されるまでの間の保・改善命令 び立入検査 市町村は、一般廃棄物処理計画に従っ 管基準の遵守 て、その区域内における一般廃棄物を • 措置命令等 ・ 産業廃棄物処理基準の遵 生活環境の保全上支障が生じないうち に処理しなければならない ・市町村は一般廃棄物処理基準に従い一 ・ 委託に係る責任 市 ・委託基準の遵守 般廃棄物の処理を行う 廃棄物処理に係る主な規 村 長 道府県 一般廃棄物処理業者 産業廃棄物処理業者 知 ・区域ごとに許可を受けな。許可 • 許可 ・区域ごとに許可を受けな 事 ければならない ければならない • 報告徵収及 • 報告徵収及 • 産業廃棄物処理基準の遵 び立入検査 一般廃棄物処理基準の遵 び立入検査 守 守 • 改善命令 • 改善命令 ・ 再委託の原則禁止 • 措置命令等 ・ 再委託の禁止 • 措置命令等 • 名義貸しの禁止 • 名義貸しの禁止 一般廃棄物処理施設設置者 産業廃棄物処理施設設置者 道 • 許可 • 設置、譲渡等の許可を受 設置、譲渡等の許可を受・許可 府 • 報告徴収及 • 報告徵収及 けなければならない けなければならない び立入検査 び立入検査 知 • 改善命令等 • 改善命令等 事

資料:「循環型社会白書(平成18年版)」環境省

資図 3-3 廃棄物処理法のしくみ

②関係者の責務と役割

廃棄物処理法では、廃棄物の処理に係る関係者(国民、事業者、地方公共団体及び国) の責務を定めています。

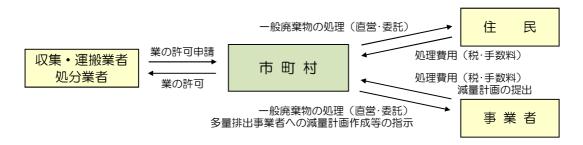
以下に廃棄物処理法に定められた各関係者の責務を示します。

資表 3-3 廃棄物処理に係る関係者の責務

- 国 民 … 廃棄物の排出の抑制や再生利用を図ること等により、廃棄物の減量その他の適正 な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。
- 事業者…事業者の製造する製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正処理が困難とならないようにするための具体的措置として、処理の困難性を自ら評価し適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発を行うこと、適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないこと等。
- 市 町 村 … ①一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動の促進を図り、その適正な処理 に必要な措置を講ずるよう務めること等。 ②廃棄物の排出の抑制に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。
- 都道府県 … ①市町村に対し、一般廃棄物の処理等に係る市町村の責務が十分に果たされるよう必要な技術的援助を与えることに務めるとともに、都道府県の区域内における産業廃棄物の適正な処理が行われるよう必要な措置を講ずることに務めなければならないこと等。
 ②廃棄物の排出の抑制に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。
 - 国 ・・・・①廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の促進を図るとともに、市町村及び都道府県に対し、その責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに務めなければならないこと等。
 - ②廃棄物の排出の抑制等に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。

また、廃棄物処理における市町村の役割として主に以下の事項があります。

- 一般廃棄物処理事業の実施(第4条第1項)
- 国民及び事業者への廃棄物の減量等に関する意識啓発(第4条第4項)
- 一般廃棄物処理計画の策定(第6条第1項)
- 一般廃棄物処理計画に基づく一般廃棄物処理事業の実施(第6条の2第1項)
- 多量排出事業者に対する減量計画作成等の指示(第6条の2第5項)
- 一般廃棄物の収集・運搬業、処分業の許可(第7条第1.6項)

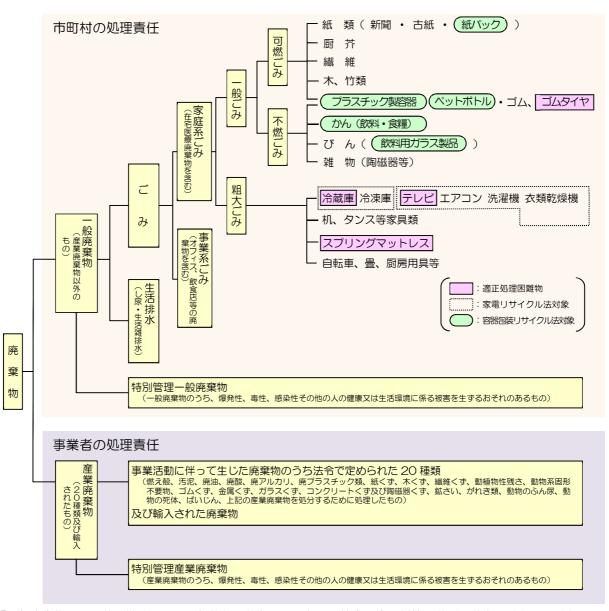


資図3-4 一般廃棄物の処理における市町村の主な役割

③廃棄物の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)では、廃棄物とは自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができないために不要になったものであって、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、糞尿等の汚物または不要物で、固形状または液状のものをいいます。ただし、放射性物質及びこれに汚染されたものは別の法律の対象となっています。

廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されています。



※「一般廃棄物」の区分は性状による一般的な区分を示しており、特定の市町村等の分別区分を示すものではない。

資図3-5 廃棄物の区分

④一般廃棄物の種類

一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことです。

主に家庭から発生する生活系ごみ、オフィスや飲食店から発生する産業廃棄物以外の事業系ごみを含みます。さらにごみは一般ごみ(可燃ごみ、不燃ごみ等)と粗大ごみに分けられ、品目によって容器包装リサイクル法や家電リサイクル法等の適用を受けます。また、この他、し尿(生活排水)も一般廃棄物です。

⑤産業廃棄物の種類

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、その性状及び量的な観点から、 市町村において適正な処理が困難であると考えられる廃棄物であり、法で定められた6 種類と政令で定められた14種類の合計20種類の廃棄物のことです。

資表3-4 産業廃棄物の種類

	種類	内容	業種指定	
	1. 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、産業廃棄物の焼却残さ		
法	2. 汚泥	工場排水等の処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルブ廃液汚泥、動植物性原料使用工場の排水処理汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、炭酸カルシウムかす等		
	3. 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ、 タンクスラッジ等		
律	4. 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機塩酸類等、すべての酸性廃液		
	5. 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液等、すべてのアルカリ性廃液		
	6. 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等、固形状液状のすべての合成高分子系化合物		
	7. 紙くず	建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ、紙又は 紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ 塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものに限る	有	
	8. 木くず	建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、木材、木製品の製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、パレット、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る	有	
	9. 繊維くず	建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に係るもの及びポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る	有	
	10. 動物又は植物に係る固形状の不要物	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	有	
	11. 獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物	と畜場で解体等をした獣畜や、食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	有	
政	12. ゴムくず	天然ゴムくず		
	13. 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くず等		
令	14. ガラスくず、コンク リートくず、陶磁器 くず	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを 除く。)及び陶磁器くず等		
	15. 鉱さい	高炉・平炉・電気炉等の溶解炉のかす、キューポラのノロ、ボタ、不良石炭、紛灰かす 等		
	16. がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物		
	17. 動物のふん尿	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等のふん尿	有	
	18. 動物の死体	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等の死体	有	
	19. ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設または、上記1~18の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの		
	20. その他	上記1~19に掲げる産業廃棄物または輸入された廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの		

資料:「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条、施行令第2条」

⑥特別管理廃棄物の種類

特別管理廃棄物は、1991(平成3)年7月に施行された改正廃棄物処理法によって 定められたものであり、爆発性、毒性、感染性等の性状を有し、その処理等に伴い人体 や環境に悪影響を与えるおそれがある一般廃棄物及び産業廃棄物とされています。それ ぞれ、「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」に区分されています。

資表 3-5 特別管理廃棄物の種類

区 分		主な分類	概要			
4+	PCB 使用部品		廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれる PCB を使用する部品			
特別管理	廃水	:銀	水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収したもの			
官理	ばい	いじん	ごみ処理施設のうち、焼却施設において発生したもの			
一般廃棄物	ばい	じん、燃え殻、汚泥	ダイオキシン特措法の特定施設である一般廃棄物焼却炉から生じたものでダイオキシン 類を含むもの			
物	感染	性一般廃棄物	医療機関等から排出される一般廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着している おそれのあるもの			
	廃油	1	揮発油類、灯油類、軽油類(難燃性のタールピッチ類等を除く)			
	廃酸		著しい腐食性を有する pH2.0 以下の廃酸			
	廃ア	ルカリ	著しい腐食性を有する pH12.5 以上の廃アルカリ			
	感染性産業廃棄物		医療機関等から排出される産業廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの			
		廃 PCB 等	廃 PCB 及び PCB を含む廃油			
特	特定有害産業廃棄	PCB 汚染物	PCB が染みこんだ汚泥、PCB が塗布され若しくは染みこんだ紙くず、PCB が染みこんだ木くず若しくは繊維くず、PCB が付着・封入されたプラスチック類若しくは金属くず、PCB が付着した陶磁器くず若しくはがれき類			
別管		PCB 処理物	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもので PCB を含むもの			
特別管理産業廃棄物		廃水銀等	水銀使用製品の製造の用に供する施設等において生じた廃水銀又は廃水銀化合物、水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となった ものから回収した廃水銀			
装物	害産	指定下水汚泥	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥			
	業廃	鉱さい	重金属等を一定濃度以上含むもの			
	棄物	廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉塵(じん)発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの			
		燃え殻	重金属等、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの			
		ばいじん	重金属等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの			
		廃油	有機塩素化合物等を含むもの			
		汚泥、廃酸、廃アル カリ	重金属等、PCB、有機塩素化合物、農薬等、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの			

資料:「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書(平成29年版)」環境省

ア PCB (ポリ塩化ビフェニル)

PCB は工業製品としてさまざまな用途に用いられてきましたが、毒性がある物質であることが明らかになり、1974(昭和 49)年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止されました。その後、2001(平成 13)年に PCB 廃棄物処理特別措置法が制定され、15年後の 2016(平成 28)年までに処理を終えることとされていましたが、2012(平成 24)年の法改正により 2027年までに処理を終えるよう期限の見直しが行われています。また、2014(平成 26)年の PCB 廃棄物処理基本計画の変更により、高濃度 PCB 廃棄物については、事業エリア別に早期処理完了期限が定められています。

資表 3-6 PCB廃棄物の保管状況

(2016 (平成 28) 年 3 月 31 日現在)

廃棄物の種類	保管事業所数	保管量
高圧トランス	5,917	19,859台
高圧コンデンサ	17,568	111,039台
低圧トランス	950	29,606 台
低圧コンデンサ	3,123	1,544,306台
柱上トランス	303	599,152台
安定器	12,843	4,484,527 個
PCB	294	30トン
PCBを含む油	3,648	34,560 トン
感圧複写紙	285	545 トン
ウエス	3,154	1,025 トン
汚泥	477	8,293 トン
その他の機器等	20,477	608,719台

備考:ドラム缶等各種容器にまとめて保管している場合など、トランス等(高圧トランス、高圧コンデンサ、低圧トランス、低圧コンデンサ、柱上トランス、安定器、その他の機器等)が台数又は個数で計上できないもの、PCB等(PCB、PCBを含む油、感圧複写紙、ウエス、汚泥)が重量や体積で計上できないものについては、事業所数のみ計上した。なお、PCB等のうち、体積で計上された分については、1ℓ=1kgとして重量に換算して集計した。

資料:「PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出の全国集計結果(平成27年度)について」 (報道発表資料)環境省

資表3-7 PCB廃棄物を保管する事業所におけるPCB使用製品の使用状況

(2016 (平成28) 年3月31日現在)

製品の種類	使用事業所数	使用量
高圧トランス	2,315	8,949 台
高圧コンデンサ	2,607	5,984 台
低圧トランス	269	1,104 台
低圧コンデンサ	165	19,727台
柱上トランス	59	151,381 台
安定器	882	106,349 個
PCB	23	39 kg
PCBを含む油	33	55,599 kg
感圧複写紙	0	0 kg
ウエス	0	0 kg
汚泥	1	41 kg
その他の機器等	8,050	46,027 台

備考: PCB 等(PCB、PCB を含む油) のうち、体積で計上された分については、1 ℓ =1kg として重量に換算して集計した。

資料:「PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出の全国集計結果(平成27年度)について」 (報道発表資料)環境省

イ ダイオキシン類

ダイオキシン類は、物の燃焼の過程等で自然に生成する物質(副生成物)であり、ダイオキシン類の約 200 種のうち、29 種類に毒性があるとみなされています。

ダイオキシン類の現在の発生源は製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガス等のさまざまな発生源がありますが、主な発生源はごみ焼却による燃焼であるといわれています。

1983 (昭和 58) 年 11 月に都市ごみ焼却炉の灰からダイオキシン類を検出したと新聞紙上で報じられたことが契機となって、ダイオキシン問題に大きな関心が向けられるようになります。

ダイオキシン類対策は、1999(平成 11)年3月に策定されたダイオキシン対策推進基本指針と、1999(平成 11)年7月に成立したダイオキシン類対策特別措置法の2つを基に進められています。

資表 3-8 ダイオキシン類の事業分野別の推計排出量及び削減目標量

	負衣 3 0 9 1 カイノノ 類の事業力 野別の 推画 新山里 及び 削減 日 宗里						
		当面の間におけ	推計排出量(g-TEQ/年)				
	事業分野	る削減目標量 (g-TEQ/年)	1997 (平成9) 年 における量	2003 (平成 15) 年における量	2015 (平成 27) 年 における量		
1	廃棄物処理分野	106	7,205~7,658	218~243	65		
	(1)一般廃棄物焼却施設	33	5,000	71	24		
	(2)産業廃棄物焼却施設	35	1,505	75	19		
	(3) 小型廃棄物焼却炉等(法規制対象)	22	ı	37	12		
	(4)小型廃棄物焼却炉(法規制対象外)	16	700~1,153	35~60	9.5		
2	産業分野	70	470	149	50		
	(1)製鋼用電気炉	31.1	229	80.3	25.2		
	(2)鉄鋼業焼結施設	15.2	135	35.7	7.1		
	(3) 亜鉛回収施設(焙焼炉、焼結 炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉)	3.2	47.4	5.5	3.2		
	(4) アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉)	10.9	31.0	17.4	8.1		
	(5) その他の施設	9.8	27.3	10.3	6.4		
3	その他	0.2	1.2	0,6	0.2		
	合 計	176	7,676~8,129	368~393	118~120		

- 注1:1997 (平成9) 年及び2003 (平成15) 年の排出量は毒性等価係数としてWHO-TEF(1998) を、2015 (平成27) 年の排出量及び削減目標量は可能な範囲でWHO-TEF(2006) を用いた値で表示した。
 - 2:削減目標量は、排出ガス及び排水中のダイオキシン類削減措置を講じた後の排出量の値。
 - 3:前回計画までは、小型廃棄物焼却炉等については、特別法規制対象及び対象外を一括して目標を設定していたが、今回から両者を区分して目標を設定することとした。
 - 4:「3 その他」は下水道終末処理施設及び最終処分場である。前回までの削減計画には火葬場、たばこの煙及び自動車排出ガスを含んでいたが、2014(平成 26)年の計画では目標設定対象から除外した(このため、過去の推計排出量にも算入していない)。
- 資料: 「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」(2000 年 9 月制定、2012 年 8 月変更)、「ダイオキシン類の排出量の目録」2017 年 3 月) より環境省作成 「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書(平成 29 年版)」環境省

ウ 感染性廃棄物

感染性廃棄物とは、環境省の「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」によると、「医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物」とされています。

以下に、医療関係機関等から発生する主な廃棄物と感染性廃棄物の判断基準及びその 判断フローを示します。

資表 3-9 医療関係機関等から発生する主な廃棄物

東式 0 0 区原内 M 内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内内					
重 類	例				
燃え殻	焼却灰				
汚 泥	血液(凝固したものに限る。)、検査室·実験室等の排水処理施設から発生す				
	る汚泥、その他の汚泥				
廃油	アルコール、キシロール、クロロホルム等の有機溶剤、灯油、ガソリン等の				
	燃料油、入院患者の給食に使った食料油、冷凍機やポンプ等の潤滑油、その				
	他の油				
廃 酸	レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸性の廃液				
廃アルカリ	レントゲン現像廃液、血液検査廃液、廃血液(凝固していない状態のも				
	の)、その他のアルカリ性の液				
廃プラスチック類	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニルチューブ、その他の合成樹				
	脂製のもの				
ゴムくず	天然ゴムの器具類、ディスポーザブルの手袋等				
金属くず	金属製機械器具、注射針、金属製ベッド、その他の金属製のもの				
ガラスくず、	アンプル、ガラス製の器具、びん、その他のガラス製のもの、ギブス用石				
コンクリートくず・	膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの				
陶磁器くず					
ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項のばい煙発生施設及び汚泥、廃油等の産業廃棄				
	物の焼却施設の集じん施設で回収したもの				
	紙くず類、厨芥、繊維くず(包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類)、木くず、				
	皮革類、実験動物の死体、これらの一般廃棄物を焼却した「燃え殻」等				
	燃え殻 汚 泥 廃 油 廃 酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 ゴムくず 金属くず ガラスくず、 コンクリートくず・ 陶磁器くず				

資表 3-10 感染性廃棄物の判断基準

1 形状の観点

- (1) 血液、血清、血漿及び体液(精液を含む。)(以下「血液等」という。)
- (2) 手術等に伴って発生する病理廃棄物(摘出又は切除された臓器、組織、郭清に伴う皮膚等)
- (3) 血液等が付着した鋭利なもの
- (4) 病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの
- 2 排出場所の観点

感染症病床、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室(以下「感染症病床等」という。)において治療、検査等に使用された後、排出されたもの

- 3 感染症の種類の観点
 - (1) 感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症 の治療、検査等に使用された後、排出されたもの
 - (2) 感染症法の四類及び五類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材、ディスポーザブル製品、衛生材料等(ただし、紙おむつについては、特定の感染症に係るもの等に限る。)

通常、医療関係機関等から排出される廃棄物は「形状」、「排出場所」及び「感染症の種類」の観点から感染性廃棄物の該否について判断ができるが、これらいずれの観点からも判断できない場合であっても、血液等その他の付着の程度やこれらが付着した廃棄物の形状、性状の違いにより、専門知識を有する者(医師、歯科医師及び獣医師)によって感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

なお、非感染性の廃棄物であっても、鋭利なものについては感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

資料:「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル(平成24年5月)」環境省

【STEP1】(形状) 廃棄物が以下のいずれかに該当する。 ② 病理廃棄物 (臓器、組織、皮膚等) (注1)

① 血液、血清、血漿及び体液(精液を含む。)(以下「血液等」という。)



③ 病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの(注2)

YES

④ 血液等が付着している鋭利なもの(破損したガラスくず等を含む。)(注3)

感

染

牪

廃

棄

物

NO

【STEP2】(排出場所)

感染症病床 (注 4)、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室 において治療、検査等に使用された後、排出されたもの



YES

NO

【STEP3】(感染症の種類)

- ① 感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定 感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後、排出されたもの
- ② 感染症法の四類及び五類感染症の治療、検査等に使用された後、排出され た医療器材等(ただし、紙おむつについては特定の感染症に係るもの等に限 る。) ^(注5)



YES



NO ^(注6)

非感染性 棄 類

- (注)次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。
 - ・ 外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
 - ・血液等が付着していない鋭利なもの(破損したガラスくず等を含む。)
- (注1) ホルマリン漬臓器等を含む。
- (注2) 病原微生物に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等
- (注3) 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイヤル等
- (注4) 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症 及び新感染症の病床
- (注5) 医療器材(注射針、メス、ガラスくず等)、ディスポーザブルの医療器材(ピンセット、注射器、カ テーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等)、衛生材料(ガーゼ、 脱脂綿等)、紙おむつ、標本(検体標本)等

なお、インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)伝染性紅班、 レジオネラ症等の患者の紙おむつは、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。

(注6) 感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判 断できないものについては、医師等(医師、歯科医師及び獣医師)により、感染のおそれがあると判 断される場合は感染性廃棄物とする。

資料:「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル(平成 24 年 5 月)」環境省

資図 3-6 感染性廃棄物の判断フロー

⑦在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物は、在宅医療に関わる医療処置に伴い家庭から排出される廃棄物をいい、廃棄物処理法上、市町村が処理責任を負うこととされています。

在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会では、現段階で最も望ましい処理方法として、 ①注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性 廃棄物として処理する、②その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理する、 という方法が考えられるとしています。

資表 3-11 主な在宅医療廃棄物の種類及び感染性への留意

・	分類	種類	具体例	感染等への 留意 ^{※1}
鋭利ではないもの チューブ・カテーテル類 注射筒(針以外の部分) 使い捨てペン型 栄養剤注入器 ※針は付属しない 脱脂綿・ガーゼ ペン型自己注射 針 鋭利ではあるが安全なしくみをもつもの ペン型自己注射 針 飯利なもの 医療用注射針、点滴針				×
注射筒(針以外の部分) 使い捨てペン型 栄養剤注入器 ※針は付属しない 脱脂綿・ガーゼ				
鋭利ではあるが 安全なしくみを もつもの ペン型自己注射 針 (針ケース装着時) 鋭利なもの 医療用注射針、 点滴針 ○			使い捨てペン型 栄養剤注入器	
安全なしくみを もつもの ハン型自己注射 針 〇**2 (針ケース装着時) (針ケース装着時) 鋭利なもの 医療用注射針、 点滴針 〇		脱脂綿・ガーゼ		
鋭利なもの 医療用注射針、 点滴針 O	安全なしくみを			O*2
	鋭利なもの			0

^{※1 「}感染等への留意」は、〇:取扱いによっては感染等への留意が必要なもの、×:通常、感染等への留意が不要なもの

資料:「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き(平成20年3月)」在宅医療廃棄物の 処理の在り方検討会

^{※2} 鋭利なもののうちペン型自己注射針は、針ケースを装着した場合、「感染等への留意」は「×」となる

8適正処理困難物等の種類

適正処理困難物は本来、事業者がその処理・処分に深く係わるべきものであるとの認識から、廃棄物処理法では事業者の処理・処分に対する協力について第 6 条の 3 の規定を設けています。

家庭等から排出される一般廃棄物には様々な種類のものがありますが、この中には市町村が有する技術、設備ではその適正な処理を行うことが困難なものもあり、これらの一般廃棄物の適正な処理の実施を確保することが重要な問題となっています。廃棄物処理法第 6 条の 3 の規定は、このような一般廃棄物の処理について、一般廃棄物となる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者の協力を得て行うことが適当であるとの認識のもと、1991(平成 3)年 10 月に改正された廃棄物処理法に新たに設けられたものです。

本条の規定は、本条第 1 項に基づき厚生大臣(現環境大臣)が指定した一般廃棄物の処理について、市町村長は、当該市町村においてその処理が適正に行われることを補完するために、指定された一般廃棄物であって廃棄物となる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者(以下「特定事業者」という。)に対し必要な協力を求めることができるとしたものです。

なお、市町村は、一般廃棄物の適正な処理を確保する責務を有することから、指定一般廃棄物の処理を直接に行わない場合であっても、その処理経路等について承知しておく必要があるものとされており、また、指定一般廃棄物について特定事業者が市町村に対して行う協力が円滑に行われるように努め、指定一般廃棄物について、適正な処理を確保してもらいたいとされています。

指定を行う一般廃棄物(適正処理困難物)

- (1)廃ゴムタイヤ(自動車用のものに限る。)
- ②廃テレビ受像機(25型以上の大きさのものに限る。)
- ③廃電気冷蔵庫(250リットル以上の内容積を有するものに限る。)
- ④廃スプリングマットレス

(4) 資源有効利用促進法

正式な名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」といい、1991(平成3)年に成立した「再生資源の利用の促進に関する法律」の抜本改正により、2000(平成12)年に成立、2001(平成13)年4月に施行された法律です。

この法律では、①副産物の発生抑制や再資源化を行うべき業種、②再生資源・再生部品を利用すべき業種、③原材料等の合理化等を行うべき製品、④再生資源または再生部品の利用の促進を行うべき製品、⑤分別回収を促進するための表示を行うべき製品、⑥自主回収・再生資源化を行うべき製品、⑦再生資源として利用することを促進すべき副産物を指定し、それぞれに係る事業者に一定の義務づけを行い、事業者の自主的な取組の促進を図っています。

「再生資源」とは:

使用済みの物品又は工場等で発生する副産物のうち有用なもので原材料 として利用できるもの

「再生部品」とは:

使用済みの物品のうち有用なもので 部品その他製品の一部として利用で きるもの

基本方針

主務大臣(事業所管大臣等)は、資源の使用の合理化、再生資源・再生部品の利用の総合的推進を図るための方針を策定・公表

事業所管大臣等:

経済産業大臣、国土交通大臣、農林 水産大臣、財務大臣、 厚生労働大臣、環境大臣

関係者の責務

事 業 者

- ・使用済物品及び副産物の発生抑制の ための原材料の使用の合理化
- ・再生資源・再生部品の利用
- ・使用済みの物品、副産物の再生資源・再生部品としての利用の促進

消費者

- 製品の長期間使用・再生資源を用いた製品の利用・分別回収への協力等再生資源の利用等の促進
- ・国・地方公共団体及び事業者の実施する措置への協力等

国•地方公共団体

- ・資金の確保等の措置
- 物品調達における再生資源の利用等の促進
- ・科学技術の振興
- ・国民の理解を深める努力等

資料:「循環型社会白書(平成18年版)」環境省

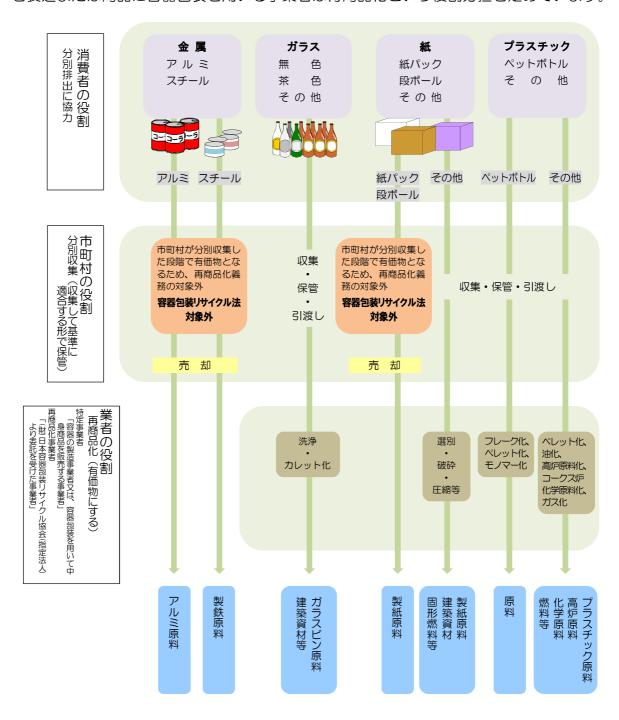
資図 3-7 資源有効利用促進法の概要



(5) 容器包装リサイクル法

正式な名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、1995(平成7)年に成立した法律です。

この法律では、一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、生活系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別排出、市町村は分別収集、容器を製造または商品に容器包装を用いる事業者は再商品化という役割分担を定めています。



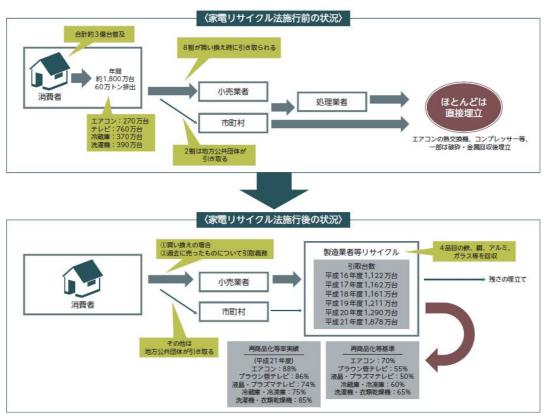
資図 3-9 容器包装リサイクル法の流れ

(6) 家電リサイクル法

正式な名称は「特定家庭用機器再商品化法」といい、1998(平成 10)年に成立した 法律です。

家庭から排出される廃家電製品については、基本的に市町村が収集し、処理を行ってきましたが、特に家庭用エアコン、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機の 4品目については、リサイクルをする必要性が特に高いにもかかわらず、市町村等によるリサイクルが困難でした。そのため、これらの 4品目について特定家庭用機器廃棄物と定め、製造業者等に一定の水準以上の再商品化が義務づけられています。

なお、2009(平成 21)年4月1日より、液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機が対象機器に追加されています。



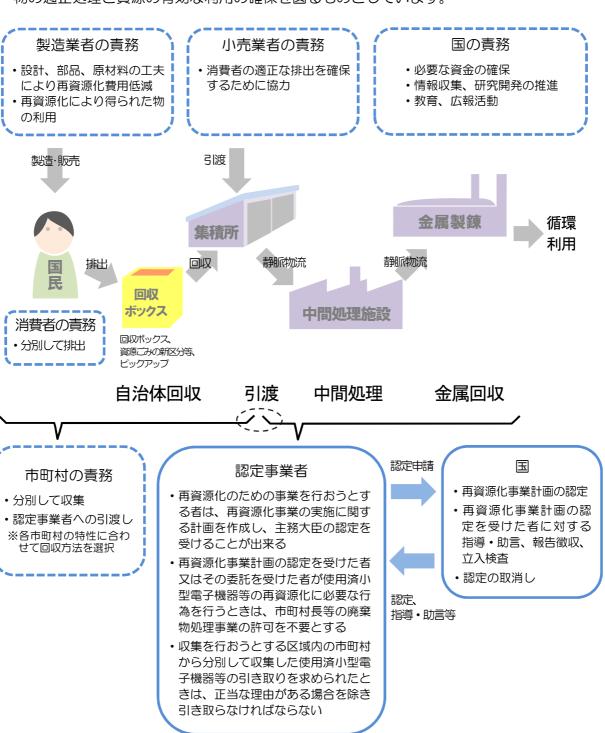
資料:環境省、経済産業省

資図 3-10 家電リサイクル法施行前・施行後の状況

(7) 小型家電リサイクル法

正式な名称は「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」といい、2012(平成24)年に成立した法律です。

この法律では、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に使用されているレアメタルや貴金属等の再資源化を促進するための措置を講ずることによって、廃棄物の適正処理と資源の有効な利用の確保を図るものとしています。



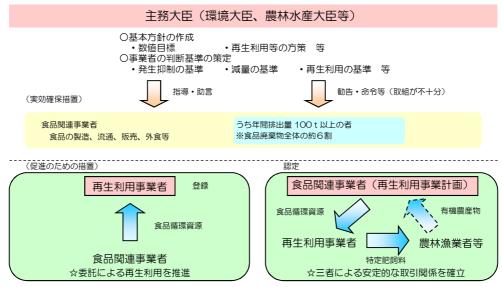
資料: 経済産業省ホームページ (http://www.meti.go.jp/) 環境省ホームページ (https://www.env.go.jp/)

資図 3-11 小型家電リサイクル法の概要

(8) 食品リサイクル法

正式な名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」といい、2000(平成 12)年に成立した法律です。

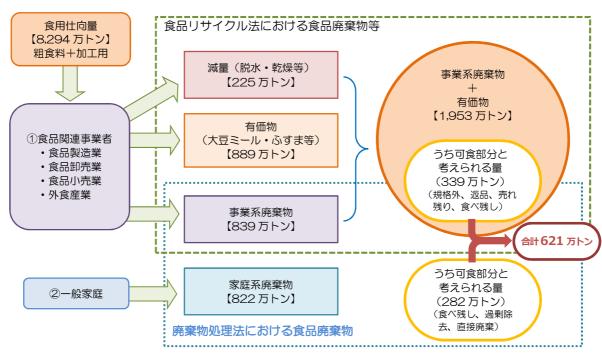
この法律では、食品の売れ残りや食べ残し等について、その発生抑制や減量化を図るとともに、飼料や肥料として再生利用を促進するための措置を講じ、廃棄物の減量、資源の有効利用を図るものとしています。



- ・廃棄物処理法の特例(荷卸しに係る一般廃棄物の収集運搬業の許可不要)
- ・肥料取締法・飼料安全法の特例(農林水産大臣への届出不要)

資料:「循環型社会白書(平成18年版)」環境省

資図3-12 食品リサイクル法の仕組み



資料:「食品ロスの削減に向けて」平成28年6月、農林水産省

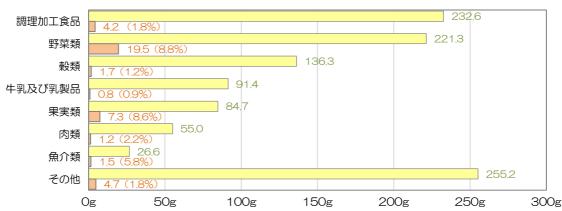
資図 3-13 食品廃棄物等の発生量(2014(平成26)年度推計)

農林水産省の「食品ロス統計調査・世帯調査(平成 26 年度)」における主な食品別の 「世帯食1人1日当たり食品使用量」及び「世帯食1人1日当たり食品ロス量」を以下 に示します。

世帯食*1人1日当たりの食品使用量は全体で 1,103.1g となっており、食品別にみる と「調理加工食品」が 232.6g と最も多くなっています。世帯食1人1日当たりの食品口 スは全体で 40.9gであり、食品別にみると「野菜類」が 19.5g と最も多くなっています。 なお、全体の食品使用量に対する食品ロスの割合は3.7%となっています。

※「世帯食」とは、家庭において、朝食、昼食、夕食及び間食のため、調理、飲食したものをいい、惣菜、 弁当などを購入して家で食べた場合を含む。なお、外食、学校給食等により飲食したものは除く。

□食品使用量 ■食品□ス量



300g ※「その他」とは、「でんぷん」、「豆類」、「きのこ類」、「卵類」、「生鮮海藻類」、「砂糖類」、「油脂

資料:「食品ロス統計調査・世帯調査(平成26年度)」農林水産省

資図3-14 主な食品別の食品使用量及び食品ロス量(世帯食1人1日当たり)

類」、「調味料類」、「菓子類」及び「飲料類」を合計したものをいう

「食品ロス統計調査・外食調査(平成27年度)」の「食堂・レストラン」における 「1食当たり食品使用量及び食べ残し量」並びに「食べ残し量の割合」を以下に示しま す。

1 食当たり食品使用量及び食べ残し量のうち、最も食べ残し量が多いのが「穀類」と なっており、食べ残し量の割合では「野菜類」が最も多くなっています。

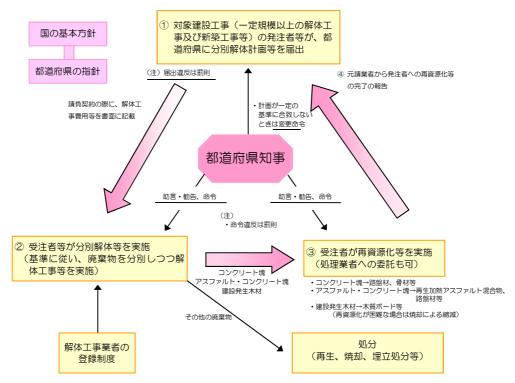


資図3-15 主な食品別の1食当たりの食べ残し状況(食堂・レストラン)(2015(平成27)年度)

(9) 建設リサイクル法

正式な名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」といい、2000(平成 12)年に成立した法律です。

この法律では、一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリート や木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義 務づけています。また、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事 の事前届出制度、解体工事業者の登録制度等を設けています。



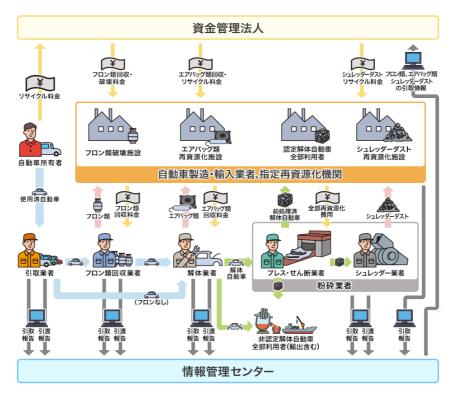
資料:環境省ホームページ (https://www.env.go.jp/)

資図 3-16 建設リサイクル法の概要

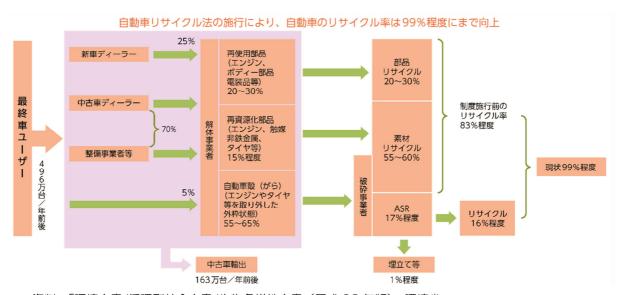
(10) 自動車リサイクル法

正式な名称は「使用済自動車の再資源化に関する法律」といい、2002(平成 14)年に成立した法律です。

この法律では、自動車製造業者及び関連業者による使用済自動車の引取り、引渡し、 再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じ、使用済自動車に係る廃棄物の 適正処理、資源の有効利用の確保等を図るものとしています。



資料:環境省ホームページ (https://www.env.go.jp/)資図 3-17 自動車リサイクル法の仕組み



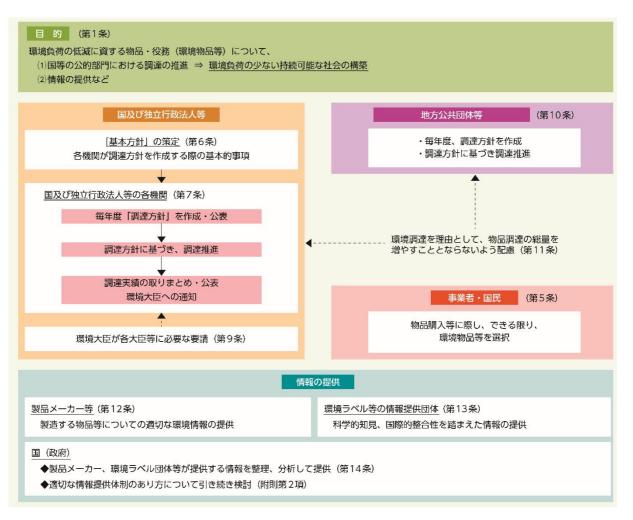
資料:「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書(平成28年版)」環境省

資図 3-18 使用済自動車処理のフロー

(11) グリーン購入法

正式な名称は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」といい、2000 (平成 12) 年に成立した法律です。

この法律では、国等の公的機関が率先して環境物品等(環境負荷低減に資する製品・サービス)の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的としています。



資料:「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書(平成27年版)」環境省 資図3-19 グリーン購入法の仕組み

2. 水環境、水質保全に係る法令等

(1) 水質汚濁関係

①環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全に係るものに関し、以下のとおり定められています。生活環境の保全に係るものについては、河川、湖沼及び海域の別に環境基準が設定されていますが、湖沼について沖縄県では、環境基準が設定されていないため、省略しています。また、本町の河川については、水域類型の指定はされていません。

資表 3-13 水質汚濁に係る環境基準(人の健康の保護に関する環境基準)

2 12 1 2 2 2 1 2 1	7.2 7. C = 3. C = 1	(人の)庭塚の木豉に因りる塚児卒学/
項目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格 KO102 (以下、「規格」という。) 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法 又は規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格 65.2 に定める方法(ただし、規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、日本工業規格 KO170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
砒 素	0.01mg/L 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	環境省告示付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	環境省告示付表 2 に掲げる方法
PCB	検出されないこと	環境省告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1 又は5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	環境省告示付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	環境省告示付表 5 の第1 又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	環境省告示付表 5 の第1 又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 34.1c) (注(6) 第三文を除く。) に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。) 及び環境省告示付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	環境省告示付表7に掲げる方法
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 KO312 に定める方法

備 考

- 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 または 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 5. ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

資料:「水質汚濁に係る環境基準について(S46.12.28 環告59、H28.3.30 環告37最終改正)」 「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び土壌の汚染に係る環境 基準について(H11.12.27 環告68、H21.3.31環告11最終改正)」

資表 3-14 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準 河川 ア)

項目	70 11 3.9.		基準値				
類型	利用目的の 適応性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	該当水域
АА	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下	
А	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	
В	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL 以下	
С	水産3級 工業用水1級 及び D 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L以下	5mg/L 以上	-	第のに域とする() 水ご定れ
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-	とに指定する水域
Е	工業用水 3 級環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	_	
H+ +7	測 定 方 法	規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質 電極を用いる装置自動監視測定同程 度の計測結果の得られる方法	規格 21 に定 める方法	付表 9 に掲げ る方法	規格 32 にない おから 32 にない おから 32 にない にない にている はい にている はい はい いい かい	最確数による定 量法	

備考

- 1. 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準する。)。
- 3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼海域もこれに準する。)。
- 4. 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。 試料 10mL、1mL、0.1mL、0.01mL……のように連続した4段階(試料量が0.1mL 以下の場合は 1mL に希釈して用いる。)を5本ずつ BGLB 醗酵管に移植し、35~37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100mL 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最小量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注)

- 1. 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
- 2. 水 道 1 級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 水 道 2 級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 水 道 3 級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3. 水 産 1 級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - 水 産 2 級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - 水 産 3 級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4. 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 工業用水3級:特殊な浄水操作を行うもの
- 5. 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

資料:「水質汚濁に係る環境基準について(S46.12.28 環告59、H28.3.30 環告37 最終改正)」

資表 3-15 水質汚濁に係る環境基準 (生活環境の保全に関する環境基準 河川 イ)

項目	水牛牛物の牛息状況		基準値		
類型	の適応性	全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンス ルホン酸及びその塩	該当水域
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0,001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
生物特A	生物 A の水域のうち、 生物 A の欄に揚げる水 生生物の産卵場(繁殖 揚)又は幼稚仔の生育 場として特に保全が必 要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	第1の2の
生物B	コイ、フナ等比較的高 温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生 息する水域	0.03mg/L 以下	0,002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	第(りとに対して、 の)に類型でというできる できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 で
生物特B	生物 A 又は生物 B の水 域のうち、生物 B の欄 に揚げる水生生物の産 卵場(繁殖場)又は幼 稚仔の生育場として特 に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0,002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
備考	測 定 方 法	規格 53 に定める方法	環境省告示付表 11 に 掲げる方法	環境省告示付表 12 に 掲げる方法	

資料:「水質汚濁に係る環境基準について(S46.12.28 環告59、H28.3.30 環告37最終改正)」

備 考 1. 基準値は年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

資表 3-16 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関するもの 海域 ア)

項目				基準値			
類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度(pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	該当水域
А	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下	検出されない こと。	
В	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	1	検出されない こと。	第1の2 の(2)
С	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L以下	2mg/L以上	-	_	により水 域類型ご とに指定
	測 定 方 法	規格 12.1 に定 める方法を用い ラス電極を開い る水質自動監より これとと同程の 計測結果の 計測結果の れる方法	規格 17 に定め る方法 類型の工業用水及び水産 2級のうち点に 養殖の利水庁に おける測定に はアルカリ性 法)	規格 32 に定め る方法又はに隔 電極若といくは 学式を が が で り で り で り で り で り の に り り り り り り り り り り り り り り り り り	最確数による定 量法	環境省告示付 表 14 に掲げ る方法	する水域

備 考

- 1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。
- 2. アルカリ性法とは、次のものをいう。

試料 50mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1 mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L)10mL を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1 mL とアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1 滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mLを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCO D値を計算する。

COD (O₂mg/L) = 0.08 \times ((b) - (a)) \times f Na₂S₂O₃ \times 1000/50

(a): チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の滴定値 (mL)

(b): 蒸留水について行った空試験値(mL)

 $fNa_2S_2O_3$: チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価

(注)

- 1. 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
- 2. 水 産 1 級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級:ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

資料:「水質汚濁に係る環境基準について(S46.12.28 環告59、H28.3.30 環告37 最終改正)」

資表 3-17 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関するもの 海域 イ)

項目		基準	-+>14 1 1-8	
類型	利用目的の適応性 	全窒素	全燐	該当水域
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
П	水産1種 水浴及び皿以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下	第1の2の (2)により
Ш	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	水域類型ご とに指定す
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下	る水域
	測 定 方 法	規格 45.4 又は 45.6 に定める 方法	規格 46.3 に定める方法	

備考

- 1. 基準値は年間平均値とする。
- 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生するおそれがある海域について行うものとする。

(注)

1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2. 水 産 1 種: 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水 産 2 種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水 産 3 種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

※資料:「水質汚濁に係る環境基準について(S46.12.28 環告59、H28.3.30 環告37 最終改正)」

資表 3-18 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関するもの 海域 ウ)

項目	水生生物の生息状況の		基準値			
類型	適応性	全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンス ルホン酸及びその塩	該当水域	
生物A	水生生物の生息する水 域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L 以下		
生物特A	生物Aの水域のうち、 水生生物の産卵場(繁 殖場)又は幼稚仔の生 育場として特に保全が 必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域	
	測 定 方 法	規格 53 に定める方法	環境省告示付表 11 に 掲げる方法	環境省告示付表 12 に 掲げる方法		

資料:「水質汚濁に係る環境基準について(S46.12.28 環告59、H28.3.30 環告37 最終改正)」

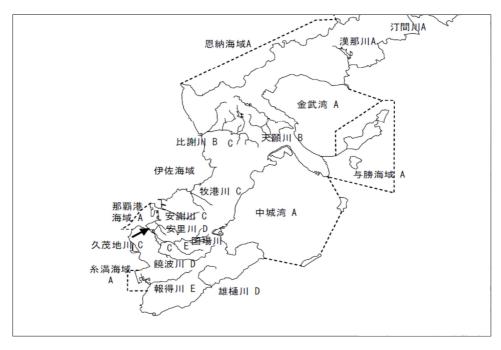
資表 3-19 水質汚濁に係る環境基準 (生活環境の保全に関する環境基準 海域 工)

, , , , ,	しのが見り場にかる球先生	+ (TUMMO/MICM)	
項目	水生生物が生息・再生産する場 の適応性	基準値	該当水域
類型	1,2,0,1	底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い 水生生物が生息できる場を保全・再 生する水域又は再生産段階において 貧酸素耐性の低い水生生物が再生産 できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以下	第1の2の(2)により水域類型ごと に指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い 水生生物を除き、水生生物が生息で きる場を保全・再生する水域又は再 生産段階において貧酸素耐性の低い 水生生物を除き、水生生物が再生産 できる場を保全・再生する水域	3,0 mg/L 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い 水生生物が生息できる場を保全・再 生する水域、再生産段階において貧 酸素耐性の高い水生生物が再生産で きる場を保全・再生する水域又は無 生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以下	第1の2の(2)により水域類型ごと に指定する水域
	測 定 方 法	規格 32 に定める方法又は環境省 告示付表 13 に掲げる方法	

備考

- 1. 基準値は、日間平均値とする。
- 2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

資料:「水質汚濁に係る環境基準について(S46.12.28 環告59、H28.3.30 環告37最終改正)」



(注) アルファベットは、環境省告示別表 2 に掲げる河川及び海域の表の類型を示す。 資料:「水域類型指定状況」沖縄県環境保全課

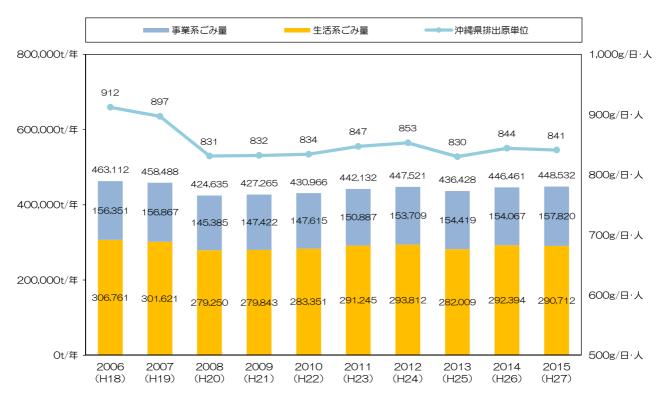
資図 3-20 環境基準の類型指定図

IV 沖縄県内の一般廃棄物処理状況

1. ごみ処理状況

(1) ごみ排出量及び1人1日当たりごみ排出量

沖縄県全域で排出されるごみの量は、2015 (平成 27) 年度実績ではおよそ 448,532 トン/年であり、1人1日当たりのごみ排出量は841 グラム/人・日となっています。



資図 4-1 沖縄県のごみ総排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移

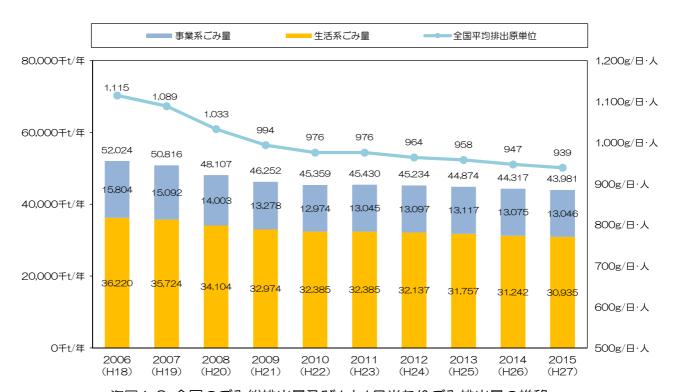
資表4-1 沖縄県のごみ総排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移

項 目 年 度	総人口(人)	ごみ総排出量 (t/年)	生活系ごみ 排出量 (t/年)	事業系ごみ 排出量 (t/年)	排出原単位 (g/人·日)
2006 (H18)	1,391,490	463,112	306,761	156,351	912
2007 (H19)	1,396,514	458,488	301,621	156,867	897
2008 (H20)	1,399,376	424,635	279,250	145,385	831
2009 (H21)	1,407,522	427,265	279,843	147,422	832
2010 (H22)	1,415,596	430,966	283,351	147,615	834
2011 (H23)	1,425,622	442,132	291,245	150,887	847
2012 (H24)	1,436,911	447,521	293,812	153,709	853
2013 (H25)	1,441,361	436,428	282,009	154,419	830
2014 (H26)	1,449,332	446,461	292,394	154,067	844
2015 (H27)	1,456,739	448,532	290,712	157,820	841

(注) ごみ総排出量=事業系ごみ量+生活系ごみ量(集団回収量を含む)

資料:「一般廃棄物処理実態調査」環境省

全国で排出されるごみの量は、2015 (平成 27) 年度実績ではおよそ 4,398 万トン/年であり、1人1日当たりのごみ排出量は939 グラム/人・日となっています。



資図4-2 全国のごみ総排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移

資表 4-2 全国のごみ総排出量及び 1人 1日当たりごみ排出量の推移

項 目 年 度	総人口 (千人)	ごみ総排出量 (千t/年)	生活系ごみ 排出量 (千t/年)	事業系ごみ 排出量 (千t/年)	排出原単位 (g/人·日)
2006 (H18)	127,781	52,024	36,220	15,804	1,115
2007 (H19)	127,487	50,816	35,724	15,092	1,089
2008 (H20)	127,530	48,106	34,104	14,003	1,033
2009 (H21)	127,429	46,252	32,974	13,278	994
2010 (H22)	127,302	45,359	32,385	12,974	976
2011 (H23)	127,147	45,430	32,385	13,045	976
2012 (H24)	128,622	45,234	32,137	13,097	964
2013 (H25)	128,394	44,874	31,757	13,117	958
2014 (H26)	128,181	44,317	31,242	13,075	947
2015 (H27)	128,039	43,981	30,935	13,046	939

(注)

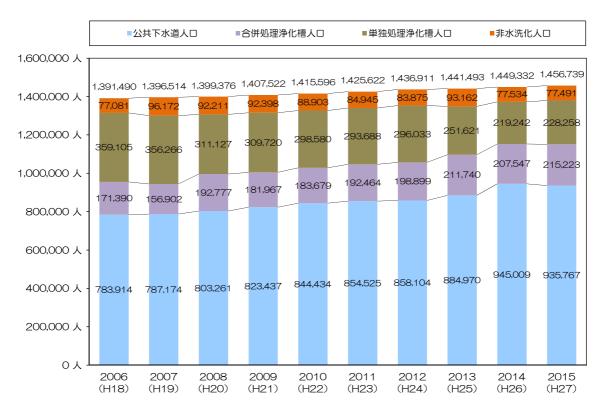
2. ごみ総排出量=事業系ごみ量+生活系ごみ量 資料:「日本の廃棄物処理 平成27年度版」環境省

^{1.} ごみ量については単位未満を四捨五入しているため、生活系ごみ排出量と事業系ごみ排出量の和が総収集ごみ量とならないことがある。

2. し尿及び浄化槽汚泥処理状況

(1) 生活排水処理人口の推移

沖縄県の生活排水処理人口の推移は、2015(平成 27)年度においては、公共下水道人口が 935,767 人、合併処理浄化槽人口が 215,223 人、単独処理浄化槽人口が 228,258 人、非水洗化人口は 77,491 人となっています。



資図 4-3 沖縄県の生活排水処理人口の推移

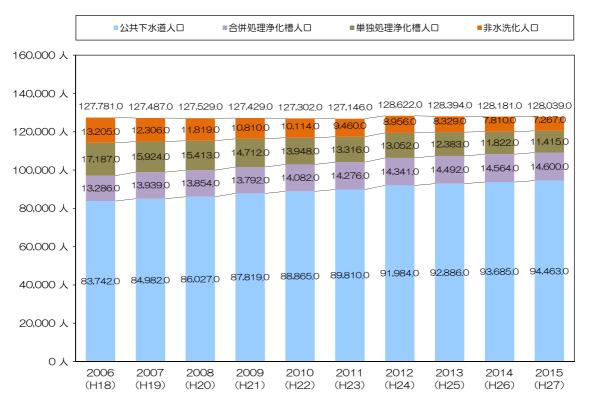
(単位:人)

資表 4-3 沖縄県の生活排水処理人口の推移

項 目 年 度	総人口	公共下水道人口	合併処理浄化槽 人口	単独処理浄化槽 人口	非水洗化人口
2006 (H18)	1,391,490	783,914	171,390	359,105	77,081
2007 (H19)	1,396,514	787,174	156,902	356,266	96,172
2008 (H20)	1,399,376	803,261	192,777	311,127	92,211
2009 (H21)	1,407,522	823,437	181,967	309,720	92,398
2010 (H22)	1,415,596	844,434	183,679	298,580	88,903
2011 (H23)	1,425,622	854,525	192,464	293,688	84,945
2012 (H24)	1,436,911	858,104	198,899	296,033	83,875
2013 (H25)	1,441,493	884,970	211,740	251,621	93,162
2014 (H26)	1,449,332	945,009	207,547	219,242	77,534
2015 (H27)	1,456,739	935,767	215,223	228,258	77,491

資料:「一般廃棄物処理実態調査」環境省

全国の生活排水処理人口の推移は、2015 (平成 27) 年度においては、公共下水道人口が9,446 万人、合併処理浄化槽人口が1,460 万人、単独処理浄化槽人口が1,142 万人、非水洗化人口は727 万人となっています。



資図 4-4 全国の生活排水処理人口の推移

(単位:千人)

資表 4-4 全国の生活排水処理人口の推移

項 目 年 度	総人口	公共下水道人口	合併処理浄化槽 人口	単独処理浄化槽 人口	非水洗化人口
2006 (H18)	127,781	83,742	13,286	17,187	13,205
2007 (H19)	127,487	84,982	13,939	15,924	12,306
2008 (H20)	127,529	86,027	13,854	15,413	11,819
2009 (H21)	127,429	87,819	13,792	14,712	10,810
2010 (H22)	127,302	88,865	14,082	13,948	10,114
2011 (H23)	127,146	89,810	14,276	13,316	9,460
2012 (H24)	128,622	91,984	14,341	13,052	8,956
2013 (H25)	128,394	92,886	14,492	12,383	8,329
2014 (H26)	128,181	93,685	14,564	11,822	7,810
2015 (H27)	128,039	94,463	14,600	11,415	7,267

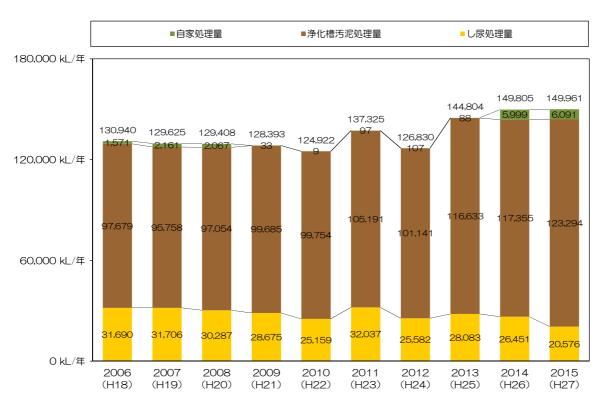
※単位未満を四捨五入しているため合計値と合わないことがある。

資料:「日本の廃棄物処理 平成27年度版」環境省

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

沖縄県のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移は、し尿は減少する傾向にあり、浄化槽汚泥は増加する傾向にあります。

2015 (平成 27) 年度においては、し尿処理量が 20,576 キロリットル、浄化槽汚泥 処理量が 123,294 キロリットル、自家処理量が 6,091 キロリットルとなっています。



資図 4-5 沖縄県のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

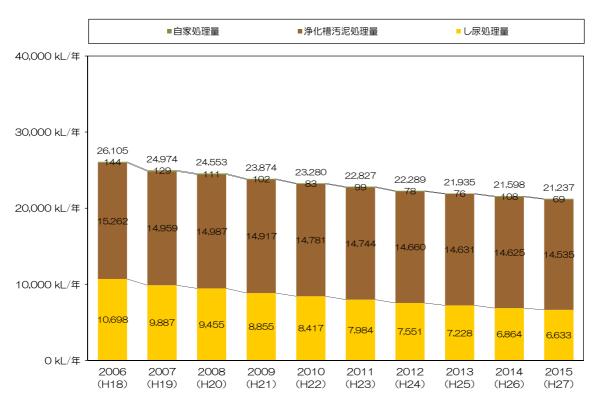
資表 4-5 沖縄県のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移 (単位:kL/年)

項 目 年 度	し尿処理量	净化槽汚泥処理量	自家処理量	合 計
2006 (H18)	31,690	97,679	1,571	130,940
2007 (H19)	31,706	95,758	2,161	129,625
2008 (H20)	30,287	97,054	2,067	129,408
2009 (H21)	28,675	99,685	33	128,393
2010 (H22)	25,159	99,754	9	124,922
2011 (H23)	32,037	105,191	97	137,325
2012 (H24)	25,582	101,141	107	126,830
2013 (H25)	28,083	116,633	88	144,804
2014 (H26)	26,451	117,355	5,999	149,805
2015 (H27)	20,576	123,294	6,091	149,961

※資料:「一般廃棄物処理実態調査」環境省

全国のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移は、し尿及び浄化槽汚泥ともに年々減少する傾向にあります。

2015 (平成 27) 年度においては、し尿処理量が 663 万キロリットル、浄化槽汚泥処理量が 1,454 万キロリットル、自家処理量が 6 万 9 千キロリットルとなっています。



資図 4-6 全国のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

資表 4-6 全国のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移 (単位:千kL/年)

項目年度	し尿処理量	净化槽汚泥処理量	自家処理量	合計
2006 (H18)	10,698	15,262	144	26,105
2007 (H19)	9,887	14,959	129	24,974
2008 (H20)	9,455	14,987	111	24,553
2009 (H21)	8,855	14,917	102	23,874
2010 (H22)	8,417	14,781	83	23,280
2011 (H23)	7,984	14,744	99	22,827
2012 (H24)	7,551	14,660	78	22,289
2013 (H25)	7,228	14,631	76	21,935
2014 (H26)	6,864	14,625	108	21,598
2015 (H27)	6,633	14,535	69	21,237

※単位未満を四捨五入しているため合計値と合わないことがある。

※資料:「日本の廃棄物処理 平成27年度版」環境省

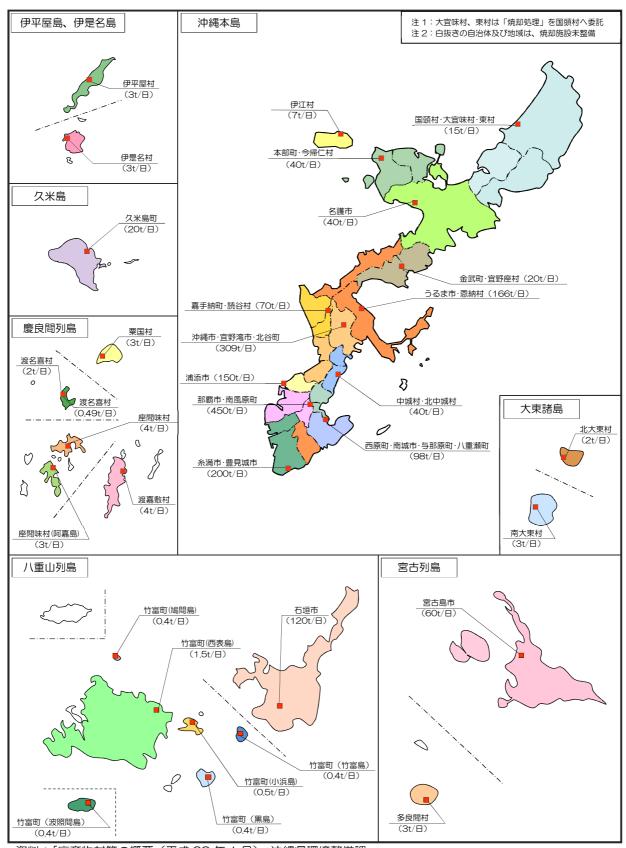
3. 沖縄県内の一般廃棄物等処理施設整備状況

(1) ごみ焼却施設

沖縄県内のごみ焼却施設は以下のとおりとなっています。

資表 4-7 沖縄県内のごみ焼却施設整備状況 (2016(平成 28)年3月末現在)

Ę	マシ	₹4-7 冲縄県内のこめ	况却他改金佣扒几	(2016 (平成 2	<u> </u>	コルバエノ
		実施主体	構成市町村	規模(t/日) 処理方式	着工年月	
		施設名称		炉の形態	竣工年月	備考
	,	名護市	名護市	4O 機械化バッチ	S51.12	
	1	名護市環境センター	名護市字宇茂佐 1710-3	20 t /8h×2基	S52.12	1
	2	国頭村	国頭村·大宜味村·東村	15 機械化バッチ	S57.9	
		国頭村環境センター	国頭村字辺土名山地名原 479-1 外 13	7.5 t /8h×2基	S58.3	
	3	本部町今帰仁村清掃施設組合	本部町·今帰仁村	40 機械化バッチ	H7.9	
	0	環境美化センター	本部町字北里 182	20 t /8h×2炉	H10.3	
	4	中部北環境施設組合	うるま市・恩納村	166 ガス化溶融	H14.2	
		美島環境クリーンセンター	うるま市具志川字栄野比 1211-6	83 t /24h×2基	H16.9	
	5	金武地区消防清掃組合	金武町・宜野座村	20 機械化バッチ	S59.2	
本		金武地区清掃センター	宜野座村字漢那 2536-23	10 t /8h×2基	S60.12	
	6	比謝川行政事務組合 ごみ処理施設	嘉手納町·読谷村 嘉手納町字久得 242-1	70 准連続 35 t /16h×2 炉	H7.2 H10.3	-
		倉浜衛生施設組合	沖縄市・宜野湾市・北谷町	309 ガス化溶融	H19.3	
	7	二八年 三元 二二 二二 二二 二二 二二 二二 二二	沖縄市字池原 3394 番地	103 t /24h×3炉	H22.3	
島		中城村北中城村清掃事務組合	中城村・北中城村	40 全連続+灰溶融	H12.12	防衛施設庁予算
	8	中城青葉苑	中城村字伊舎堂池武当原 787 外	20 t /24h×2基	H15.5	防衛施設庁予算 (当初)灰溶融設 備のみ活動休止
		那覇市·南風原町環境施設組合	那覇市・南風原町	450 全連続+灰溶融	H14.8	偏のみ活動体圧
	9	那覇・南風原クリーンセンター	南風原町字新川 650	150 t /24h×3基	H18.3	•
		浦添市	浦添市	150 1/2411人3 至 150 全連続+灰溶融	S55.10	
	10	浦添市クリーンセンター	浦添市伊奈武瀬 1-8-1	75 t /24h×2基	S57.12	1
	l	東部清掃施設組合	西原町・与那原町・南城市・八重瀬町	98 准連続	S58.4	
	11	清掃工場	与那原町字板良敷 1612	49 t 24 h×2 炉	S60.3	1
	4.0	糸満市豊見城市清掃施設組合	糸満市·豊見城市	200 全連続+灰溶融	H7.12	
	12	糸豊環境美化センター	糸満市字束里 74-1	100 t /24h×2 炉	H10.3	1
	40	伊江村	伊江村	7 機械化バッチ	H14.10	0+/4°++=0,-+=7 ***
	13	伊江村 E&C センター	伊江村字東江上力ダ原 2788 外	7 t /8h×1炉	H16.2	防衛施設庁予算
	14	久米島町	久米島町	20 機械化バッチ	S63.10	
	14	久米島クリーンセンター	久米島町字阿嘉 297-133	10 t /8h×2基	H2.1	
	15	渡嘉敷村	渡嘉敷村	4 機械化バッチ	H10.9	
	10	渡嘉敷グリーンセンター	渡嘉敷村字渡嘉敷 1845	4 t /8h×1炉	H11.7	
	16	座間味村	座間味村(阿嘉島)	3 機械化バッチ	H9.4	
		阿嘉島グリーンセンター	座間味村阿嘉島地内	3 t /8h×1炉	H10.3	
	17	座間味村	座間味村	4 ガス化溶融	H14.11	
		座間味村クリーンセンター	座間味村字座間味牧治地内	4 t /8h×1炉	H15.8	
	18	栗国村でもの理典を	粟国村 粟国村草戸原 2334	3 機械化バッチ 3 t /8h×1 炉	H15.6	
		栗国村ごみ処理施設 渡名喜村	来国村早户原 2334 渡名喜村	2 ガス化溶融	H16.3 H14.3	
	19	渡名喜村ごみ焼却施設	渡名喜村高田地内	2 t /8h×1炉	H15.3	•
		渡名喜村	渡名喜村	0.49 固定バッチ	H25.11	
	20	渡名喜村ごみ焼却施設	渡名喜村高田地内	0.49 t /8h×1炉	H25.11	1
		南大東村	南大東村	3 機械化バッチ	H10.12	
	21	南大東村クリーンセンター	南大東村字池之沢 1-1	3 t /8h×1炉	H12.5	
離	20	北大東村	北大東村	2 機械化バッチ	H12.12	
ME	22	うふあがりクリーンセンター	北大東村字南 211-1	2 t /8h×1炉	H14.3]
	23	宮古島市	宮古島市	60 准連続	S51.9	
	23	ごみ処理施設平良工場	宮古島市平良字西仲宗根 565-1	30 t /16h×2基	S52.7	
島	24	多良間村	多良間村	3 機械化バッチ	H11.9	
45		グリーンセンターにらま	多良間村字仲筋 1624-2	3 t /8h×1炉	H12.5	
	25	石垣市	石垣市	120 連続	H7.3	
		石垣市クリーンセンター	石垣市字平得大俣 1273-439	60 t /24h×2炉	H9.10	
	26	伊平屋村	伊平屋村	3 機械化パッチ+灰溶融	H16.1	-
		伊平屋村クリーンセンター 竹富町	伊平屋村字田名 3225 竹富町(波照間島)	3 t /8h×1炉 0.4 ガス化燃焼	H17.5	
	27	竹畠町 波照間島ごみ焼却施設	竹富町(波照同島) 竹富町字波照間島 4969-1	0.4 / カス化燃焼 0.4 t /8h×1 炉	H17.11 H18.5	1
		竹富町	竹富町(黒島)	0.4 ガス化燃焼	H17.11	
	28	黒島ごみ焼却施設	竹富町字黒島 2601	0.4 t /8h×1炉	H18.5	1
		竹富町	竹富町(竹富島)	O.4 ガス化燃焼	H18.9	
	29	竹富島ごみ焼却施設	竹富町字竹富 878	0.4 t /8h×1炉	H19.3	1
	20	竹富町	竹富町(小浜島)	0.5 ガス化燃焼	H18.9	
	30	小浜島ごみ焼却施設	竹富町字小浜 3400-1	0.5 t /8h×1炉	H19.3	
	31	竹富町	竹富町(鳩間島)	O.4 ガス化燃焼	H20.11	
	31	鳩間島ごみ焼却施設	竹富町字鳩間地内	0.4 t /8h×1炉	H21.5	
	32	竹富町	竹富町(西表島)	1.5 ガス化燃焼	H21.12	
		西表島ごみ焼却施設	竹富町字高那地内	1.5 t /8h×1炉	H23.1	
	33	伊是名村	伊是名村	3 機械化バッチ	H22.7	,
		伊是名村ごみ処理施設	伊是名村字勢理客 3630	3 t /8h×1炉	H24.1	l



資料:「廃棄物対策の概要(平成29年1月)」沖縄県環境整備課

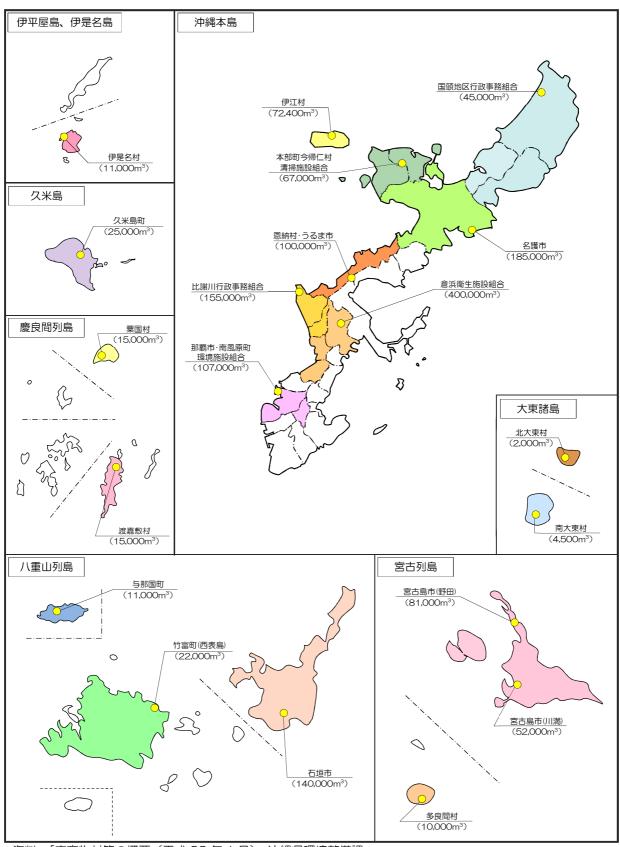
資図 4-7 沖縄県内のごみ焼却施設整備状況

(2)一般廃棄物最終処分場

沖縄県内の一般廃棄物最終処分場は以下のとおりとなっています。

資表 4-8 沖縄県内の一般廃棄物最終処分場整備状況 (2016(平成28)年3月末現在)

	実施主体	埋立場所	ぐ処力場 (2010) 対象廃棄物	埋立	埋立地面積	全体容量
	施設名称	连立场的	刈象疣未彻	開始年	(m ²)	(m ³)
1	比謝川行政事務組合 一般廃棄物最終処分場	平地	焼却残渣(主灰) 直接搬入ごみ 焼却残渣(飛灰)	H20	15,650	155,000
2	恩納村 恩納村一般廃棄物最終処分場	山間	焼却残渣(主灰) 溶融飛灰 粗大ごみ 不燃ごみ	H3	12,300	100,000
3	伊江村 伊江村E&Cセンター	平地	焼却残渣(主灰) 直接搬入ごみ 焼却残渣(飛灰) 不燃ごみ	НЗ	25,382	72,400
4	宮古島市 一般廃棄物最終処分場(野田処分場)	平地	焼却残渣(主灰) 焼却残渣(飛灰) 破砕ごみ・処理残渣 粗大ごみ	Н6	10,600	81,000
5	宮古島市 一般廃棄物最終処分場(川満処分場)	平地	焼却残渣(主灰) 焼却残渣(飛灰) 破砕ごみ・処理残渣	H9	7,000	52,000
6	名護市 名護市一般廃棄物最終処分場	山間	焼却残渣(主灰) 破砕ごみ・ 処理残渣 粗大ごみ 不燃ごみ	H7	20,000	185,000
7	倉浜衛生施設組合 一般廃棄物最終処分場	平地	焼却残渣(主灰) 焼却残渣(飛灰) 破砕ごみ・処理残渣	H9	38,000	400,000
8	石垣市 石垣市最終処分場	平地	焼却残渣(主灰) 直接搬入ごみ 破砕ごみ・処理残渣 粗大ごみ 不燃ごみ	H11	15,200	140,000
9	粟国村 粟国村一般廃棄物処理施設	平地	焼却残渣(主灰) 直接搬入ごみ 焼却残渣(飛灰) 破砕ごみ・処理残 渣 粗大ごみ 不燃ごみ	H11	6,000	15,000
10	渡嘉敷村 渡嘉敷村一般廃棄物最終処分場	平地	焼却残渣(主灰)・破砕ごみ	H14	3,000	15,000
11	多良間村 多良間村一般廃棄物埋立処分場	平地	焼却残渣(主灰) 焼却残渣(飛灰) 破砕ごみ・処理残渣	H14	3,000	10,000
12	久米島町 久米島町一般廃棄物最終処分場	山間	焼却残渣(飛灰) 破砕ごみ・処理残 渣 粗大ごみ その他	H16	5,000	25,000
13	国頭地区行政事務組合 やんばる美化センター	山間	焼却残渣(主灰) 直接搬入ごみ 焼却残渣(飛灰) 破砕ごみ・処理残 渣	H18	7,200	45,000
14	竹富町 竹富町リサイクルセンター	山間	焼却残渣(主灰) 可燃ごみ 破砕ごみ・処理残渣 粗大ごみ その他	H18	4,300	22,000
15	伊是名村 伊是名村環境美化センター	平地	可燃ごみ 粗大ごみ 不燃ごみ	H18	2,500	11,000
16	与那国町 与那国町一般廃棄物最終処分場	平地	焼却残渣(主灰) その他 焼却残渣(飛灰) 粗大ごみ 不燃ごみ	H19	3,000	11,000
17	那覇市·南風原町環境施設組合 那覇エコアイランド	海面	焼却残渣(飛灰) 選別残渣 溶融不適物	H19	13,000	107,000
18	本部町今帰仁村清掃施設組合 一般廃棄物最終処分場	山間	焼却残渣 不燃ごみ 粗大ごみ その他	H21	8,800	67,000
19	北大東村 北大東村最終処分場	平地	焼却残渣 不燃ごみ 粗大ごみ	H21	900	2,000
20	南大東村 南大東村クリーンセンター	平地	焼却残渣 不燃ごみ 粗大ごみ	H22	1,406	4,500



資料:「廃棄物対策の概要(平成29年1月)」沖縄県環境整備課

資図 4-8 沖縄県内の一般廃棄物最終処分場整備状況

(3) し尿処理施設

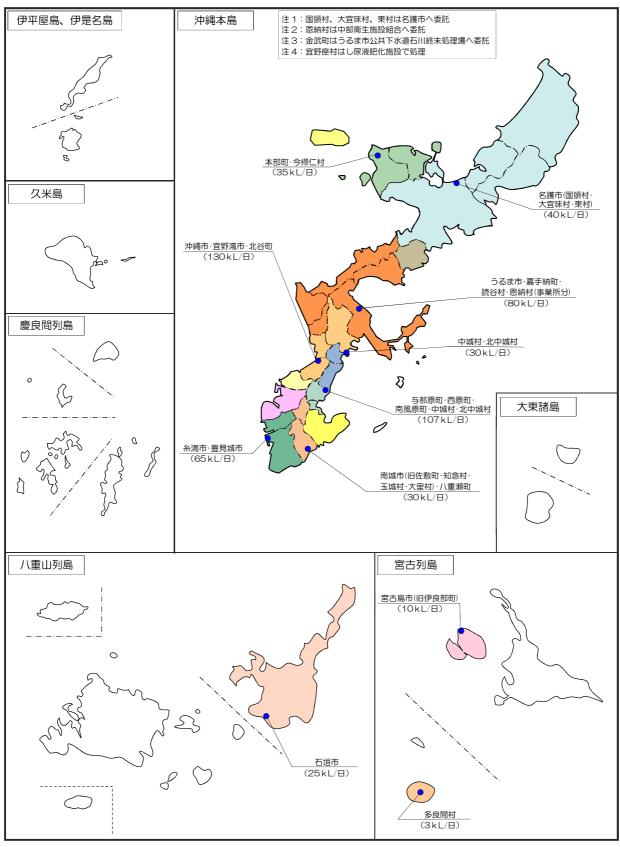
沖縄県内のし尿処理施設は以下のとおりとなっています。

資表 4-9 沖縄県内のし尿処理施設整備状況 (2016(平成 28)年3月末現在)

	実施主体	構成市町村	規 模 (kL/日)	処理方式	着工年月	竣工年月
1	石垣市	石垣市	25	嫌消	S46.6	S47.6
2	名護市	名護市·国頭村(委託)· 東村(委託)·大宜味村(委 託)	40	二段活	S47.8	S48.3
3	東部清掃施設組合 (H27.3 廃止)	与那原町・西原町 南城市(旧 佐敷町) ※H26.12 から汚泥再生処理セン ターで処理	30	嫌消	S48.8	S49.1
4	本部町今帰仁村 清掃施設組合	本部町·今帰仁村	35	11	S49.9	S50.6
5	倉浜衛生施設組合	沖縄市·宜野湾市·北谷町	130	11	S51.3	S52.2
6	中城村北中城村 清掃事務組合 (H27.6 廃止)	中城村・北中城村 ※H26.12 から東部清掃施設組合 で処理	30	11	S52.2	S53.2
7	中部衛生施設組合	うるま市·嘉手納町·読谷村· 恩納村(事業所分)	80	二段活 (低希釈)	S53.3	S55.6
8	糸満市豊見城市 清掃施設組合	糸満市·豊見城市	65	11	S55.12	S57.3
9	宮古島市 (旧伊良部)	宮古島市(旧伊良部町)	10	好気性 (低希釈)	S56.1	S58.3
10	多良間村	多良間村	3	二段活 (低希釈)	S57.11	S58.3
11	島尻消防、清掃組合	南城市(旧佐敷町·知念村·玉城村·大里村)八重瀬町	30	二段活 (低希釈)	S61.2	S62.9
12	東部清掃施設組合 (H27.1 供用開始)	与那原町·西原町·南風原町· 中城村·北中城村	107	固液分離、 希釈方式	H24.12	H26.12

(注) 処理方式の略称は次のとおり

嫌消:嫌気性消化処理 二段活:二段活性污泥処理 好気性:好気性消化処理



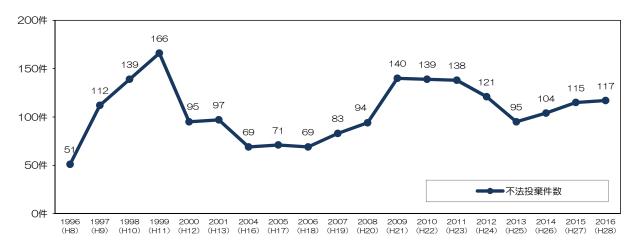
資図 4-9 沖縄県内のし尿処理施設整備状況

V 不法投棄の現状と取組

1. 不法投棄の現状

(1) 沖縄県内における不法投棄

沖縄県では 1996 (平成 8) 年度から 2001 (平成 13) 年度までの「産業廃棄物不 法投棄実態調査」の調査手法を基本とし、県内における産業廃棄物及び一般廃棄物の不 法投棄件数について調査した結果、2016 (平成 28) 年度に県が把握した不法投棄件数 は 117 件となっています。

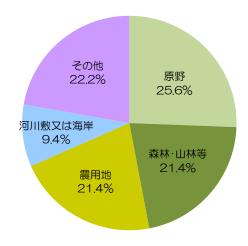


(注) H8~H13 の不法投棄件数は「産業廃棄物不法投棄実態調査(沖縄県)」による件数です。

資料:「不法投棄実態調查報告書(平成28年度)」沖縄県環境整備課

資図 5-1 沖縄県内における不法投棄件数の推移

また、沖縄県が 2016 (平成 28) 年度に把握した 117 件の不法投棄場所の内訳については、原野が 25.6%、森林·山林等が 21.4%、農用地が 21.4%、河川敷又は海岸が 9.4%、その他が 22.2%となっています。



資料:「不法投棄実態調查報告書(平成28年度)」沖縄県環境整備課

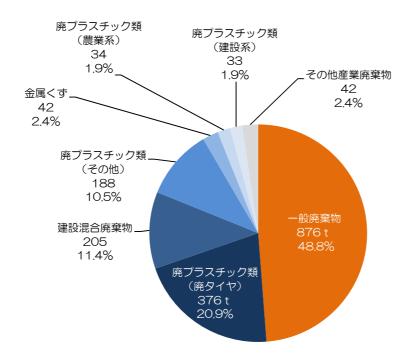
資図 5-2 沖縄県内の不法投棄場所の内訳

沖縄県の2016(平成28)年度における不法投棄物の内訳(重量)は、一般廃棄物が876トン、産業廃棄物が920トンとなっており、一般廃棄物と産業廃棄物を合わせた不法投棄の総重量は1,796トンとなっています。

資表 5-1 沖縄県内の不法投棄物の内訳

	廃棄物の種類	重量(トン)	割合
一般逐	辛棄物	876	48.8 %
産業圏	辛棄物	920	51.2 %
	廃プラスチック類(廃タイヤ)	376	20.9 %
	建設混合廃棄物	205	11.4 %
	廃プラスチック類(その他)	188	10.5 %
	金属くず	42	2.4 %
	廃プラスチック類(農業系)	34	1.9 %
	廃プラスチック類(建設系)	33	1.9 %
	その他産業廃棄物	42	2.4 %
	合 計	1,796	100 %

資料:「不法投棄実態調查報告書(平成28年度)」沖縄県環境整備課



資料:「不法投棄実態調查報告書(平成28年度)」沖縄県環境整備課

資図 5-3 沖縄県内の不法投棄物の内訳

(2) 全国における不法投棄及び不適正処理(産業廃棄物)

産業廃棄物の不法投棄の件数については、1998(平成 10)年度までは年々増加する傾向を示し、その後は、2001(平成 13)年度に増加が見られるものの、おおむね減少する傾向が見られます。

また、投棄量(棒グラフ青部分除く)については、1995(平成 7)年度から 2004 (平成 16)年度にかけては、約 20~40 万トンで推移していますが、その後は、 2008(平成 20)年度に増加が見られるものの、おおむね減少する傾向が見られます。 2015(平成 27)年度の不法投棄件数は 143件となっており、投棄量は 1.9 万トンとなっています。



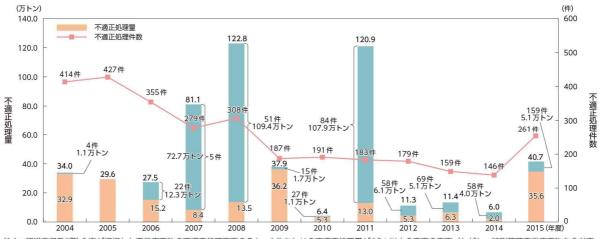
- 注1: 都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄事案のうち、1件あたりの投棄量が10 t 以上の事案 (ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案) を 集計対象とした。
 - 2:上記棒グラフ青色部分については、次のとおり
 - 2003年度:大規模事案として報告された岐阜市事案
 - 2004年度: 大規模事案として報告された沼津市事案 2006年度: 1998年度に判明していた千葉市事案
 - 2008年度: 2006年度に判明していた桑名市多度町事案
 - 2010年度:2000年度に判明していた滋賀県円野町事案
 - 2015年度:大規模事案として報告された滋賀県甲賀市事案、山□県宇部市事案及び岩手県久慈市事案
 - 3:硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案は本調査の対象から除外している
 - なお、フェロシルトは埋立用資材として、2001年8月から約72万tが販売・使用されたが、その後、製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことがわかり、 不法投棄事案であったことが判明した。既に、不法投棄が確認された1府3県の45か所において、撤去・最終処分が完了している
- 4:量については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある

資料:環境省

資料:「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書(平成29年版)」環境省

資図 5-4 全国の不法投棄件数及び投棄量の推移(産業廃棄物)

産業廃棄物の不適正処理の件数については、おおむね減少する傾向が見られますが、 不適正処理量(棒グラフ青部分除く)については、不規則な増減を繰り返しています。 2015 (平成 27) 年度の不適正処理件数は 261 件となっており、不適正処理量は 35.6万トンとなっています。



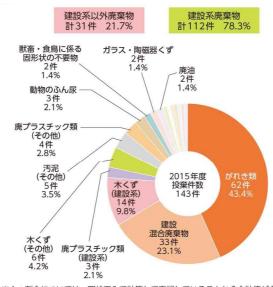
- 注1:都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不適正処理事案のうち、1件あたりの不適正処理量が10t以上の事案の事案(ただし、特別管理産業廃棄物を含む事 案は全事案) を集計対象とした
 - 2:上記棒グラフ青色部分は、報告された年度前から不適正処理が行われていた事案 (2011年度以降は、開始年度が不明な事案も含む。)
 - 3:大規模事案については、次のとおり
 - 2007年度:滋賀県栗東市事案71.4万 t 2008年度: 奈良市宇陀市事案85.7万 t 等
 - 2009年度:福島県川俣町事案23.4万t等 2011年度:愛知県豊田市事案 30.0万 t 、愛媛県松山市事案 36.3万 t 、沖縄県沖縄市事案 38.3万 t 等
 - 2015年度: 群馬県渋川市事案 29.4万 † 等
 - 4:硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案は本調査の対象から除外している
 - なお、フェロシルトは埋立用資材として、2001年8月から約72万 t が販売・使用されたが、その後、製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことがわかり、 不法投棄事案であったことが判明した。既に、不法投棄が確認された1府3県の45か所において、撤去・最終処分が完了している5:量については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある

資料:環境省

資料:「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書(平成29年版)」環境省

資図 5-5 全国の不適正処理件数及び不適正処理量の推移(産業廃棄物)

全国の不法投棄された産業廃棄物の種類を 2015 (平成 27) 年度について見ると、最も不法投棄の多いがれき類が 43.4%となっており、その他、建設混合廃棄物は 2015 (平成 27) 年度には 23.1%、木くず(建設系)は 9.8%となっています。



※1:割合については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある

2:参考として2014年度の実績も掲載している

資料:環境省

資料:「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書(平成29年版)」環境省

資図 5-6 全国の不法投棄された産業廃棄物の種類(2015(平成27)年度)

2. 不法投棄防止への取組

(1) 法制度の整備

国においては、不法投棄問題が年々深刻化、悪質化、巧妙化していくことに対応し、廃棄物処理法の改正を行っています。

以下に不法投棄に係る廃棄物処理法の規制強化の変遷を示します。

資表 5-2 不法投棄等の行為者や排出業者等に対する規制強化の変遷

7770		~>/ 0 -> 15 // 0			G/90/0333A10		
	昭和45年制定時	昭和51年改正	平成3年改正	平成 9 年改正	平成 12 年改正	平成 15 年改正	平成 16 年改正
不禁止 不法投棄等 不法投棄等	5万円以下の 罰金	20 万円以下の罰金 (有害な産業廃棄物 は6月以下の懲役又	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 (特別管理廃棄物は 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰 金)	くは 1,000 万円以 下の罰金又は併科	5 年以下の懲役若し くは 1,000 万円以 下の罰金又は併科 (産業廃棄物・法人 に対しては 1 億円以 下の罰金)	(産業廃棄物·法人	準備罪の創設 3 年以下の懲役若し くは 300 万円以下 の罰金又は併科
· ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **					(直罰化) 3 年以下の懲役若し くは 300 万円以下 の罰金又は併科	未遂罪の創設 (罰則は既遂と同 じ)	5 年以下の懲役若し くは 1,000 万円以 下の罰金又は併料 (法人に対しては 1 億円以下の罰金) 準備罪の創設 3 年以下の懲役若し くは 300 万円以下 の罰金又は併料
指定有害廃棄物の 処理の禁止							5 年以下の懲役若し くは 1,000 万円以 下の罰金又は併科
委託違反		産業廃棄物委託基準 の創設 (認可業者等 への委託)	委託基準の強化 (書面による契約等 を追加)	(契約書に処理料金 等を追加)	(契約書に最終処分 地等を追加)	一般廃棄物委託基準 の創設	
		6 月以下の懲役又は 30万円以下の罰金	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰 金	1 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰 金			
受託違反				受託禁止違反(産業廃棄物の創設 (1年以下の懲役又は300万円以下の 罰金)	3 年以下の懲役若し くは 300 万円以下 の罰金又は併科		
排出事業者責任6強化			マニフェスト制度の 創設特別管理産業廃 棄物に限定)	・マニフェスト制度 を全ての産業廃棄 物に拡大 ・電子マニフェスト 制度の導入 ・虚偽マニフェスト 交付を直罰化(30 万円以下の罰金)	することを義務化 (注意義務) ·マニフェスト不交	廃棄物である疑いの あるものについての 都道府県等の調査権 限拡充、未遂罪の創 設により不法投棄等 の罰則強化、緊急 における国の調査権 限の拡充	おける目的罪の創設 と環境大臣の指示権
廃棄物処理業に係る欠格要件等	Ŕ	に処され2年を経過 しない者、許可を取	みにより罰金以上の	い者、許可取消法人 の役員又は実質的に 法人に対し支配力を 有する者 (黒幕規	てから5年を経過し ない者、暴力団等が その事業活動を支配	特に悪質な業差の許	
支障除去等の措置命令		措置命令の創設 (対象者:処分者及び 委託基準に違反した 排出事業者)		付及び虚偽マニフェ スト交付した者等)	対象者の追加 (注意義務違反や適 正な対価を負担して いない排出業者、不 適正処分に関与した 者等) 5. 年以下の懲役又は		
		1 年以下の懲役又は50万円以下の罰金		3 年以下の懲役又は 1,000 万円以下の 罰金又は併科	1,000 万円以下の 罰金又は併科		
その他					組織犯罪による不法 収益の没収		

資料:「循環型社会白書(平成16年版)」環境省

(2) 全国における代表的な取組

国においては、2007(平成 19)年度から不法投棄等を発生させない環境づくりをさらに強化していくための取組として、5月 30 日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国、都道府県及び市民等が連携して、監視活動や啓発活動を一斉に実施しています。

以下に全国一斉の陸海空パトロールの代表事例を示します。

資表 5-3 全国一斉の陸海空パトロール代表事例

				1 177(3-1/2		
地域	陸/海/空	事業名	実施エリア	実施期日等	実施主体等	内容
東北	睦	不法投棄監視パトロール	各県·市	5~6月	各県·市、東北地方環境事務所	各県及び市等で実施する監視パトロール活動と合同で啓発、監視活動を強化する。
	空	不法投棄監視合同スカイパ トロール	山形県内	6月6日	山形県、県警、東北地方環 境事務所	山形県、県警本部等と連携し、ヘリコプターによる上空からの不法投棄 監視パトロールを実施する。
関東	陸	不法投棄防止監視パトロール	富士山麓を中 心とする静岡 県内全域	5月30日	県、関係市町、警察、関東 地方環境事務所等の国関係	富士山麓不法投棄防止ネットワーク 推進会議、産業廃棄物不法投棄監視 員及び住民監視組織等が不法投棄の 発見及び防止等のため、富士山麓を 中心とするパトロールを県内全域で 実施する。
近畿	空	スカイパトロール	奈良県内	6月9日	奈良県、県警、近畿地方環 境事務所	奈良県と連携し、県警へリコプターによる上空からの不法投棄監視パトロールを実施する。
中国	海	岡山県海域海上パトロール	岡山県内	6月15日	岡山県、岡山市、倉敷市、 玉野市、水島海上保安部、 中国四国地方環境事務所	岡山県及び海洋環境保全に関係する 行政機関と連携し、海上保安部の船 舶を活用して、海上や離島等での不 法投棄等や漂流漂着ごみの監視パト ロールを実施する。
四国	睦	不法投棄監視パトロール	高松市内	5月30日	高松市、中国四国地方環境 事務所(高松事務所)等	関係機関等の協力を得て、地元パトロール隊とともに不法投棄防止に関する啓発及び不適正行為の防止のためのパトロールを実施する。
	海	海岸線及び島嶼部監視パト ロール事業	高松市内	6月2日	高松市、中国四国地方環境 事務所(高松事務所)等	海上保安部の協力を得て、不法投棄 の未然防止及び早期発見のための海 上パトロールを実施する。
九州	陸	監視パトロール	沖縄県内	5~6月	沖縄県、九州地方環境事務 所(那覇自然環境事務所)	沖縄県と連携し、不法投棄現場のパ トロール等の監視活動を実施する。

資料:「平成29年度全国ごみ不法投棄監視ウィーク等における取組について」環境省

(3) 沖縄県における取組

2014 (平成 26) 年度の「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の取組において、ウィークの期間内を中心に、都道府県、国の関係機関及び市民等が連携した監視活動や清掃活動、全国一斉の陸海空パトロール等の事業が行われることとなっており、沖縄県においても以下のような取組が実施、または実施予定となっています。

資表 5-4 沖縄県における取組予定(2017(平成29)年度)

市町村	実施主体	事業名	実施期日等	事業概要
粟国村	栗国村(民生課)	不法投棄対策事業	通年	不法投棄が発生している場所へ監視カメラ及びダミーカメラ を設置し啓発を図る。
	粟国村観光協会	環境美化活動	4/27、5/8、5/22、 6/12、6/26	道路沿いや公園のごみ拾い
	ダイビングショップ (シーベース)	ビーチクリーン&バーベキュウ	平成 29 年 4 月 16 日 (日)	海岸漂着ごみの回収及び清掃作業
	粟国村	不法投棄監視パトロール	通年(毎週金曜日)	不法投棄を未然に防ぐために、パトロールを実施。
伊江村	伊江村(総務課)	広報誌による啓発	月1回	「広報イーハッチャー」による普及・啓発活動を実施する。
	伊江村	チューパンジャまつり	2月	村の産業・福祉関連事業の広報及びパネル展示を行う。
	伊江村 (建設課)	不法投棄監視パトロール	週2回程度	不法投棄を未然に防ぐため、監視パトロール車による巡回を行う。
	伊江村漁協協同組合	クリーン作戦	ハーリー前	ハーリー会場浜辺周辺の海岸清掃を実施する。
	伊江村青年会	530 クリーン作戦	5月30日	伊江村全体のごみ拾い・草刈などを実施する。
	伊江村青年会	青年会ビーチ清掃	6月	伊江ビーチのごみ拾いや海岸清掃を実施する。
	伊江村老人グラブ	老人社会奉仕作業	9月(老人の日)	ごみ拾い・草刈などを実施する。
	E&Cセンター	E&Cセンター見学会	通年	E&Cセンター見学(小学4年生対象)を実施する。
	タマレンタ企画	いちゃりば伊江島民間体験泊協力会	8月、12月	ビーチのごみ拾いや海岸清掃を実施する。
石垣市	石垣市	不法投棄撲滅強化月間	検討中	チラシや広報誌等により不法投棄未然防止やポイ捨て禁止の 普及・啓発を実施する。
糸満市	糸満市	海岸クリーン作戦	通年	米須・大度・喜屋武海岸一円のごみ拾いや海岸清掃を実施する。
	糸満市	環境美化活動	通年	チラシや広報誌等により、不法投棄未然防止やポイ捨て禁止 の普及・啓発を実施する。
	糸満市	市民ボランティア清掃	毎月(第2土曜日)	市主催で、自治会や企業団体へ呼びかけて清掃を実施する。
	糸満市	不法投棄監視パトロール	通年	監視員による不法投棄監視パトロールを実施する。
伊是名村	伊是名村	環境美化活動	年5回(4·6·7·9·12月)	村内の一斉清掃(草刈、ごみ拾い)を実施する。
	伊是名村環境プロジェ クト(伊是名村、教育 委員会、商工会、農 協、漁協、NPO)	環境美化活動	4月22日	環境協力税導入を記念して、毎年4月25日を伊是名村環境の日と定め、この日を含む1週間を環境ウィークとし、村民の環境美化に対する意識向上を図るとともに観光産業の発展に資する目的で、期間中に環境美化活動を実施する(H29年度は花植え)。
浦添市	浦添市	2017 クリーンデーIN うらそ え清掃	5月21日	市内の道路や公園等の清掃を実施する。
うるま市	うるま市	環境衛生週間・3R 推進月間	6月	環境衛生週間・3R 推進月間に広報及び HP にて環境に対する感心を喚起する。
	うるま市	環境衛生週間・3R 推進月間パネル展	6月	ごみ処理・分別・不法投棄に関するパネル展示及びパンフ配布を行う。リサイクル成形品及びごみ溶融施設資源化品の展示を行う。各種団体のボランティア活動写真の展示を行う。
	うるま市	不法投棄監視パトロール	通年	クリーン指導員等による不法投棄場所の監視パトロールを実施する。
	うるま市各自治会	環境美化活動	6月~8月	市内各自治会による草刈及びごみ拾い活動等を実施する。
	うるま市各自治会	環境美化活動	12月	市内各自治会による草刈及びごみ拾い活動等を実施する。
	天願川デー実行委員会	天願川デー	4月	川の清掃を通して河川に対する市民の意識を高めるとともに、環境問題を考える機会とする。
大宜味村	大宜味村	不法投棄監視パトロール	月5~6回程度	職員による不法投棄パトロールを実施する。
沖縄市	沖縄市	クリーンデーin 沖縄市	11月12日	各自治会を主体に市内全域の道路・公園等の清掃活動を実施 する。
	沖縄市	不法投棄監視パトロール	通年	監視員による、不法投棄場所の監視パトロールを実施する。
恩納村	恩納村	環境美化活動	6月	村内各自治会による草刈及びごみ拾い活動等を実施する。
	恩納村	環境美化活動	9月24日~10 月31日	村内各自治会による草刈及びごみ拾い活動等を実施する。
	恩納村	不法投棄監視パトロール	通年	職員による不法投棄パトロールを実施する。
北中城村	北中城村	秋の一斉清掃	9月	ごみ拾いや草刈りを実施する。
	北中城村	美ら島清掃週間	12月	ごみ拾いや草刈りを実施する。
	北中城村	春の一斉清掃	5月	ごみ拾いや草刈りを実施する。
	北中城村	不法投棄監視パトロール	通年	村職員によるパトロールを実施する。

資表 5-5 沖縄県における取組予定(2017(平成29)年度)(続き)

市町村	実施主体	事業名	実施期日等	事業概要
宜野座村	宜野座村	環境美化活動	5月28日	村内各自治体・各種団体による草刈り及びごみ拾い活動等を 実施する。
	宜野座村	広報誌・チラシによる啓発	ウィーク期間中	村広報やチラシの配布による啓発を行う。
	宜野座村	不法投棄監視パトロール	通年	宜野座村環境監視員による監視パトロールを実施する。
	宜野座村	不法投棄監視パトロール	4月以降	職員2名により、週3~4回程度パトロールを実施する。
金武町	金武町	秋の各班清掃	10月25日	ごみ拾いや草刈り清掃を実施する。
	金武町	海浜清掃	7月19日	ごみ拾いを実施する。
	金武町	春の各班清掃	5月24日	ごみ拾いや草刈り清掃を実施する。
	金武町	不法投棄監視パトロール	通年	不法投棄監視パトロールやごみ回収、注意看板の設置等を行う(委託職員で実施)。
	金武町	沖縄県海岸漂着物地域対策推進 事業	7月	漂着物やごみ拾いの海岸清掃を実施する。
竹富町	竹富町	春の清掃	4月~5月	町民による清掃・不法投棄点検を行う。
	竹富町	不法投棄監視パトロール	通年	職員による不法投棄パトロールを実施する。
多良間村	多良間村	不法投棄監視パトロール	通年	関係機関による不法投棄監視パトロールを実施する。
北谷町	北谷町	清掃工場見学会	11 月頃	清掃工場見学会(北谷クリーン指導員)を開催する。
	北谷町	不法投棄監視パトロール	通年	不法投棄防止のため、町内全域においてパトロールを実施する。
	北谷町	ちゅら島環境美化町内一斉清掃	年2回(8、12月)	町主催で、自治会や町民、環境関係機関等へ呼びかけて清掃 を実施している。
中城村	中城村	秋の一斉清掃	10月15日	集落周辺のごみ拾いや草刈りを実施する。
	中城村	春の一斉清掃	5月21日	集落周辺のごみ拾いや草刈りを実施する。
	中城村	不法投棄監視パトロール	通年	村職員によるパトロールを実施する。
今帰仁村	今帰仁村	海岸漂着物対策事業	4月~3月	漂着物やごみ拾いの海岸清掃を実施する。
y i=13	今帰仁村	不法投棄監視パトロール	通年	監視員による不法投棄パトロール活動、ごみの回収や看板影 置による不法投棄防止を行う。
名護市	名護市	広告活動	通年	ホームページ・看板設置・広報誌等による不法投棄防止の啓発活動や、職員による市内パトロールでの不法投棄監視活動を実施する。
南城市	南城市	不法投棄監視パトロール	通年(随時)	不法投棄パトロール隊・クリーン指導員・市職員・委託業者 による不法投棄監視パトロールを実施する。
南風原町	南風原町	ちゅら島環境美化町内一斉清掃	12月	草刈り、ごみ拾い、町内にある不法投棄物の撤去作業を実施する。
	南風原町	道路ふれあい清掃	8月	町道を中心に草刈りやごみ拾いを行う。また、町内にある不 法投棄物の撤去作業を実施する。
東村	東村(建設環境課)	ホームページによる啓発及び不 法投棄監視パトロール	6月(普及啓発)、 通年(パトロール)	ホームページ等による不法投棄未然防止及びポイ捨て禁止の 普及啓発活動を実施する。また、職員及び清掃員による不法 投棄監視パトロール等を実施する。
	東村	クリーンやんばる	1月	村内の幹線道路の清掃を行う。
	東村	地域部落美化活動	年2回	地区周辺のごみ拾い・草刈などを実施する。
南大東村	南大東村	地域部落美化活動	14~15 ⊟	平成 28 年 4 月 16 日(日本丸寄港)に伴う地域美化活動 及び全体清掃
	南大東村	地域部落美化活動	8月	地区周辺のごみ拾い・草刈などを実施する。
	南大東村	不法投棄撲滅活動	通年	不法投棄現場(重点地)のパトロールを実施する。
宮古島市	宮古島市	不法投棄監視パトロール	通年	クリーン指導員・不法投棄監視員による不法投棄監視パトロールを実施する。また、不法投棄禁止の看板設置・啓発活動を行う。
	宮古島市	宮古島市美化清掃の日	5月・10月(第 4日曜日)	協議会・市民による不法投棄物の撤去清掃活動を実施する。
本部町	本部町	一斉清掃	6月4日	町内の一斉清掃を実施する。
	本部町	不法投棄監視パトロール	通年	不法投棄監視パトロールやごみの回収、注意看板の設置等の不法投棄防止活動を行う。
八重瀬町	八重瀬町	不法投棄監視パトロール	5月~6月	町内の不法投棄・散乱ごみ多発地域を中心にパトロールを実施する。また、ごみの回収や看板設置による不法投棄防止等を行う。
与那原町	与那原町	不法投棄監視パトロール	通年	不法投棄・散乱ごみ等監視パトロールを職員が行う。
	読谷村	ちゅら浜クリーンアップ作戦 in 読谷	6月4日	読谷村内海岸全域のごみ拾い・清掃を実施する。
渡名喜村	渡名喜村	不法投棄監視パトロール	5~6月	職員による不法投棄パトロールを実施する。
西原町	西原町	不法投棄監視パトロール	通年	不法投棄監視パトロールやごみの回収、注意看板の設置等を
		<u> </u> 国ごみ不法投棄監視ウィ	カケにナルフ	行う。

資料:「平成29年度全国ごみ不法投棄監視ウィーク等における取組について」環境省

資表 5-6 沖縄県における取組予定(2017(平成29)年度)(続き)

市町村	実施主体	事業名	実施期日等	事業概要
八重瀬町	八重瀬町	八重瀬町「心豊かできれいな 町」大作戦	11月23日	町出身の偉人が残した「負けじ魂」や教訓歌「汗水節」の心を普及啓発するとともに、町と町民の協働で美しい環境作りを推進する「八重瀬町心豊かできれいなまちづくり」活動を実施する。
北谷町	北谷町	ポイ捨て禁止のぼり旗の設置	ウィーク期間中	自治会や公共施設等にのぼり旗を設置し、不法投棄未然防止 やボイ捨て禁止の普及・啓発を実施する。
与那国町	与那国町	不法投棄監視パトロール	5月~6月	町職員による不法投棄パトロールを実施する。
豊見城市	豊見城市		通年	不法投棄防止のためのポスターやチラシ、広報誌、ホームページ等による普及・啓発をおこなう。
渡嘉敷村	渡嘉敷村	ちゅら島環境美化清掃	年3回	村内のごみ拾いや海岸清掃を実施する。
	渡嘉敷村	環境美化の日	毎月0のつく日 (10日・20日・ 30日)	村内のごみ拾いや草刈りを実施する。
宜野湾市	宜野湾市	ごみのポイ捨て防止公開パト ロール	5月25日	各自治会クリーンリーダーによる、ごみ拾い活動の実施、及びチラシ配布による啓発を行う。
	宜野湾市	不法投棄監視パトロール	通年	清掃指導員による、不法投棄場所の監視パトロールを実施する。
	宜野湾市	環境美化活動	7月・12月	市内各自治会による草刈及びごみ拾い活動等を実施する。

資料:「平成29年度全国ごみ不法投棄監視ウィーク等における取組について」環境省

Ⅵ 用語集

あ行

■あわせ産廃(併せ産廃、合わせ産廃)

廃棄物処理法第 11 条に "市町村は、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる"との規定があり、当該規定に基づいて処理する産業廃棄物のことをあわせ産廃という。

■安定型5品目

有害物質を発生・浸出するおそれが無く、浸出水(処分場から浸出する汚水)処理施設やしゃ水シートを設置していない処分場に埋立ができるとみなされている下記5品目である。

①廃プラスチック類、②ゴムくず、③金属くず、④がれき類、⑤ガラスくず及び陶磁器くず

■一般廃棄物

日常生活に伴って排出されるごみとし尿のことである。

一般廃棄物は家庭から排出される生活系一般廃棄物と、商店・事務所等の事業所から排出される事業系一般廃棄物に分けられる。

■エコアクション 21

中小事業者等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。

か行

■拡大生産者責任

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引き取りやリサイクルを実施すること等が含まれる。OECD では 2000 (平成 12) 年に加盟国政府に対するガイダンス・マニュアルを策定している。

■家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)

平成 10 年法律第 97 号。エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引き取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務づけるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実務を義務づけたもの。

■合併処理浄化槽

し尿及び生活雑排水を併せて処理する浄化槽である。一方、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理 浄化槽という。

■感染性廃棄物

医療機関等から発生する感染性病原体が含まれ、感染のおそれがある廃棄物をいう。 感染性廃棄物は、廃棄物処理法において特別管理廃棄物とされており、密閉した容器での収集・運搬、感染性を失わせる処分方法等が処理基準として定められている。

■グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

■グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)

平成 12 年法律第 100 号。国等の公的機関が率先して環境物品等(環境負荷低減に資する製品・サービスの調達)を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的としている。

■グリーンコンシューマー

直訳すると「緑の消費者」の意味である。「緑」が象徴する環境に配慮した行動をする消費者のことをいう。

■建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律)

建設・解体廃棄物のリサイクルを促進し、不適正処理を防止するための法律である。

一定規模以上の建築物の解体・新築工事を請け負う事業者に、対象となる建設資材の分別・リサイクルを義務づけている。

■公共用水域

水質汚染防止法では、公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供する水域 及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路のことをいう。 ただ し、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの並び にその流域下水道に接続している公共下水道は除くものとされている。

■小型家電リサイクル法(使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)

使用済小型家電機器等の再資源化を促進することを目的に制定された法律である。使用済小型電子機器等の再資源化事業を行うとする者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要としている。

■こどもエコクラブ

環境省が応援するこどもが誰でも参加できる環境活動クラブである。

2018 (平成 30) 年 3 月現在では、全国で約 1,800 クラブ、約 10 万人のこどもたちが、登録・活動している。

■ごみ質

ごみの物理的・化学的性質の総称である。

通常、三成分(可燃分、灰分、水分)、単位体積質量(見かけ比重)、物理組成(種類別組成)、化学組成(元素組成)、及び低位発熱量等でその性質を表示する。

■ごみ処理広域化計画

国は、ダイオキシン類対策を強化するため、ダイオキシン類を削減するための方策を示したガイドラインを、1997(平成9)年に改定した。

新ガイドラインでは、隣接市町村が連携し、100 トン/日以上の全連続炉(24 時間運転の焼却炉)への集約(広域化)を総合的・計画的に進めること等を示している。厚生省は、同年に、新ガイドラインに基づき、都道府県に対して「ごみ処理広域化計画」を策定し、市町村を指導するよう通知(厚生省課長通知衛環第 173 号)している。

さ行

■災害廃棄物

地震や津波等の災害によって発生する廃棄物をいう。

■再生利用(率)

再生利用とは、廃棄物を原材料として再利用することで、「資源化」「リサイクル」ともいう。

■最終処分場

廃棄物を最終的に埋立処分する施設のことである。

最終処分場には、安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場がある。

①安定型最終処分場

性質が安定していて生活環境上、影響を及ぼすおそれが少ないと考えられる安定型産業廃棄物 (安定型5品目)を埋立対象とした最終処分場である。

②管理型最終処分場

遮断型最終処分場及び安定型最終処分場で処分される産業廃棄物以外の産業廃棄物と一般廃棄物を埋立対象とした最終処分場である。

埋立地内の浸出液が公共用水域を汚染するのを防止するため、しゃ水工や浸出水処理施設を備えている。

③遮断型最終処分場

有害物質が基準を超えて含まれる燃えがら、ばいじん等の有害な産業廃棄物を埋立対象とした最終処分場である。

■在宅医療廃棄物

医師や看護師が患者宅で治療もしくは患者自身が自宅で治療を行う際に排出される医療用廃棄物である。(在宅医療廃棄物の取扱いガイド/日本医師会参考)

■産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等 20 種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

■資源化(率)

「再生利用(率)」「リサイクル(率)」ともいう。「再生利用(率)」の項参照。

■し尿

大小便を合わせた呼び方である。くみ取り便槽から収集されるものをいう。

■資源有効利用促進法(資源の有効な利用の促進に関する法律)

資源の有効利用を促進するため、リサイクルや廃棄物の発生抑制・再使用等について定めた法律である。この法律では、リサイクルしやすい設計を行うべき製品、使用済み製品を回収・リサイクルすべき製品等について業種や製品を具体的に指定している。

■自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)

自動車メーカーや輸入業者に対し、使用済み自動車から出る部品等を回収してリサイクルすることを義務づけた法律である。

■循環型社会

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会のことである。

■循環型社会形成推進基本法

資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を推進することを目的に、廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律である。

■循環資源

循環型社会形成推進基本法で定義されたものであり、廃棄物等 (無価物である廃棄物及び使用済製品等や副産物等で有価のもの) のうち有用なものである。実態的には「廃棄物等」はすべて有用なものとしての可能性を持っていることから、廃棄物等と同等であるととらえられる。

■終末処理場

下水処理場ともいう。公共下水道により集水された下水を最終的に処理して公共用水域に放流するための施設である。

■浄化槽汚泥

浄化槽内で水中の浮遊物質が沈殿または浮上して泥状になったものである。合併処理浄化槽または 単独処理浄化槽の清掃時に排出される汚泥のことである。

■食品残渣

生ごみ、厨芥と同義で使用される。

■食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)

食品関連事業者に対し、食品の製造工程から出る材料くずや食べ残し等の食品廃棄物の減量・リサイクルを義務づけた法律である。また、年間の食品廃棄物量が 100 トン以上となる多量発生事業者は、主務大臣への定期報告が義務づけられる。

■静脈物流

一度最終消費者まで行き渡った製品、商品をリユース、リサイクルする目的で集荷し、再資源化拠点まで運搬する回収物流のことをいう。

■ゼロ・エミッション

ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出 (エミッション)をゼロにする循環型産業システムの構築を目指すもの。国連大学が提唱し、企業 や自治体で取組が進んでいる。

た行

■ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジペンゾーパラージオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)と定義している。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められているが、日本において日常の生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられている。なお、これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成される。

■ダイオキシン類対策特別措置法

平成 11 年法律第 105 号。議員立法により制定されたダイオキシン類対策に係る法律。ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準(耐容一日摂取量及び環境基準)の設定、排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定められている。

■堆肥化(コンポスト化)

廃棄物の処理における堆肥化とは、特に有機性廃棄物(生ごみ、木枝等)を、好気性微生物によって発酵分解し、堆肥を作ることを指す。

■単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽である。生活雑排水は、未処理のまま放流する。2001 (平成 13) 年 以降は、浄化槽法の改正により、単独処理浄化槽の新設は禁止されている。

■厨芥

調理場からでる滓(かす)や屑、野菜屑及び残飯等が厨芥に該当し、一般的に生ごみと同義で使用される。

■地球温暖化

二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の大気や海洋の平均温度が上昇する現象である。

■中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破砕、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋め立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

■中水

上水と下水の中間的水質の水のことである。実例としては、雨水等を貯留し、トイレの洗浄水や清掃用水、花壇への散水等への利用が行われている。

■ディスポーザー

調理用流し台の排水施設部分に直接取り付ける生ごみ粉砕器で、粉砕された生ごみは公共下水道や 浄化槽施設で処理される。ただし、下水道施設や浄化槽がディスポーザーで粉砕した生ごみ等の処理に対応している必要がある。

■デポジット制度

容器入り商品等を売る際に、価格に一定額を上乗せし、消費者がその容器を返却したときに上乗せ した金額が払い戻される制度のことである。地域によっては、地域通貨を代用しているところもあ る。

な行

■生ごみ

水分を多く含む有機物のごみのことである。一般的には厨芥と同義で使用される。

■熱回収(サーマルリサイクル)

廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、廃棄物発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用している例がある。リユース、マテリアルリサイクルを繰り返した後でも熱回収は可能であることから、循環型社会基本法では、原則としてリユース、マテリアルリサイクルが熱回収に優先することとされている。なお、熱回収はサーマルリカバリーともいう。

■農業集落排水処理施設

農業集落において、し尿及び生活雑排水を併せて処理する施設である。集落内の各家庭からの排水 を管渠で集めて集合処理する施設である。

は行

■バイオエタノール

植物等のバイオマスを原料として製造される燃料。燃焼しても大気中の CO₂ を増加させない特性を持っており、ガソリンと混合して利用することにより、ガソリンの燃焼時に発生する CO₂ の排出を減少させる効果を有する。

■バイオディーゼル

油糧作物(なたね、ひまわり、パーム)や廃食用油といった油脂を原料として製造する軽油代替燃料。化石燃料由来の燃料に比べ、大気中の CO_2 を増加させないカーボンニュートラルの特性を持った燃料。

■バイオ燃料

生物体 (バイオマス) の持つエネルギーを利用したアルコール燃料、その他合成ガスのこと。石油のような枯渇性資源を代替し得る非枯渇性資源として注目されている。

■バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。

■バイオマス活用推進基本計画

バイオマス活用推進基本法に基づき、バイオマスの活用促進に関する施策についての基本的な方針、 国が達成すべき目標、技術の研究開発に関する事項等について定める計画。

■バイオマス活用推進基本法

平成 21 年法律第 52 号。バイオマスの活用の推進に関する基本理念、施策の基本となる事項を定めること等により、バイオマスの活用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律。

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法または廃掃法)

昭和 45 年法律第 137 号。廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理に係る基準等を内容とする。

■排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方。廃棄物処理に伴う環境負荷の原因者はその廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられ、その考え方の根本は汚染者負担の原則にある。

■灰溶融施設

廃棄物等を焼却で発生する焼却灰を高温で溶かし、その溶融物を冷却固化させることにより、減容化・安定化を図るための施設である。

■バーゼル条約(有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約) 1989(平成元)年に採択、1992(平成 4)年に発効し、日本は 1993(平成 5)年に加入。 有害廃棄物の輸出に際しての許可制や事前通告制、不適正な輸出、処分行為が行われた場合の再輸 入の義務等を規定している。

■バーゼル法(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律)

平成4年法律第108号。バーゼル条約を担保する国内法であり、特定有害廃棄物等の定義のほか、 基本的事項の公表、輸出入の承認、移動書類の交付、措置命令等を規定している。

■富栄養化

湖沼や内湾が水中に窒素、りん等の栄養塩が多い状態に遷移すること。藻類の異常繁殖により、アオコ、赤潮等の原因となる。湖沼や東京湾等の内湾で生活排水等の人為的な原因で急速に進行していることが問題になっている。

■ポリ塩化ビフェニル (PCB)

1929 (昭和 4) 年に初めて工業製品化されて以来、その安全性、耐熱性、絶縁性を利用して電気 絶縁油、感圧紙等、さまざまな用途に用いられてきたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積し やすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、生産・使用の中止等の行政指導を経て、1974 (昭和 49) 年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止された。その後、2001 (平成 13) 年に PCB 廃棄物処理特別措置法が制定され、15 年後の 2016 (平成 28) 年までに処理を終えることとされていたが、2012 (平成 24) 年の法改正により 2027 年まで処理を終えるよう期限の見直しが行われている。また、2014 (平成 26) 年の PCB 廃棄物処理基本計画の変更により、高濃度 PCB 廃棄物については、事業エリア別に早期処理完了期限が定められている。

■ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

平成 13 年法律第 65 号。PCB 廃棄物について、処理体制の速やかな整備と確実かつ適正な処理を推進し、国民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として定められたもの。処分そのものを一定期間内に確実に行う点に重きを置いて立法措置がとられた。

ま行

■マイバッグ運動

買い物の際、買い物袋(マイバッグ)を持参して、レジ袋を受け取らない運動のことで、ごみの排 出抑制につながる。

や行

■容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)

平成7年法律第112号。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたもの。

■溶融スラグ

廃棄物や焼却灰等を高温で溶融したものを冷却し、固化させたものである。 溶融スラグは道路路盤材等の土木・建設資材として活用できるほか、容積が減少し、最終処分場の 延命を図ることができる等のメリットがある。

■溶融飛灰

廃棄物を溶融処理する際に発生するばいじんのことである。亜鉛・鉛・銅・カドミウム等の非鉄金属が高濃度で含まれており、従来は焼却飛灰と同様に埋め立て処分されていたが、近年、溶融飛灰を再処理して非鉄金属を回収・再使用するシステムが開発されている。

ら行

■連続式焼却炉

24 時間連続して焼却処理を行う焼却炉のことである。これに対し、1 日 16 時間焼却処理を行う焼却炉を准連続式焼却炉、1 日 8 時間焼却処理を行う焼却炉を機械化バッチ式焼却炉という。

英数字

■ISO14001

国際標準化機構(ISO)により定められた環境管理の国際規格である。

組織が、自らの事業活動に伴う環境負荷について、負荷低減のための取組を持続的に実施するために要求される規格である。

■2R

リデュース(Reduce): 発生抑制、リユース(Reuse): 再使用の 2 つの頭文字をとったものである。もともとは上記にリサイクル(Recycle)を加えた「3R」(「3R 参照」)が提唱されていたが、リサイクルに比べて優先順位が高いものの取組が遅れているリデュース及びリユースを「2R」としてまとめて呼称している。

■3R

リデュース(Reduce): 発生抑制、リユース(Reuse): 再使用、リサイクル(Recycle): 再生利用の3つの頭文字をとったものである。 これらにリフューズを加えた4Rということもある。 (「4R参照」)

■4R

リフューズ(Refuse): 断る、リデュース(Reduce): 発生抑制、リユース(Reuse): 再使用、リサイクル(Recycle): 再生利用の4つの頭文字をとったものである。

- ① リフューズ (Refuse)
 - 不要な物を断ることである。例えば、スーパーのレジ袋や割りばしを断ること等が該当する。
- ② リデュース(Reduce) 廃棄物の発生を抑制することである。例えば、生産工程から出るごみを減らしたり、製品の寿命を長くし、廃棄物として排出を抑制したりすることである。
- ③ リユース(Reuse)
 使用を終えた製品を、形を変えずに再度使用することである。例えば、不要になったものを他者に譲ったり、売ったりして再び使用することである。
- ④ リサイクル (Recycle)

廃棄物を製品の原料として再生利用することである。一般的には、紙、鉄くず、アルミくず等について精製等を行い、資源として再生利用することである。

リサイクルは、住民レベルでは、ごみを分別排出することにより取り組むことができますが、最終的には、大がかりなプラント等による処理が必要であり、コストがかかります。

北谷町一般廃棄物処理基本計画

平成 30 年 3 月



策 定 者 お谷町 住民福祉部 保健衛生課

〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町字桑江 226 番地 TEL (098) 936-1234 代表

作成委託



株式会社 沖縄チャンドラー

〒900-0002 沖縄県那覇市曙 3 丁目 18 番 26 号 TEL (098) 862-5871 代表